商工だより

創刊号

1952

發刊のことば　会頭　越智岩太郎
中小企業雑感　柏木宏二
中小企業繁榮の道　中垣輝雄
鋏の中の中小企業　中村絹次郎
商工會議所の使命　通商産業大臣　高橋龍太郎
商工會議所のありかた　中村貞三
資料　下期景氣をどう觀るか　飯田清三
これからの株式利廻　那須璋左右
随想　書齋雑感　吉川英治
六根よ清淨であれ　柴田敏夫
迷夢から醒るべきとき　文淵
紀行　對島の旅　永島福太郎
解説　改正地方税制の全貌
治安問題と勞働運動　三段崎俊吾
ソ連は日共の武裝闘争に何を期待してゐるか　高谷覺藏
偶話　青春と老年　笠原治郎譯
商店経営　お客に用ゆる言葉のお手本　遠藤繁儀
觀光みやげ品一考察　京極信太郎

9

奈良縣商工会議所編

野村の投資信託

この実績 { 配当 年1割2分5厘 (1～6回)
元本の値上り 1年余て6～7割

無記名・一口 5千円

野村證券

奈良出張所

奈良市東向北町 近鉄駅前（電 2022・4421）



マツダランプ

東京芝浦電気株式会社代理商

関西電気実業株式会社

奈良営業所

奈良市今辻子町20ノ2

電話 2689・3172

本店 奈良市今小路町

電話奈良 二一二七 二〇三一番

鐵鋼物 株式会社 ひの利商店

出張所 近鉄油坂駅前

電話奈良 二八七六番

ボールト、ナット製作・ひの利商店鐵工部

営業種目 煙草苗床用特殊加工苗育布 煙草苗床用苗育布 寒冷紗其他各種綿布 製造販売

和洋織物株式会社

取締役社長 廣田義雄

大和高田市駅前通一丁目

電話 高田 六七九番 七五四番

トラックの御用命 お荷物の運送は 通 へ

奈良市油阪町（国鉄奈良駅前）

通 日本通運株式會社奈良支店

支店長 竹田久治

電話奈良 自四七六一番（代表） 至四七六五番

サービスは我社のモットー

關西電力株式會社 奈良支店

支店長 難波恭一

電話奈良 自四九三一番 至四九三六番

奈良県磯城郡桜井町戒重

西垣林業株式會社

取締役社長 西垣愛太郎

電略「ナラサクライ」ニシリン

電話桜井 五五五番 五五六番 五五七番 社長宅及夜間用 五五八番

名古屋営業所

名古屋市瑞穂区桃園町七番地

電話瑞穂一〇九三番

創刊號目次

発刊のことば
中小企業雜感……會頭 越智岩太郎…一
中小企業繁榮の道……柏木宏二…三
——本縣商工業の盲点——
峽の中の中小企業……中垣輝雄…四

會議所だより
商工會議所の使命……通商産業大臣 高橋龍太郎…七
商工會議所のありかた……中村貞三…八
奈良縣商工會議所壹ケ年のあゆみ……一二
〃　最近の動き……二〇
〃　商取引のあれこれ……一九

資料
下期景氣をどう觀るか……飯田清三…四
これからの株式利廻……那須璋左右…七

隨想
書齋雜感……吉川英治…二六
六根よ清淨であれ……柴田敏夫…二六
——たやすい健康法——
迷夢から醒めるべきとき……文淵…四

解說
改正地方稅制の全貌……三五
金融處の巻……四一
外國人旅行者の免稅……四六
土產品に輸出免稅……四六
——免稅手續の仕方——

觀光みやげ品一考察……京極信太郎…五一

紀行
對島……永島福太郎…六三

偶話
治安問題と勞働運動……高谷覺藏…七
——主として破防法について——
ソ連は日共の武裝鬪爭に何を期待してゐるか……三段崎俊吾…五
青春と老年（蒙古民族物語）……笠原治郎譯…六三

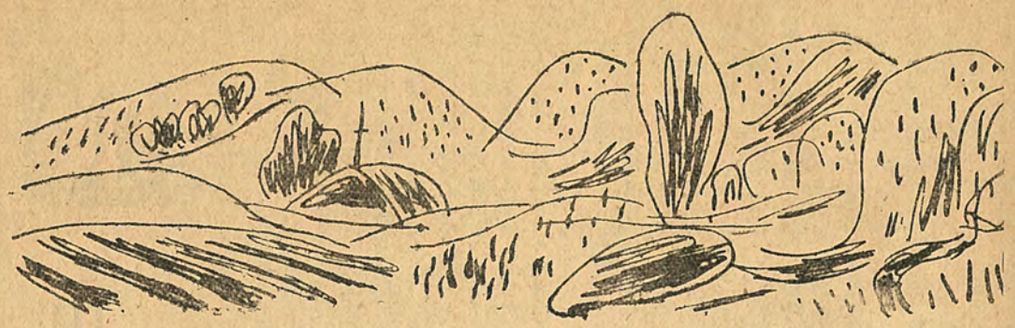
商店經營
お客さまに用ゐる言葉のお手本……遠藤繁儀…一〇
商人心得帳……一〇

談話室
電話をかけつゝお辭儀……三三
エチケットのいろ〳〵……四六
世界主要國民の壽命……三三
日本から「アチャラ」へ行く船賃……三三
バンコ——錢はお足——その行先……五〇

たわごと
考……三二

○經濟統計……中小企業信用保險の現況　中小企業廳調……六四
　最近の小賣自由物價　當會議所調……六六

あとがき……K生……六六



発刊のことば

會頭　越智岩太郎

多忙な日々を送つているお互い産業人には、仲々物の本を読むひまは与へられません。

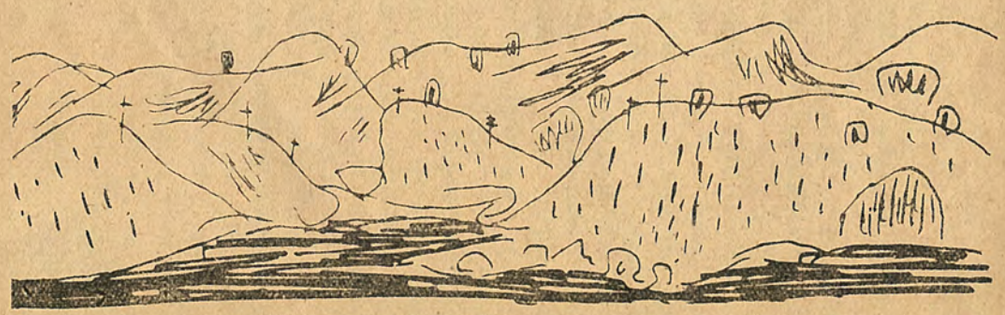
けれどもコツ〳〵と下を向いて働いてさへ居れば、事業の経営は成り立つた時代はもう過去のことではないでしようか。世界のどこかに、少さな波が起ると千波万波、もうすぐ我国の経済界に、否お互の業界にひゞいて来るのが此の頃の定石であります、従つて世界の情勢や、惹いては我国各方面の大体の動きを知つていなければ、いつも取り残され勝でしよう。

自分の本業に深いものを持つことは勿論でありますが、浅くともいろいろな事情につき、広い常識をもち、少くとも人々の話を聞いて一通りは判ると云う程度の知性は必要ぢやないでしようか。

こんな観点から、各方面エキスパートの玉稿を得て、お互い産業人の心の糧として「商工だより」と銘打つて、発刊致しました。

もとより観念的な統計表などの羅列ではなく、実際面に必須な事項をぬかりなく採り入れたつもりではありますが、何分編集に不馴れなため、其の完璧には、仲々程遠いものがあります。今後大方の真摯な御鞭撻と御指導に依る外はございません。

終りに玉稿を賜りました諸彦に対し、深甚なる謝意を表する次第でございます。



綿糸布製造

大日本紡績株式會社 高田工場

工場長　飯尾富雄

大和高田市幸町
電話高田八〇〇～八〇三

日本勧業銀行奈良支店
大阪銀行奈良支店
南都銀行
三和銀行奈良支店
協和銀行奈良支店
（いろは順）

食料品加工用繊維品、綿繊ベルト
コンベヤーベルト、醸造用研磨用袋織
其他帆布、厚織物等製造

前山厚織工業株式会社

取締役社長　前山誠逸

奈良県吉野郡下市町大字下市二九四
電話下市一〇三番（事務所）
二六一番（工場）

日本染織工業株式會社

取締役社長　越智岩太郎

営業種目
輸出・内需綿・スフ・麻織物竝ニ蚊帳地の製造販売
晒、シルケット、染色、樹脂加工竝に蚊帳地染色仕上、縫製加工

本社　奈良市油阪町一〇五　電話奈良四六七一
本社工場　奈良市油阪町一〇五　電話奈良四六七二・四六七三
商事部　京都市中京区蛸薬師通東洞院東入ル　電話本局九七九一九〇四
西大寺工場　奈良県生駒郡伏見町西大寺　電話西大寺三八
川上工場　奈良市川上町三六七　電話奈良三二一二
岸和田工場　岸和田市上町七七七　電話岸和田二三一



中小企業雑感

柏木宏二

御存知の様に中小企業の問題が喧しく云われだしてから既に相当の年月を経て来ている。併し中小企業といつてもピンからキリまである。そして中小企業とは大資本の拘束の下にある企業とか、組織を持たない企業とか、或は手工業を内容に多くもつ企業とか、或は従業員数や資本金別に数字を挙げてそれ以下の企業とか、色々云われるが、然も尚中小企業とは何かという定義が明確ではない。

だが、定義は別として、現実に中小企業は厳然として存在し、日々夜々、資金繰りに苦しみ、浮きつ沈みつしている。何しろ日本の全産業の九〇%以上が中小企業と云われ、その中で消えては浮かび、浮かんでは消え乍ら、その絶対数は変らないにしても、内容はその時の経済変動の波に従つてどしどし更新されている現状であり、これ、中小企業は雑草であると云われる所以である。

この日本の産業構造の底に網の目のように拡がり横たわつている中小企業が、今後如何に生きるべきかという問題は、まことに切実であり、一日を争うものであるが、遺憾乍ら一朝一夕に容易に解決されないばかりか、寧ろこれという適切な解決方策は見当らないと云つても差支えない。では果して日本の中小企業は希望のない暗い苦難の宿命を背負つているだろうか。そこで先づ現在の中小企業に共通した弱点といつたものを概括的に挙げてみて、それらから今後の中小企業の行手に明るい何らかの結論らしいものが出て来れば幸いである。

第一に現在の日本経済が、世界の経済に密接につながつていて、世界の経済変動の波が忽ちに底の浅い日本経済を震動せしめ、中小企業がそれによつて見事に振り廻されているということである。その事は、こゝ二三年来の日本経済の動きをみれば明らかであり、大企業の不振が中小企業にしわ寄せされて来たことは、既に経験済みであろう。この事実から出て来ることは、云う迄もなく「中小企業と雖も世界経済と日本経済とのつながりを絶えず注意して、経済変動の波に対応する策を不断に持つていなければならない」ということである。併しこれがなかなか実行されておらず、事実中小企業もいゝ目をしている時があるが、その波に乗つて得た利益で以て、家を新築したり、不要な設備を拡充したり、結局、その利益が企業内部に於ける自己資本として蓄積されていない。

これでは何時迄たつても所謂中小企業から脱却出来ないのも無理からぬことである。つまり如何なる企業も、現在、単に国内だけの経済事情に左右されるものでなく、而もその変動は上るか下るかだけであり、上る時に下る時の用意を、下る時に上る用意をすることが必要ではなかろうか。

第二に原材料を仕入れ、それを製造し、販売する、或は商品を仕入れて販売することによつて、当然利益が生ずるものだ、即ち資金を廻転すればする程利益があがるものだ、という観念である。これは第一に挙げた景気変動と関聯するが、それはさて措いて、こゝで問題になるのは、商品が売れるかどうかである。売れなければ、資金は廻転しないが故に、利益を生まない。そこでその製造された商品の品質、或は仕入商品の質及び販売方法が問題となる。果して現在の中小企業の製品の中、自己の最大の自信を以て製造されているものが、どれ位あるだろうか。要するに自己の採算に於て製品が売れなければ、いくら資金を廻転しても、それは利益をあげるのではなく、逆にジリ貧に陥ることは当然であろう。繰り返して云えば売れる商品であることが必要なのである。この点から出て来ることは、昔から誰でも知つている、他より優秀な品質の製品ということである。この事は更に技術の優秀か否かに帰せられる。ところが現在の中小企業に於て独特の技術を誇るものは極めて微々たるものがある。又僅かな例を除いて販売方法に独特の工夫を凝らしているものは少ない。

第三に、これは注文する方が無理かも知れないが、中小企業経営者の多くがワンマンであつて、仕入、製造、販売、資金繰りと、すべて一人がやつていることである。

実際に云つて人間一個の能力には限界があることを知るべきであろう。即ち中小企業の経営には業務組織が欠除していることである。企業経営に独裁ということは一つの要素であるが、決して全部はでない。独裁的経営は時として非常な利益を得るが、同時に同じだけ、或はそれ以上の損失を生ぜしめる確率があり、最も原始的経営と云われる。

かくの如く経営に組織がない、従つて中小企業者個々の力は弱いが故に、必然的に大企業に圧倒される。そこで中小企業者の集団をつくり、その力によつて中小企業の繁栄を来たさんとするのが、中小企業等協同組合法に示される組合である。但しこの場合の条件として相互扶助の精神によつて……という項がある。即ち業者が互に扶け合うというのであるが、事実は果してどうか。残念乍らこの精神に徹することは出来ない。それは業者自身相互に自由な競争の立場にあるが故に—これは資本主義社会の特性であるが—相互扶助の精神と矛盾を来たす。従つて組合内部に於て利害が衝突し運営に円滑を欠く結果となり、組合は単に商工中金から融資を受けるためのものに過ぎなくなり、実質的な事業が積極的に行われなくなる。実を云えば、これは業者が如何にして同じ業種の共同の利益を守るか、即ちその手段方法が組合であることに気附かないで、単に自分自身の眼前の利を追うに汲々としていることによるものと考えられる。

第四に大部分の中小企業の経営者がめくら経営をやつていることである。その経営は所謂カンによつており、果して所期の如く自己の企業が利益をあげているかどうか、数字的に明らかでない場合が多い。特に個人企業に於て然りである。即ち自己の企業の実態を正確に把握していないで、把握しているように思つていること自体に、種々のトラブルを生ずる。健全な企業は決してギャンブルではなく、寧ろギャンブルの胴元たるべきであろう。

この事は企業経営に計画性を失し、その場、その場を切り抜けんとして、日々余裕のない苦しい立場に追い込まれている。例えば資金の手当も区々になる。又市場調査も充分でないから、需要に合致しないようなものをつくる。要するに自己の企業に対するコンマーシャルベイスについての科学的裏付けがない。こうして自分が自身をそういう苦しい立場に置くというのが多い。これでは銀行が融資してくれぬといつても無理であろう。健全な経営では驚く程の利益もないが、倒産する程の損失も蒙らない。

以上極めて簡単に中小企業の問題について述べて来たが、これに対し、国家にしても県にしても、今迄に又現在も種々の施策を講じている。即ち、組織化対策、技術対策、合理化対策、金融対策、或は商業対策等々、まことに多い。最近では特定中小企業安定の為の臨時措置法が公布され、繊維その他十四業種について自主調整し、これによつてその業種の安定を図らんとしている。けれども以上の対策がいずれも帆を隔てて痒をかく感のあるのは何故であろうか。

先に中小企業の弱点として提起された四つの問題から得られるものは、凡百の所謂中小企業対策も、所詮中小企業経営者の自覚がなければ、空念仏に終るに過ぎないことを暗示しているとすれば—これは決して責任逃れではない—問題の答が那辺にあるかは自ら明らであろう。

尚中小企業の問題の細部について現実的に幾多困難なものがあつて、それについて論じたいものもあるが、要は経済の動きを根本的に左右するものが何であるかに思いを致すならば、行政的な方策は単に中小企業に対する補助的な役割でしかなく、それも中小企業者の企業に対する熱意とマッチしてこそ実効を生ずるものと考えられる。

——奈良県経済部長——

▽▲
▽▲
▽▲

（二六頁より）

二、断層的インフレのために過小資本を以つて過大の取扱量を余儀なくされている資本構成の弱点からちよつとの不況にも企業整理を起し易いこと。

三、問屋を中心とした配給機構が多年の空白のあとまだ出来上つていないので、各業界とも業者間の相互援助的関係が逆に相互に危険負担を押しつけ合つている態勢になつていること。

しかし、これらの個々の理由以外に、敗戦後の日本経済が広大なる海外市場と植民地を喪つて、しかも過剰人口を収容せざるを得ないところに、むしろ基本的な問題があるので、朝鮮動乱ブーム当時のような有効需要が常に内外市場から起れば問題ないが、それが一時的に終つて減退すると日本経済全体としての正常的な経済循環が喪われるのである。いいかえれば朝鮮動乱ブーム当時のような臨時的需要が常時期待されないかぎり、現在日本経済の立つている基盤からすれば八千万人口は絶対的過剰で、六千万に縮少せねばならないというに帰着するのである。これからのわが景気情勢をみるには、常にこうした基盤に立つている日本経済であることを考慮せねば、来るべき不況にしても好況にしても、その内に内包されている底流を見のがすことになるであろう。東商七月号より転載

——（日本証券投資協会々長）——

中小企業繁榮の道

……本縣商工業の盲点……

中垣輝雄

まえがき

古都奈良を中心とした本県商工業も漸次躍進の路をたどつていることは申す迄もないが、本県においても我が国全体の傾向と軌を一にして中小企業者が多く、この振興こそ商工振興の第一歩であると思います。特に日本紡高田、郡山の二工場を除いては生産額、従業員数、資本額等各方面からみて大企業と見做しうるものは、五指に及ばない程度でありますから、商工対策即中小企業対策と申しても過言ではありません。

かゝる意味から本県の商工業を瞥見して、県下業者各位の反省すべき諸点をあげ、それを基盤として中小企業の繁栄の道を考えてみたいと思います。

近代的な産業へ

本県の産業は極端に申しますと、まだまた資本主義的な企業として発達していないと思います。このように後進的な状態に止つている理由として次の二点に帰するのではないでせうか。その第一は生産方法が副業的な家内工業から脱しえないため。その二は製品そのものが特色があつて本県以外では生産されず、生産方式なり、製品なりが改善されないため。

この二つの分類を名付けて副業的工業と伝統的工業と言つておきましよう。副業的工業としては、靴下とか貝釦が挙げられますし、伝統的工業としては、筆墨、一刀彫、赤膚焼、奈良漆器、大和絣等々があります。前者は、豊かな農産、林産を足場とし、後者は伝統的な持味を地盤として、共に古来の企業形態に甘んじていると申せます。

然し近代科学の発達は、日新月歩の言葉の通り著しい進展をみている現状でありまして、企業そのものの経営も改善に改善を重ねない限り、存立そのものも危ぶまれて来る時代であります。この現象は、我が国工業の立遅れが欧米先進国に比しうる如く、本県のこの二つの類型に属する工業は我が国の一般工業水準に劣つているのであります。この現状を端的に把握し業界各位も真剣に問題と取組んで解決を急がれることこそ本県商工業の振興への第一道だと申せましよう。

副業から専業へ

まず副業的工業は専業化して戴きたい。こう申すと実に不合理な余韻が残りますが、必ずしも生活安定の一部であり、財産の主要部である農地、山林を見捨たらという意味ではなく、工業は工業として独立採算的に経営すべきだという提案であります。

副業的に経営するときは、必ず工業生産の利益は農林へ、農林収入が工業活動へという風になり、工業そのものの近代的改善への努力が薄れ勝ちになるからであります。長い眼で工業をみるとき浮遊的な経営は必ず、生産設備なり、生産方式なりを固定化する危険が、多分にあると信じます。この意味で工業部門のみは専業的な独立採算制により工業的利潤は設備の改善なり、販路の打開なりにそゝぎ、損失についても必ず商工業的な感覚で補正してこそ常道だと思うのであります。

傳統的から近代的へ

伝統的工業は、或る一定の購買層をもつていることは明らかです。筆墨は勿論書道具としてでありますがその他の品々は主として上流の購買層か、特種な職域を対象としています。しかし、これらの工業は販路の点で必ずしも現状ではこれ以上発達するとは申せません。

この工業を振興させるためには、大衆化して新しい顧客を獲得するか、現在の設備なり技術なりを利用して新しい生産に転換して行くかの二つしかないと思います。

こゝに伝統的産業の近代化の諸対策こそ今日緊急の問題であります。と申しましても伝統的な持味を捨てろとか、美しい工芸品を駆逐せよとか言うのでなく、大衆品の生産、新製品の提出により企業基礎の安定を図つて戴きたいと言う意味から申すのであります。

季節的から経常的へ

いま副業的工業と伝統的工業の問題について問題を提起しましたが、もう一つ本県産業の盲点があります。それは、需要が一定時期に限られているとか、生産方式の点で年中生産が出来ないとかの理由で、一定季節しか生産しない工業部門があります。例えば、蚊帳、金属引手、墨等がこれであります。これを名付けて季節的産業と呼んでおきます。

この季節的産業は多くの点で頗る不利であります。即ち固定資本なり流動資本なりが無駄であり、休業中の労働者に対する労賃の支給が不可避であり、又季末には買いたゝかれる等々、このように季節により眠る産業を如何なる方法で経常的な生産に転化させるかは業界各位の大きな悩みであると存じます。この打開策も又本県産業の振興策の重大な一つであると思います。

難題の解決

盲点の指摘は必ずしも難事ではありません。この盲点を取上げて、この解決策をたて、一つ〳〵実施し且つ好ましい成果を得てこそ意味があると申せましよう。しかし反省あつて初めて解決への道もあるのですから、この反省を怠らないことも向上への道ではないでしようか。

県下の業界各位が概して現状に安んじておられることは極めて危険であります。敢て申しますと、これらの欠陥の帰するところは、企業経営が経営者の個人的な努力にのみ依存する所謂「旦那の事業」にあると思います。商取引は勿論、金融も技術も、労働もすべて主人一人で背負つているのでは、万能の士でない限り、円滑な企業活動は出来ないと言えます。この欠陥を補正するために企業組織の整備が近代的な企業には行われています。これを端的に表示しているものとして、昭和二十五年に商法を改正し「会社は定款を以つてするも取締役が株主たるこれを要すべき旨を定むることを得ず」という資本と経営との分離の方向がとられたのです。

経営は、経営の専門家に委託するという経営方式が現代の新しい企業の在り方であることは、実際面からも又理論的にも正しいと思いますが、この方式を直に県下の中小企業に採用することは全く困難であると思います。しかし、経費の範囲内で、この方式に進んでゆく努力は是非致したいものです。

この点に関し、県当局におきましても万全の御支援と御指導を致すことにより、企業の経営の近代化による繁栄を見出すべく努力を持つている次第です。

繁栄のために

本県商工業の致命的な盲点として副業的工業、伝統的工業及び季節的工業の三つを挙げてみましたが、この三点を一刻も早く是正して行くことが緊要だと存じます。

これが対策としては、何等新奇な方法はなく、唯従来の中小企業振興対策である合理化の推進、組織化の強化、金融の円滑化に帰すると思います。根本的な方向を定めさえすれば、この方向に向つて、色々な行政方策なり、企業努力なりで解決されると存じます。

中小企業の繁栄策は、古くから新しい問題だと申されている通り、殆ど行政方策は変つていないと思います。本県におきましても新しい方策はありませんが地味に深く広く施策を実施して参つています。

方向も定まり、方策もありとすればただ一日も早く目標に到着することだけであります。

むすび

私がこゝに申し述べました三つの盲点並びに経営の近代化の問題につきましては、独善的な面も多々あると存じますが、この問題の提起と相俟ちまして県下業界各位の御高説を拝聴し、長い眼で実施する本県中小企業の繁栄策を樹立致したいと思いますから、御批判あらんことを切望致しまして本稿を結びたいと思います。

――奈良県経済部商工課長――





鋏の中の中小企業

中村絹次郎

一、近く実施せらるべき米の統制撤廃を契機として、県当局の地方産業行政の重点は、重農的から、重商的、重工的方向に大きく転換さるべき時が参りました。

特に県下の輸出産業に対する県当局の施策は、飛躍的に今後拡充されねばなりません。そしてその施策は、従来の日本の農業政策に見られたような恩恵的な補助金政策に堕することなく、外に向つては新らしい販路の開拓と拡充に、内に在つては企業の合理化―生産原価の切下げと企業の抵抗力の増大―の二点に向けられねばなりません。

以上の観点から重商重工行政への飛躍的転換に備えて県に於ても速かに、商工部を創設されることを希望して已みません。

二、右に呼応して、民間に於ては同業者の強力な協同組織化を推進して、之を通じて確実な信用力、担保力を生み出して、金融機関と提携し、金融上不安のない基盤を確立せねばなりません。

この具体的な実例としては、南都銀行と保証契約を締結して、組合員のため、大きな信用力を造成して、組合金融に成功している奈良県繊物及酒造の両協同組合があります。

平面的な、漫然たる、一時的な必要による設備の拡充を不用意にやらないで、常に現有する設備の改善、能率の向上に留意して、工賃歩合のよい、高級品の生産に努力せねばならぬと思います。

原料高と製品安の鋏状価格差に今日も今後も、いためつけられるものは中小企業でしょう。原料は大資本の独占的価格によつて常に割高であり、製品は同業者の過剰設備による生産過剰のため、常に割安であり、この「シェエレ」の中に挟まれて、生活費と、税金と、金利に追われるのが、一般の中小企業のむしろ宿命ですらあるように思われます。今後は中小企業生産の重点は、中小企業安定法による調整組合等を通じて、設備の切換、生産の制限に依つて、この「シェエレ」を打開しつゝ可能な範囲で高級乃至比較的稀少品の生産を考えなければならないと愚考しています。

――奈良綿業株式会社社長――



商工会議所だより

商工會議所の使命

通商産業大臣
高橋龍太郎

国民待望の平和約条が発効し、めでたく独立を迎えました時に当り、第十一回日本商工会議所会員総会が開催され、こゝに全国各地の商工会議所の代表者諸君に親しくごあいさつを申し上げる機会を得ましたことは、私の深く喜びとするところであります。

顧みまするに、わが国は終戦以来六年有余にわたりまして、内には国民ひとしく窮乏に耐え、外には米国を始め連合諸国の好意ある援助と指導とを受けましてようやく今日の復興を見たのでありますが、今や講和の成立によりまして、独立日本としての多くの新しい課題に直面しているのであります。

こんごのわが国経済に課せられました最大の課題は、わが国経済の自立達成を促進するとともに自由諸国との経済協力体制を強化し、あわせて講和の成立に伴う戦後処理の一環として、賠償の履行、外債の処理、連合国財産の補償等を誠実に履行することであると考えます。これらの課題を解決するためには、貿易を振興し、生産を増強して、経済規模の飛躍的な拡大を図らなければならないことは改めて申すまでもないのでありますが、現在の内外の情勢の下におきましては、貿易の振興といゝ生産の増強といゝ、決して容易なことではないのであります。従つてこれらの課題を解決いたしますためには、産業に従事いたしますすべての人の一層の努力にまたなければならないのでありますが、特に商工業者の地域的総合経済団体である商工会議所の活躍によるところ極めて大なるものがあるのであります。商工会議所の代表者諸君におかれましてもその使命の重大さを充分御認識の上商工業の発展のために常に中心になり先に立つて御活躍下され、一日も速かにわが国経済の自立が達成いたしますよう念願してやまない次第であります。

なお通商産業省といたしましても、商工会議所の事業活動に対しまして、できる限りの御支援を惜しまないものでありますが、講和後の経済情勢にかんがみまして、商工会議所の組織の強化と積極的な機能の発揚について、具体的に研究を進めている次第であります。

終りに臨みまして、商工会議所の活躍により今後益々御発展されることを祈りまして御挨拶に替えます。

なお只今総理のお話を私聞いておりまして一寸感じることを一言附加えておきます。

今日占領が解消したゝめに、われ〳〵としても又皆さんもこういうことを改めたい、又改めなければならないという意見があると存ずるのであります。私共まことに同感であります。

ところで今総理の言葉の中にもありましたが、海外では、日本が講和発効後どういうことをやるであろう。経済の民主化について占領中いろ〳〵指導してきたことを、すつかりこわしてゆくのではないかというような疑いの眼をもつて見ているのであります。そこで当局のわれ〳〵としては相当考えなければならぬこと〳〵信ずるのであります。又そういう意味で苦心をしているのであります。

従いましてわれ〳〵が最近やりましたことをなまぬるいというようなお考えを皆さんが懐かれるのはやむを得ないと存ずるのであります。

先刻の決議書を拝聴しても或は事業者団体法独占禁止法については、私共既に昔から事業者団体法は廃止すべきものである、独占禁止法というものも大巾に修正すべきものだという意見をもつておつたのでありますが、各方面の情勢から申しまするというと、この際はよほど考えて徐々に進めなければならないと考えているのであります。

つい一昨日の閣議で、通産省ではこの国会に「輸出組合法」を提出することに決したのであります。輸出組合法というものは、私就任以来非常に必要を感じ、強調しておつたのでありますが、今度できまする輸出組合法というものは、私自身考えて、甚だなまぬるい案なのであります。

先刻も申しましたような海外の情勢もそうでありますので、今度の輸出組合法というものは、われ〳〵がいう公正な貿易、公正な取引をするために、ということを十分に考えております。

とも角この際は、この程度のものでも輸出組合法が必要である。「輸出組合法」という特別法をだしますと、事業者団体法とか、独占禁止法が、これには適用しないことになつておりますので、取敢えずそういう法案をだすわけであります、これは国会でも大した異論なしに通過することゝ思いますが、この程度のもので発足致しまして、だん〳〵実施の上、その実績に鑑み強化する決心であります。一言簡単に附加えておきます。（日本商工会議所総会席上にて）

（雑誌）「商工会議所より」

…◇…

…◇…

◇…



商工会議所のありかた

中村貞三

◇はしがき

商工会議所とはどんなところか。一体何をするところなのか、どんな仕事をしているのか、われ〳〵商工業者とどんな関係があるのか……という質問をよく聴かされます。こうした質問が業界以外の方から聞かれるなら無理もないんですけれど、一番関係の深い商工業者の方から聞かれると一寸面を喰うこともあります。しかしながらこれに対し簡単に一口でお答えすることはなかなかむづかしいのであります。

あえていえば、商工会議所は、商工業がなりたち、県市民一般の生活がなりたつ最も基本的な経済社会の制度や実態を研究・分析して、輿論を結集し商工業の改善発達を促進し、その振興を通じて、社会公共の福祉増進に貢献することが重要な使命であり、目的であるのでありまして、その活動範囲は非常に広汎に亘っております。

時には税制の問題につき、或は金融の対策に、中小企業問題につき、或は電力対策などについて其の意見を取纏め関係方面に建議したり、陳情したりいたしまいためいために、一般に、商工会議所に対する理解が割合乏しいのであります。

商工会議所の歴史から申しましても欧米に於ては数百年、日本ですら既に八十年の伝統をもっておるのではありますが、この点では、わが奈良県は商工会議所の歴史は極めて浅く、漸くにして昭和二十一年十月に現在の奈良県商工会議所が生れたばかりで、未だ日も浅い関係もあつて、広く知られていないことも無理からぬこと〻思い折角努力をいたしております。

以下商工会議所の機能と性格などについて概説して見ましょう。

◇商工会議所はいつごろから出来たか

やはり欧米が先進国でありまして、古く十五世紀の頃、フランスのマルセーユで始めてつくられています。わが国では、ズツと遅れて、明治十一年に初めて◇商法会議所というものが出来、その後政府が欧米各国会議所の組織を研究して、その必要性を認め、明治二十三年に商業会議所条例を公布して、会議所の設立を勧奨し、更に明治三十五年には、商業会議所法を制定して、ここに公共的な性格をおびて著しい発達をとげ、昭和二年には、新に工業を合体した商工会議所法が生れ、このとき既に全国に二百の会議所ができております。ところが昭和十八年大東亜戦争正に酣のとき、商工会議所法に代つて、商工経済会法という戦時法令の公布によつて、一時は商工経済会と名乗つたのですが、終戦と同時に元の商工会議所として立ちかえり、昭和二十五年五月新らしく又商工会議所法を制定されて、現在全国各都市に三百以上の会議所が設立されています。その内で当所の如く、県一円の会議所というのは、全国でも少く他に、一、二ケ所位で特異な存在であります。

◇商工会議所は法律できめられた唯一の経済團体である

商工会議所の公正中立な特殊な性格は、個人の意志や、党派の勢力とかによつて左右され、その権威をけがされるようなことが、絶対あつてはならないので、商工会議所法という法律によつて規定され、その健全で、且つ民主的な発達す。税制の問題にせよ、金融打開策にせよ、その他一般的な商工振興方策にせよ、小さい個々の力では解決の困難なことは申上げるまでもありません。況んや民主々義国家として力強く立ち上つたわが国は輿論を尊重さるべきでありましょう。

商工会議所はこの与論を集めて、それ〴〵の方面に反映さすのであります。県内限りの問題なれば奈良県商工会議所が、中央的な又は全国共通的な問題になると全国三百有余に上る商工会議所が、日本商工会議所を中心に連繋一丸となつて関係方面に運動したり其の筋に与論として訴える訳です。

こうした意見活動のほかに、商工相談・商取引の斡旋・各種の調査研究・情報の蒐集交換・講習会講演会の開催・企業合理化の促進・経営指導・技術指導とその検定・県物産の販路拡張・貿易の振興・観光宣伝・国際親善のことまでやつておりまして、逐一こゝに書き並べると限りがないのですが、要は商工会議所は比較的基本的な仕事が多く、このような、最も基本的な活動は、われ〳〵日常生活の利害に直接の関係があるようにみえなくて始めて◇商法会議所の公共的性格を、他の類似する私的団体と厳格に区別するために、商工会議所という名称の保護が、この法律によつて与えられております。このような特殊な法律によつて、特にその基礎と保護を与えられている経済団体は、他にありません。政府では現在の商工会議所を、名実共に地域的な経済総合団体に強化するために、次期国会に一歩を進め特殊法人とすることなどを含む改正法を提出する意向にあります。

◇商工会議所は普通の経済團体ではない

よく業者の方から、私の方は組合にも入つているし、協会にも加入しているから、商工会議所へ入る必要はなかろうという言葉を聞きますが、これは全く本末顛倒の御意見ではないでしょうか。

組合とか、協会とかは大体は同業の方の集りで、従つてその目的は、業界の利益擁護であり、活動は、その業界だけの意志を代表したものであります。これは勿論大切なことですが、経済社会では往々にして、利益・不利益が表裏となり、一つの業界の利益は、他の部門の不利益を招き、ある主張に対して思わぬ方面から攻撃の火の手があがることがよくあります。

このような場合に、各方面からのあらゆる事情を考えて、最も公正で合理的な最大多数の利益のために働く機関が必要となるのですが、この任によく当り得るのは、商工会議所を措いて他にありません。商工会議所は綜合的で、あらゆる業界の方々が加入している、最も広汎な抱擁力をもつた経済団体なのです。この機関の機能によつてのみ、最も公正な立場に立つことができ、一つの主張がはじめて客観性を得て、強い力と味方をから得るのであります。縦に業種的団体があり、横に商工会議所の強い組織があつてこそ、はじめて業者は自由に強力な活動をすることができ、商工業の発展を期待し得るので、一人でも多くの方々の意見を結集反映し得るよう御加入をお勧めしているわけであります。

◇商工会議所は國際的に緊密な連繋をとつている

世界各国の枢要な都市には、真に民主的な市民及び商工業者の総意を結集する商工会議所が設置され、近代経済社会の発展に大きな力を注いできましたが、わが国の商工会議所も、これら海外の商工会議所と同じ目的・同じ内容をもつて、国際的な団体の一翼として活躍しております。単なる欧米の模倣ではなく、古い歴史と確たる伝統の上に、世界的な権威が認められ、その権威によつて緊密に連繋を保ち、それ〴〵国情を異にしながらも、その土地の商工業振興のために非常な努力を払つているわけで、国際通商の新しい開拓は、両国の商工会議所を通じて最もてつとり早く成功することができるのであります。

◇商工会議所の会員は榮誉を担つている

戦前・戦後を通じ、欧米を訪ねた方で、向うの商工会議所を利用された方は沢山ありますが、その際わが国の商工会議所の会員は特に優遇され、非常な便宜を与えられるとともに、歓待を受けたことは事実であります。ヨーロッパでも、アメリカでも、商工会議所の会員となるのには、既会員の紹介と、厳重な審査によつてはじめて入会できるので、これは入会というより、会員に選ばれるといつた方がいゝ位名誉なことであります。一度商工会議所の会員になりますと、その国際的な性格によつて、どこへ行つても商工会議所の会員たる資格を誇り、信用を得て優遇されるのであります。

◇商工会議所は市民のものである

商工会議所は、われ〳〵市民の利益のために活動する機関です。商工会議所法の第一条にあります通り、商工会議所は、単に商工業者のためにのみ存在するのではなく、社会一般の福祉のために、いろ〳〵の事業を行い、市民の世論を結集して、その強力な機能で、市民の意志を代表し、各方面に働きかけているのであります。

アメリカでは、地方自治体でやるような仕事を、商工会議所がやつていますので、市民の商工会議所に対する認識と親愛は非常に強く、またそれだけに市民もよく利用しおります。わが国では一般に、商工会議所に対する理解が乏しく、御存知のない方も多いようなありさまで、この点は段々われ〳〵の力で啓蒙してゆきたいと考えております。

◇商工会議所はすべての人に解放されている

それに従来から、商工会議所は大物業者の団体であるというような先入感から、甚だ近づきにくく、親しみにくい存在であると観念的に印象づけられてきましたが、実は非常な誤解で、商工会議所の性格を本当に認識し、その事業活動をよく見ていたゞくならば、このような観念は霧散してしまうはずです。

或はまた商工会議所を単なる社交機関・社交クラブのように解して、割切つてしまうことも、実はおかしいことです。勿論会員が商工会議所へ集つて、社交的な懇親をされることは、屢々行われることであり、それが窮極において商工業振興に貢献するのであれば、社交こそ当然必要なものというべきなのですが、この一面のみを捉えて云々することは、全く誤解も甚だしいというべきです。

いずれにしても商工会議所に対する一般の認識不足が根本の原因であり、また地域的に商工会議所の力が、他の各種の利益団体の力に牽制されて、社会的にこのように反映するからで真実は決してこ

んなに傾いたものではなく、全く公正中立、労資を問わず、企業規模の大小を問わず、われ〳〵一般市民とともに福祉を増進してゆく機関であることを、特に強調し、誤つた先入感を一刻も早く拭い去つてしまいたいと希望するのであります。

◇商工会議所は われわれが進んで 活用するところである

商工会議所の会員になればどんな利益があるのか、という質問を、いつも受けるのですが、このような質問は、全くピントはずれのものであります。商工会議所から何を要求されるかは、人によつて違いましようが、入会してすぐソロバンに現れるような利益をあてにすることは、およそ見当違いの御期待で、商工会議所は決して、特定の個人には利益を与えません。これは商工会議所の性格と、機能とをはつきり認識していたゞくならば自ら明かになることで、もし個人の利益を要求されるのならば、商工会議所の機能を、むしろ積極的に活用されることであります。

◇む す び

要するに商工会議所は一般的に、商工業の振興と社会全般の福祉のためにサーヴイスをしておりますが、それ以上の具体的なことは、進んで会議所運営に参加し、その機能の充実拡張によつて、大いに活用されるのであります。会員になつても、手をつかねて、与えられる利益だけを求めるだけならば、それではおそらく目に見えるような利益は得られないでありましよう。

（奈良県商工会議所常務理事）

寄稿歓迎

会員各位の御意見、随筆、其他（枚数御自由）

商人心得帳

売残り品
ぜひ片ずけることであるそれを金と替えて次の品を仕入れる

均一販売
残り品を均一売りする。此れもよい手だ

二重仕入
かくれている品が判らず二重に仕入れることがよくあるもの

尻が軽い
尻の軽いのは商人の武器

やり込める
理屈をこねる人は折々客までやりこめる調子に合すのが骨

ひろげる
積上げたものよりひろげた物に客は目がつく。少い品を多く見せる手である

売上のびる
見せる店は売上がのびる。客と人の動きを見る所にのびる店がある

若い主人
店で主人の若さが判ることがある。いきいきとした店張切つた店。そこに客が集る

表に出る
店内から客をみず店前に出て自分の店を見ることを毎日数回せねばならない

半分以上
老人と若い人との意見を半分ずつ取入れる—否半分以上若い意見を入れるべきだ

消極と積極
税苦よりも売上増加をはかる消極より積極之であり度い

町内繁昌
町内の繁昌即ち個店の繁昌である。個店の集いが町内であることを知らねばならぬ

値切りと値引き
まける！正札を守ることが何よりの信用絶対に値切りはない

心理をつかむ
同じ品が心斉橋で四〇〇円場末で三〇〇円でも心斉橋のがよいと思い売れる。此の心理をつかむ事である

へんくつ屋
へんくつやのおやぢ—此の名は決してよくない。気もちのよい主人と店—でなければならぬ。へんくつ屋—なんて時代おくれだ

おしやべり
客の間わぬに余りしやべつてはよくない説明は程々に客の言に合づちを打つ事がよい

他店をけなす
他店をけなしてはいけないほめて—さて私の店はというのが客によい感じを与える

奈良縣商工会議所壹箇年のあゆみ

昭和廿六年四月より廿七年三月まで

此の年の経済界は、前年度の朝鮮ブーム、アメリカ軍拡景気の後を承けて、新年度を迎へたが、米国に発した世界的景気の中だるみの影響は輸出の減退、輸入の超過、国内生産の過剰等に依つて繊維品を始め化学品其他商品市場の大暴落を告げ、加ふるに朝鮮停戦交渉と相俟ち鉄鋼其他重工業品の価額も低落に向ひ、前途楽観を許さざる裡に我国史上特筆すべき講和条約の調印となつたのであつた。

斯くして京・阪・神大手筋商社は極度の経営難を訴へ倒産する業者すら出ずるに至り本県商工業界にもこの影響を受け、金詰り、徴税攻勢に、経営上苦難の一途を辿りながら漸く其の危機を切り抜け得た。当会議所としては議員の改選、新役員の就任を見て事業運営面に新たなる気魄を以て恐慌期の経済界に於ける商工業の維持振興に努めたのであつた。

以下項を別ちて実施した業務の概要を述べると左の通りであります。

一、企業経営の指導

主として中小企業に属する経営面につき企業の合理化、金融、税務、其他経営上各種の事項につき講習、会、説明会、講演会等を催しました。

（一） 青色申告制度と改正税法の説明会

正しい、明るい納税に必要な青色申告制度の周知徹底と改正税法説明の為に税務署直税関係係官及当会議所職員等講師となり左記の通り県下各地にて説明会を催した。

十八日	当所大ホールにて	
昭和二十六年五月	二十一日	大和高田市にて
	二十二日	吉野郡上市町にて
	二十三日	磯城郡桜井町にて

（二） 金融懇談会

中小企業者の最大の悩みである金融面打開の一助として当所は県当局及奈良県協同組合連合会と共同主催にて左記の通り各地で懇談会を催した。

二十一日	高市郡八木町にて
昭和二十六年六月	二十五日 吉野郡上市町にて
	二十七日 山添地方事務所にて

（三） 商店経営講習会

小売商店経営に造詣の深い講師を招いて左の通り一日講習会を開催した。

昭和二十六年六月二十六日 当所ホールにて
顧客とサービスに就て 大阪心斎橋キンシ堂店主
商店経営 大阪能率研究所遠藤業務部長

（四） 店頭装飾コンクール

顧客吸収上必要な店頭装飾の向上を図るため、左の通り競技会を開催して新しい装飾につき指導奨励をした。

昭和二十六年八月十日及十三日審査
場所は県下高市郡八木町、南葛城郡御所町、宇智郡五条町の三商店街を選定した。

（五） 簿記会計長期講習会

県下の中小企業も法人組織に変更するものが多くなり、加ふるに青色申告制度の実施に伴ひ経理面は何れも旧来の大福帳式を復式に改める必要に迫られつつある際とて、当所は左の通り講習会を開催して之等の要求に応へた、特に此の企ては時機に適し定員の五十名を突破する盛況であつた。

会期	昭和二十六年自九月十八日至十二月十四日三ケ月間
	毎週火、金曜日午後六時半より八時平まで
会場	当会議所ホール
講習の程度	新制高等学校程度
科目と講師	簿記会計 元大阪商大教授 町野二郎先生
	商業経済 県立高等学校教諭 高田長文先生
	所得税法 奈良税務署 外賀直税課長
	法人税法 同 小橋法人税係長

（六） 商工相談所

中小企業経営上必要な各種の事項につき相談を受け、又は斡旋をなし調査等の依頼を受け商工振興上に寄与せる当会議所の商工相談所の本期間中の成績は左表の通りであつた。

A相談事項	件数	内容
法規	六	主として改正商法及登記に関する事項
資材	二四	原材料の買入、原材料の販売等の斡旋
金融	三七	設備、運転資金の斡旋、融資の説明

税務　一五五　所得税、法人税等の説明と折衝
経理　六二　青色申告簿記及一般簿記の説明指導
労働　一〇　労働法規の説明、ベースアップ陳情の為物価の証明
技術　四　織物其他の技術者の紹介
特許　二　申請事項の相談
意匠　二　会社商標等の相談
貿易　三〇　輸出品の紹介、原産地証明等
取引　四五五　商品の買入、販売の斡旋、紹介
其他　二一　各種に亙る相談
計　一、〇四四

B以上相談件数の内来所者の業類別

金属工業	三	製材及木工品	四〇
食料品工業	六九	メリヤス商工業	四九
食料品商業	八三	衣料品商	五三
紡織工業	八	其他雑貨類	四五
化学工業	三七	合計	四五九人

C文書に依る相談件数（主として商取引の斡旋）

繊維関係	六七件
製材及木竹製品	四六件
食料品	一一六件
名産品	一二件
各種雑貨類及各種の調査等	三六四件
合計	六〇五件

二、博覧会、見本市等の斡旋

本県物産の販路拡張に資する為め博覧会、見本市等に出品の斡旋をなしたるもの左の通りであります。

（一）　奈良県商工課と共同主催の許に見本市を左の通り開催した

昭和二六年十月五、六の両日　九州長崎市に於て
同　同　九、十の両日　九州福岡市に於て

右見本市に出品せられたものは蚊帳、メリヤス、靴下、曲木品、洋服地、奈良漬、筆墨などで長崎市では同市及佐世保方面の卸問屋三百余名を招待して本県業者と積極的な商談を行い、予想以上の成果を挙げた。又福岡市に於ては有名な岩田屋デパートを初め約五百名の卸業者の御来場を見て、本県製品の優秀さに多大の関心を寄せられ之亦相当の取引あり今後に期待せられる処中々大であつた。

（二）　博覧会出品の斡旋

県当局及奈良県出品協会と協力して出品の斡旋をなしたる博覧会は左の通りであつた。

福井市に於ける	福井復興大博覧会
大阪市に於ける	婦人と子供博覧会
四日市市に於ける	四日市産業大博覧会
伊賀上野市に於ける	子供博覧会

三、意見の表明、建議、陳情

商工業の振興に関し各種の事項につき意見を表明し又は関係方面へ建議或は陳情したるもの左の通りであります。

奈良市長	近畿商工会議所連合会	日本商工会議所
奈良県知事	奈良市長	奈良市会議長
公益事業委員会	日本商工会議所	

事項　件

市税法人税割に関する陳情	奈良市長
電気料金値上げに対する意見表明	近畿商工会議所連合会
税制改正に関する意見表明	日本商工会議所
商工振興に関する経費補助方陳情	奈良県知事
同	奈良市長
同	奈良市会議長
電力料金値上げ聴聞会につき意見表明	公益事業委員会
講和発効後の経済対策につき意見表明	日本商工会議所

1　産業基本対策
2　電力の確保
3　企業の合理化と労働対策
4　税制対策
5　行政機構の簡素化と行政整理
附加価値税反対等に関する建議
奈良県物産斡旋所を九州に設置方要望
県下道路整備改善に関する請願
同　件
商工会議所法改正に関する意見表明
信用協同組合育成強化に関する請願
中小企業資金融通法制定促進方請願
中小企業者に対する年末特別融資陳情
電力不足に伴ふ中小企業者に対する特別融資方要望

参議院専門調査室	
奈良県知事	
衆参両院議長	
両院建設委員	
両院予算委員	
近畿連合会	
衆参両院議員	
中小企業庁長官	
日銀其他金融機関等	
衆参両院議員	
通産大蔵両大臣	
安本長官	

平和条約調印記念の為産業人大会を昭和二十六年九月二十日開催し左の宣言、決議を行ふ。

宣　言

終戦以来六ケ年待望の平和条約は今回日本を含む四十九ケ国の多数を以て調印締結せられ、こゝに独立国家、平和国家への礎石が築かれ新しい日本としての再出発を認められるに至つたことは日本歴史の新転機として衷心喜びに堪えないところである。

然しながら独立国家としてはた又自由な国際社会の一員として世界の諸国に伍して行くには凡ゆる面に於て冷静に世界各国の政治経済の推移を見極め、常に忍耐を持つて、しかも新しい希望を以つて一歩一歩と力強く踏み占めて行かねばならない。

わけて世界の現状は自由主義諸国と共産主義国との対立状態にあり、わが国が新に自由主義国に属し得るに至つたと雖も、日本経済が置かれている地位を省みる時自立経済の達成に当つて我々産業人に課せられた使

命と責務は極めて重大である。

蓋し経済自立の方策たるや先ず生産力を増強し貿易輸出の振興を図る必要があり、それが達成はよく世界市場の動向を察知して、それに適応すると共に企業自体は愈々合理化を断行して品質の改善を計つて世界の競争に耐えると共に、一方自己資本の蓄積をはかり以つて金融の円滑化する組織を樹立する必要がある。

われら産業人はこゝに決意を新にして邁進することを宣言する。

奈良県産業人大会

決　議

我等産業人は世紀の平和条約調印を記念して講和後に於ける自立経済達成の為に先づ正しい道義に立脚して、信を世界に示し、生産を増強拡充して貿易の振興を図り以て国際収支の均衡に寄与すべき責務を痛感し、此の際各自の企業に経営に真剣なる反省と検討を加え国際経済情勢に即応する合理化と組織化とを断行して、本県産業界の面目を一新し延いては日本経済の自立に貢献せんことを期す。

奈良県産業人大会

四、講演会、懇談会等の開催

産業経済界の視野を拡め、其の将来に対する見透しを研究し、又は企業の合理化や金融、税制等中小企業経営上必要な各種の事柄に就て斯界のエキスパートを招き、講演会、座談会等を主催し又は他の団体と共催したるもの左の通りであつて、本県商工業振興上寄与する処誠に大きかつた。

開催月日	開催概要
二六、四、三（年月日）	（主催者）（県商工課）GHQ中小企業担当サルウイン氏を中心に懇談会当所に於て
二六、四、二	（県市及当会議所地方自治委員会共催）GHQ経済化学局歳入官地方税担当官マックカフェリー氏及近畿地方民事部民間報導係官を中心に「当面の税金問題及地方自治体の改善」に就ての懇談会を市町村会館に於て
二六、五、三	近畿民事部バーグ氏及民間報導部長を中心に「よりよき政治を作る懇談会」（当所より会頭、中村常務出席）
二六、五、六	（当所）新たに当選せられたる高椋奈良市長及当所関係の新市会議員との懇談会（当所にて）
二六、五、元	（当所）市内日刊新聞経済関係記者との懇談会（当所にて）
二六、六、三	（当所）大阪毎日新聞外信部長板倉進氏を講師として時局講演会（当所にて）
二六、七、六	（当所）新知事奥田良三氏をかこむ懇談会を椿寮にて（正副会頭、役員、事務局幹部等）
二六、七、三	（当所）大阪スタジアム専務浅田敏章氏及奈良税務局登記課長上谷事務官を聘し「改正商法説明会」を当所大ホールにて開催
二六、七、三	（当所）当所税務委員、県市税務課長県下各税務署係官等の出席を求め商工業者の税に就き懇談会を開催した（当所にて）
二六、七、六	（大和経済倶楽部と当所と共催）産業経済新聞論説委員太田掛礼二氏を聘し「最近の経済情勢に就て」と題し講演会を開く
二六、九、三〇	（当所）左記講師に依り「平和条約調印記念大講演会」を当所大ホールにて開催し引続き産業人大会を開いて別記の宣言、決議を行い産業人としての意志宣明した

1　講和と講和後の我国の産業経幣
　京都大学経済学部長　豊崎稔
2　講和後の国際経済
　大毎本社経済部長　西島捨丸
3　講和後の日本の繊維産業
　大阪伊藤万株式会社常務　近藤長一
二六、九、元　（当所）講和会議に政府の技術顧問として列席せられた本県選出駒井参議院議員を招き帰朝報告講演会を当所大ホールにて開催した
二六、一〇、三　（奈良県、協同組合連合会、当会議所共催）中小企業経営に造詣の深い学者の来県を機とし当所中ホールにて左の講演会を催したイ、中小企業と協同組合
　東京工業大学教授　磯部喜一
ロ、講和後の中小企業
　東京商業大学教授　山中篤太郎
ハ、雑貨工業論
　大阪外語大学教授　松井辰之助
二六、一一、四　（大和経済倶楽部、当会議所共催）本県五条町二見出身の九州大学教授岡橋保経済学博士を招き左の演題の許に時局講演会を当所にて催した
「果してインフレは来るか」
二六、一一、八　（当所）歳改まると共に「今年の経済界の見透しに就て」左の講師を聘し大講演会を開催した（日本経済新聞　佐藤編集長）
二七、二、三七　（県商工課、大和タイムス社、当所）本年最初の経済座談会は当所中ホールにて県商工当局、言論界及経営者として本所役員の三名に依つて開かれ活発な意見の交換があつた
二七、三、三〇　（当所）関西財界に重きをなす左のエキスパートの来県を乞ひ今後の企業経営や財界の見透しなどにつき各夫々の立場から意見の開陳あり、出席者との間に盛んに質疑応答があつて近来にない有意義な催しと評された

出席者（略敬称）

東洋紡績会長	関桂三
栗本鉄工会長	栗本順三
安宅産業常務	猪崎久太郎

武田薬品社長　武田長兵衛
堺商議会頭　任藤道次
関経連事務局長　工藤友恵
当所は越智会頭以下役員及一般会員多数

五、連絡会議

各種の経済問題につき協議、陳情等のため他府県会議所、其他の団体との連絡会議には左記の通り夫々関係者が出席した。

一、会議所関係

年月日（場所）　会議の事項　（出席者）

二六、四、二六（大阪）近畿会議所連合会常任理事会（二十五年度決算及二十六年度予算編成方針其他）（中村常務）

二六、五、一七（和歌山）全国商工会議所事務局長会（会議所法改正、税制の問題其他会議所の運営は就て）（中村常務）

二六、六、九（京都）近畿会議所連合会常任理事会（中村常務）

二六、八、三（新宮）近畿会議所連合会総会（二十五年度決算及二十六年度予算）（熊野川電源開発の件）（越智会頭、大西次長）

二六、一一、八（箕面）近畿会議所連合会理事会（電力不足に伴う中小企業融資の件）（米麦統制撤廃に関する件）（中村常務）

二六、一二、一三（大阪）近畿会議所連合会調査部会（各会議所の調査活動の報告及新規計画に就て）（京極主事）

二六、二、七（城崎）近畿会議所連合会事務局長会（電産ストに依る停電対策の件其他）（中村常務）

二七、三、五（大阪）近畿会議所連合会常任理事会（会議所の運営方針に就て）（中村常務）

二七、三、元（東京）日本商工会議所議員総会（中小企業振興方策の件）（会議所法改正其他の件）（中村常務）

二、其他各種団体関係

二六、六、五（当所）県及県商工協会、会議所との連絡会（会頭以下役職員）

二六、六、七（当所）県広報課、宗教連盟外六団体に依る民間団体協議会（中村常務）

二六、七、三（奈良市役所）桜井経電化促進運動協議会（大西参事）

二六、七、三〇（奈良市役所）公園諮詢委員会（趣智会頭）

二六、七、三〇（大阪）珠算連盟近畿ブロック会議

二六、八、三〇（同）近畿地区民間報導部人権擁護に関する懇談会（中村常務）

二六、一一、八（農協倶楽部）国際連合協会奈良支部（中村常務）

二六、一二、二〇（四日市市）関西線沿線商工会議所、交通部会（国鉄関西線電化促進と国道整備等の件）（大西参事）

二七、一、一三（神戸市）産業教育振興法実施に伴ふ協議会（京極主事）

二七、二、一（当所）健康保険の医療は関する協議会（越智会頭）

二七、二、元（大阪）関西経済団体連合会（中村常務）

其他県下商工業の振興方策に関し県商工課と定期的に連絡、打合会を開くこととし、開会したる度数昭和二十六年十月二日を第一回とし同年十一月、十二月、昭和二十七年二月の四回であつて其の都度県商工課長、以下各係長、当所は事務局長以下各担当の主任者列席し業務上につき種々打合、懇談を遂げた。

六、海外賓客の接遇

本年度海外より来県せられたもの左の通りで、其の都度関係者は其の接遇に万全を期した。

昭和二十六年六月七日　印度より実業視察団来県せら

二六、九、二五（県会事務局）地方銀行設立特別委員会（正副会頭、常務、次長）

二六、一〇、六（当所）全国輸出貝釦工業協同組合結成式（大西参事）

二六、一〇、二五（和歌山）珠算連盟近畿ブロック会議（和井田副主事）

二六、一一、八（県教育会館）国際連合協会奈良支部（大西参事、笠原主事）

二六、一一、二〇（同）近畿地区民間報導部人権擁護に関する懇談会（中村常務）

二六、一二、八（農協倶楽部）国際連合協会奈良支部（中村常務）

二六、一二、二〇（四日市市）関西線沿線商工会議所、交通部会（国鉄関西線電化促進と国道整備等の件）（大西参事）

二七、一、一三（神戸市）産業教育振興法実施に伴ふ協議会（京極主事）

二七、二、一（当所）健康保険の医療は関する協議会（越智会頭）

二七、二、元（大阪）関西経済団体連合会（中村常務）

二六、九、八（当所）国際連合協会奈良支部（正副会頭、外本所役員）

二六、九、六（日銀奈良事務所）平和条約調印記念貯蓄推進に関する懇談会（大西参事）

二六、九、八（当所）国際連合協会奈良県支部参事）

二六、九、九（当所）国際連合協会奈良支部（記念講演会）（越智会頭、中村常務）

二六、九、一五（当所）同（記念講演会）（越智会頭、中村常務）

れ貝釦工業其他各所視察見学につき当所大西事務局次長案内す。

昭和二十七年一月十六日　香港華僑亜東貿易公司、董事長張普善氏一行は本県の売薬及繊維製品の状況調査と取引方法等につき懇談のため来県はつき当所より京極主事列席して種々説明斡旋をした

昭和二十七年二月十九日　タイ国工業大臣一行は本県の家内工業（主として手工業）の状況視察のため来県につき、当所より中村事務局長出席斡旋せり。

七、電力対策

経済再建の重要部門である基礎産業としての電力問題も亦重視すべき事項であり、之等につき関係団体との連絡、協議に参功したること左の如し。

年月日（場所）　会議の事項　（出席者）

二六、五、一五（大阪）関西電源開発促進協議会（中村常務）

二六、七、五（大阪）電気料金値上に関する公益事業委員会の聴聞会に参加（杉本理事、小田会員）

二六、八、七（大阪）関西電源開発促進協議会（笠原主事）

二六、八、一〇（大阪）同（笠原主事）

二六、一〇、四（大阪）同（大西主事）

二六、一〇、八（大阪）近畿電力緊急対策協議会（京極主事）

二六、一〇、一三（大阪）同（同）

二六、一〇、二四（当所）奈良県電力緊急対策協議会（越智会頭）

二六、一〇、元（大阪）近畿電力緊急対策協議会（中村常務）

二六、二、二〇（当所）奈良県電力緊急対策協議会（中村常務）

八、工場誘致対策

奈良県より委託された工場誘致対策事業の一環として、昭和二十六年三月対策委員会の開催に引続き、本年五月には他府県の企業者に対する本県の工場立地条件の周知徹底を期する資料として左の調査完了し、パンフレットとして関係各方面へ配付した。

（一）奈良県工場立地調査（パンフレット）内容

奈良県の概要
資源資材の状況
電力事情
交通事情
気候の状況
労働力の状況
衛生事情
物価と賃金の状況

本県工業の現況

遊休工場並工場予定地の状況

（二）奈良県商工課と協力して本所職員を派遣して工場適地の実地調査をした。其の要領左の通りであつて今後の誘致上に資する処大きい。

イ、位置　宇智郡阪合部村大字上野吉野川沿岸畑地

ロ、敷地面積　約八万坪
但し工場側の要求に依りては隣接地に約四万坪（五条町に属す）あり

ハ、其他　現場は吉野川の北岸で耕地、竹籔、防風林地、荒蕪地等を含む約八万坪の殆んどは遊休地である。

大和二見駅を離るゝ西方約一キロで工場内へ鉄道引込も容易である。

村全体が熱意を有している。

敷島紡績が対照工場となつているが、現在の綿業界の不振では実現が六ケ敷い。

九、珠算技能の奨励

珠算技能の優劣が企業の上に及ぼすことの大きいのに鑑み、当所は常に斯界の向上発展に寄与して来た、本年度行つた事項は左の通りである。

（一）全国珠算能力検定試験施行状況

回別	施行年月日	種別	一級 受験	一級 合格	二級 受験	二級 合格	三級 受験	三級 合格	合計 受験	合計 合格
二六、六、二四		北部	四〇	三七	六二四	六〇	一六五	六六		
		南部	一三	一三	三七	九	二四	七一	一七四	八三
		計	一七	一三	七四	五五	二四八	一三一	三九	一四九
二六、一〇、七		北部	八	〇	三七	二	二五	三九	一五〇	四一
		南部	一七	五	五六	八	五一	七〇	二四四	八三
		計	二五	五	八三	一〇	二六六	一〇九	三七四	一二四
二七、二、三		北部	一〇	二	三四	三	二四	五六	一七八	六三
		南部	二〇	四	四八	八	一四六	四四	二四四	五六
		計	三〇	六	八二	一一	二六〇	一〇三	三九二	一二九
		北部	三一	二	九八	一一	三七三	一五七	四九二	一七〇
		南部	一四五	一三一	二五四	一八五	六二	二三	三九九	一〇五
		合計	七二	一四	三九六	二九	七四四	三四二	一、一〇五	三九二

註　表中の北部とあるは奈良市内の試験場、南部とあるは大和高田市内の試験場である。

（二）県下の検定試験施行状況（準三、及四、五、六、七級）奈良県珠算協会と共同主催にて左の通り四回地方検定として実施せり

昭和二十六年　五月　二十七日
同　九月　十　日
同　十二月　二　日
昭和二十七年　一月二十七日

試験場は何れも奈良、桜井、高田、二上、大淀、榛原、御所、王寺の各所にて行う

（三）奈良少年刑務所出張検定

宇陀郡宇太町　宇太町商工業協同組合

一一、会報、経済情報の発行

当会議所と会員との連絡を密にし、兼て企業経営上の指針とする為に当所より発行したるもの左の如し。

(一)　はがき型ニュースカードの発行

産業経済界の主なニュース、講演会、座談会など開催の通報、其他会員との連絡上必要な事項をトピックとしたものをはがき型にてニュースカードと名附け、毎月一回乃至二回発行することとし昭和二十六年十一月三日第一号発行以来本年度末第七号まで発行して全会員に配附した、此の企ては一般会員に対し会議所の認識を深めるのに大いに役立つている。

(二)　会報の発行

会報は昭和二十六年度春当所議員改選に際し選挙特報として発行以来休刊の状態にあり、昭和二十七年度より年四回程度相当頁数を有する雑誌として各方面有識者の寄稿を得て発行する予定である。

(三)　奈良県商工総覧の刊行

当会議所として数年来中絶の「奈良県商工名鑑」を今回は堂々四百数十頁の豪華版とし其の内容は商工編、観光編に別け本県の紹介を余す所なく記述し夫々関係の美術写真を挿入し且つ当所会員の営業状況を明かにせる名簿を印刷し、本書一冊は、よく奈良県商工業界の全貌を知るに足るものとするとの構想の許に昭和二十六年十一月編纂に着手したるも、年度内に完成するを得ず来年度に繰越した、昭和二十七年七月頃完成発行の見込である。

一二、図書の購入、寄贈資料の整備

企業経営上の参考図書を備えて会員の閲覧に供する為購入したるもの及各方面より寄贈を受けたる図書雑誌等左の如し

(一)　購入図書及新聞雑誌

法律時報、商店経営、ダイヤモンド、商店界、物価調査月報、日本の天然資源、奈良文化の伝統、商業経済、読売年鑑、時事年鑑、時の法令、日本税法大成、新税法大成、産業経済新聞、大阪朝日新聞、大阪毎日新聞、大阪新聞、日本経済新聞、奈良日日、大和タイムス

(二)　寄贈を受けた図書、月報、新聞等の主なるもの

在外事務所経済状報、大阪商工振興、労働統計年報関西経協、労政時報、経済と外交、中国の経済力、労働経済判例、西日本都市大観、貿易の北海道、広島自由物価概要、冷戦の長期性、日経連労働統計総覧、米ソの戦力比較、日産協月報、海外取引の紹介賃金スライド制の解説、労働協約講演録、労働組合の教育活動、新らしい商品取引所法、人事興信録、共産党非合法活動資料、雑誌経営者、商況速報、中小企業の金融、日商ニュース、関経連経済人、自由党情報、中日貿易時報、政治経済、社会運動通信、シエトロ速報海外市況、日本経済速報、鉄鋼労務通信、九州労働情報、国際商事仲裁委員会月報、党活動指針、中小企業庁だより、鉄鋼経済新聞、東亜商報、民労週報、奈良県庁だより、経済人、日商会報県下月旬刊新聞、奈良労働時報、通産省弘報、国土防衛、日経連タイムス、貿易タイムス、緑風時報、週刊労働、雑誌貨物、各府県商工会議所会報

左記各会議所発行商工名鑑

尼崎、浜松、新潟、一宮、佐賀、八戸、長岡、和歌山、萩、八尾、行田、布施、呉、高知、芦屋、福知山、舞鶴、松江、小田原、松山、沼津、鹿児島、松江、清水、岐阜、大阪、堺

一〇、奈良縣モデル組合選定

中小企業振興対策の基本要件は業界の組織化にあるに鑑み、県内中小企業等協同組合のうちより、優秀な模範的組合を選び、之れを「モデル組合」として一般に紹介し、其の実態を普及して、本県中小企業体の中核体とし、併せて各組合向上発展の資とすることを目的として生れたる、奈良県モデル組合審議会に当所も参加し、モデル組合候補組合として県下各種の十四組合の実地調査に当り、本所職員も共に派遣して調査の上審議会の最後の審査を経て左の七組合をモデル組合に選定した。

磯城郡桜井町　三輪素麺工業協同組合
大和高田市　高田ショップガイド協同組合
山辺郡針ケ別所村　白竜凍豆腐企業組合
山辺郡丹波市町　三島食糧販売企業組合
北葛城郡下田村　奈良県鋳物工業協同組合
磯城郡桜井町　桜井木材協同組合

入所中の少年囚に対し同所の要望もあり、奈良県珠算協会と共催にて左の通り実施した。

施行期日　受験者数　以上の内合格者数　準三級　四級　五級　六級　七級　八級　計

二六、六、八　四六　三　一　一三　五二　三三
二六、九、七　四三　一　二　一三　八　一七
二六、三、六　三四　一　一　一四　七　六　一七

(四)　競技大会の開催

昭和二十六年五月二十七日東京都に於ける第五回国民珠算競技大会に県代表選手一名を派遣した。

昭和二十六年十月二十八日奈良県珠算協会と共同主催にて県下畝傍町橿原会館に於いて第一回奈良県下珠算競技大会を開催した。参加者三百二十名で優秀者には知事及当所会頭より賞品を授与した。

一三、議員、役員の改選

昭和二十六年五月は本所議員、役員の任期満了に伴う改選を実施したが、商工会議所法制定最初の改選であつて其の意義は極めて深く、各方面から多大の関心を持たれ、終始非常な緊迫した雰囲気の裡にも至つてスムースに終了した、其の概要は左の通りである。

(一)　議員選挙

本所の選挙規則第九条に依り選挙委員会が構成され左の諸氏が委員に委嘱された。

委員長　中村貞三　委員　関信太郎、小山栄三郎、由井幸夫、乾太郎

第一回選挙委員会は昭和二十六年四月二日開会し左の各項の決議をした。

イ、選挙期日其他の日程の決定

ロ、地区別議員割当人員を左表の通り決定

選挙議員地区別割当表（附推薦議員数）

地区名	会員数	口数	会員制%	口数制%	平均率%	割当議員数	推薦議員数	合計
奈良市	四五二	九七	五五	五四	二七	二八	五五	
添上郡	八	一四	一	二	一	二	一	三
山辺郡	七七	一〇	一〇	一〇	五	三	三	八
生駒郡	三六	一四	四	五	二	二	二	四
磯城郡	六六	一一	一	一	一	一		一
宇陀郡	四八	五	五	五	二	二	四	六
高市郡	四五	七	六	四	五	二	四	六
大和高田市	四一	二	五	六	五	二	三	六
北葛城郡	三三	六	四	五	四	二	三	六
南葛城郡	二一	〇	三	三	四	二	二	四
宇智郡	二一	八	四	五	三	二	二	四
吉野郡	八三	三九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇	五〇	一〇〇
計								

昭和二十六年四月二十日　選挙施行の告示をする。

昭和二十六年五月三日　立候補届出の締切をする。

補届出者数と議員定数と同数であつたので届出者を当選者と決定する。

昭和二十六年五月五日　選挙委員会を開催し、立候

当選者左の如し

奈良市地区（定員二十七名）

橋本蔵治、油谷耕司、福田檜蔵、阪田勇、三宅文三、犬丸惣嗣、松村実之助、富田富治、山田助治郎、松村嘉彦、平岡孝太郎、紺木久兵衛、鶴田久雄、今西清兵衛、川合松治郎、杉山嘉一、宮嶋善治、上川捨治郎、吉田高治、白井栄太郎、笹川正雄、徳村岩吉、井上周夫、綿谷仙治郎、垣内寛一小山栄三郎、吉本治郎平

山添地区（定員二名）

安川猶一、弓仲忠一

生駒地区（定員五名）

小阪雅庸、谷正房、森島金昇、稲葉芳三、中本与嗣久

磯城地区（定員二名）

山口隆三郎、福山幾蔵

宇陀地区（定員二名）

勝村正一

高市地区（定員二名）

森田福賢、岡村源太郎

大和高田市地区（定員二名）

速水庄司、中本彌太郎

北葛城地区（定員三名）

西島伊作、船木宏祐、植村豪太

南葛城地区（定員二名）

吉川文彦、米田助正

宇智地区（定員一名）

新城奈良一

吉野地区（定員三名）

岡本克巳、森下音吉、桝谷広一

選挙規則第四十七条による推薦議員は定時総会に於て左の諸氏が推薦せられた

奈良市地区（定員二十八名）

越智岩太郎、野木幹嗣、吉川島次、菊地武三郎、竹村政太郎、神田清雄、依田忠一、植田喜太郎、大森久司、杉本茂七、中村由太郎、小山恭二、海保一夫、由井幸夫、中島伊太郎、下出久治部、三橋作平、秋田忠治郎、小島菊太郎、近東義則、藤田新一郎、谷井友三郎、乾太郎、川井徳蔵、河合利喜蔵、中西午治郎、竹田久治、鈴木角一郎

山添地区（定員一名）

上野清治

生駒地区（定員三名）

草司秀雄、吉川久一、貝原谷夫

磯城地区（定員二名）

西垣愛太郎、秋山豊孝

高市地区（定員四名）

飛鳥井重春、安田秀夫、増田彌内、高井明二

大和高田市地区（定員四名）

飯尾富雄、吉川善之助、広田義雄、植松利三郎

北葛城地区（定員三名）

吉田庄逸、森幸造、清水富太良

南葛城地区（定員二名）

中窪久市郎、奥村正信

宇智地区（定員一名）

辻内近三

吉野地区（定員二名）

前山誠逸、広芝義賢

(二)　役員の改選

昭和二十六年五月十一日新議員に依る議員会は当所大会議室に於て開会し任期満了の会頭以下各役員を

左の通り選任せられた

会　頭　越智岩太郎

副会頭　吉川島次、西垣愛太郎、飯尾富雄

理　事　大森久司、杉本甚七、中村由太郎、小山恭二、河合利喜蔵、由井幸夫、谷井友三郎、川井徳蔵、下出久治郎、中西午治郎、紺木久兵衛、上野清治、吉川久一、秋山豊孝、安田秀夫、吉川善之助、広田義雄、清水富太郎、奥村正信、森下音吉

監　事　中島伊太郎、近東義則、森島金昇

一四、会議に関する事項

本所の業務運営につき重要事項の審議をする為に開いた各種の会議は左の通りである。

(一)　正副会頭会議

昭和二十六年五月十五日　本所の運営方針に就て

同　六月廿八日　本所の経理及運営に就て

同　七月十日　定例会

同　七月廿四日　更正予算の審議、特別負担金並会費是正の件、新会員獲得運動の件

同　八月十八日　本所の運営に就て

同　十月二日　商工名鑑刊行其他の件

昭和二十七年三月六日　昭和二十七年度収支予算の件

(二)　理事、監事会

昭和二十六年五月廿四日　昭和二十五年度事業報告及同年度収支決算承認の件、専門委員選任委嘱の件、顧問、参与推薦の件

同　五月卅一日　奈良市在住の役員に依る緊急役員会、奈良市市民税に関する件

同　七月廿四日　更正予算審議の件、特別負担金並会費是正の件、新会員獲得運動の件

同　十月十三日　電力緊急対策に関する件

昭和二十七年一月十一日　昭和二十七年度事業計画及同年度収支予算の件（県へ提出分）

同　三月十五日　昭和二十七年度事業計画及同年度収支予算の原案審議の件

(三)　議　員　会

昭和二十六年五月十一日　会頭、副会頭、理事、監事等選任の件

昭和二十六年七月廿四日　昭和二十六年度更生象算の件、特別負担金並会費是正の件、新会員獲得運動に関する件

昭和二十七年三月廿五日　昭和二十七年度事業計画の件、同年度収支予算の件、昭和二十五年度事業報告並同年度収支決算承認の件

(四)　会　員　総　会

昭和二十七年三月廿五日　昭和二十五年度事業報告並同年度収支決算承認の件、昭和二十七年度事業計画及同年度収支予算の件

(五)　各種委員会

1、総務委員会

昭和二十六年六月八日　本所業務運営に関する件

同　六月十二日　各委員会の正副委員長に会同し委員会の運営方針に就て

同　六月十九日　本所の運営に関する件

同　八月六日　会員増募に関する件

昭和二十七年三月十日　昭和二十七年度事業計画書並同年度収支予算の件

2、商業委員会

昭和二十六年七月十日　正副委員長を互選し今後の運営に就て協議

3、金融委員会

昭和二十六年七月十一日　正副委員長を互選し今後の運営に就て協議

4、観光委員会

昭和二十六年七月十二日　正副委員長を互選し今後の運営に就て協議

5、工業委員会

昭和二十六年六月二十六日　正副委員長を互選し今後の運営に就て協議

同　七月十六日　日紡高田工場外工場視察

同　九月十五日　工業技術協議会の件、視察工場に関する件、奈良少年刑務所視察

同　九月廿一日　桜井町西垣木材、亀山製糸外工場視察

同　十一月廿七日　奈良市内帝蚕、東和醸造等の工場視察

同　二十七年一月廿八日　尼崎市関西電力尼崎発電所及旭ガラス工場視察

同　三月十三日　京都市内島津製作所及大同染工の各工場視察

6、税務委員会

昭和二十六年六月十八日　正副委員長を互選し税制に関する件につき協議

一五、人事に関する事項

当期間中の主なる人事異動左の如し

(一)　昭和二十六年五月二十八日役員会の議を経て当所顧問及参与を左の通り推薦委嘱した

顧　問

奈良県知事　奥田良三

奈良市長　高椋正次

大和高田市長　名倉仙蔵

近鉄専務取締役　佐伯勇

前会頭　二塚友吉

前副会頭　辻内近三

前副会頭　吉田庄逸

参　与

奈良県総務部長　松友孟

奈良県経済部長　柏木宏二

奈良税務署長　吉田敏樹

奈良労働基準局長　石田錦

奈良市助役　林梅蔵

前当所常務理事　竹上正吉

(二)　昭和二十六年五月二十八日当所の運営上必要な専門委員を左の通り委嘱した

総務委員　委員長奥村正信外十六名

商業委員　委員長由井幸夫外十七名

工業委員　委員長杉本甚七外十九名

税務委員　委員長近東義則外十九名

金融委員　委員長赤阪頼暦外十九名

観光委員　委員長谷井友三郎外十一名

商工相談所担当役員

越智会頭、吉川副会頭、杉本理事、由井理事、近東監事、赤阪議員

(三)　事務局職員の異動左の如し

昭和二十六年四月十日久保敏子書記に採用

昭和二十六年四月十日主事油谷耕司依願退職

昭和二十六年九月一日京極信太郎主事に採用

昭和二十六年十一月一日書記小林美保子依願退職

昭和二十六年十一月六日竹中せつ子書記に採用

一六、本年度中取扱たる文書の收受発件数は左の通りである

(一)　商取引の照会斡旋　六〇五件（收発同数）

(二)　其他一般業務関係　一、二八三件（收　一、一五件／発　一三八件）

一七、各種協賛事業

商工振興、観光方面に関連を持つ事業にして当所が協賛、援助したもの左の如し。

1、伊勢神宮式年遷宮奉賛会

2、橿原神宮奉賛会

3、春日若宮おん祭奉賛会

4、聖武天皇奉賛会

5、民間団体連絡協議会

6、奈良県地方自治委員会

7、関西線復線及電化促進運動に参加

8、関西電源開発促進協議会

9、近畿電力緊急対策協議会

10、奈良県電力緊急対策協議会



——壱ケ年のあゆみ終り——

商取引あれこれ

会議所には毎日、全国各地から、売りたいもの、買いたいものなど、取引の照会が殺到しています。

係では夫々該当業者を調査して斡旋していますが、何分数多い中ですから、紹介もれもあることと思います、御希望の向は、当会議所業務課までお問合せ下さい。

因みに最近来ています内から、其の品目を拾つて見ますと左記の通りであります。

売り込みたいもの

鏡台、姫鏡台、食卓、茶棚その他家具一式

土産物用磁器、カフエイン、魚粕肥料、絵画趣味紙工品、袋物、畳表、大理石、飼料、雑穀、足袋、刷子、タイヤー、チューブ、コンクリート急結剤、トランプ、カルタ、鋸、武道具、桐材、ベニヤ天井板、菓子焙焼機、自転車用小型エンジン

買い入れたいもの

杉割箸、蚊帳地、墨、印入箸、杓子、白杉製飯櫃、すし桶、たらい、メリヤス、タオル、丸太床柱、磨丸太、延寿箸、大和瓦、吉野杉皮、箸袋、経木紐、竹ヒゴ、いか釣針用鹿の角、二等品の墨

今年は講和発効初の年であり、日本新生えの意義ある年ではあるが世界的景気後退による不況の波は覆うべくもない。当奈良県に於ても県産業の大宗をなす繊維業界の不振、木材界の不況、貿易の不振等悪材料山積して経済的悪化の一途を辿つて来たが、この間に処して会議所の県下商工業者に対する指導的役割と責務は誠に大きい。

以下会議所最近の動きを瞥見して活動の一端を紹介します。

会議所最近の動き

第六回國民珠算競技大會に代表選手を派遣する

恒例のソロバン全国一を競う珠算競技大会は去る五月東京にて行われ、当所からも地方予選の結果学生四名、一般三名の代表選手を派遣した。大会当日会場神田中央大学講堂には各地からよりすぐつた精鋭一、〇三八名、何れも郷土の栄を荷う面々とて自信満々、ソロバンの祭典に相応しい熱戦の幕を繰りひろげた。我が選手も各地の精鋭に伍してよく戦つたが、惜しいかなヴェテラン山田選手の病気欠場のため成績芳しからず、僅かに学生杉田健二君が乗算、見取暗算に於て佳良賞を得たに止まり、惜しくも捲土重来を期することゝなつた。

日時　昭和二十七年五月十八日
場所　東京神田、中央大学講堂
派遣選手
　学生の部
　杉田健二、河原敬一郎、磯田美鈴、伊勢幸治（高田高校）
　一般の部
　山田善朗、阪本音枝、八百野準平

少年囚に對する珠算出張檢定の實施

当所では従来より奈良少年刑務所の委嘱により少年囚の情操教育の一環として同所内に於て準三級以下の珠算能力の出張検定を実施し当局より感謝されているが、今年も左記の通り二回に亙り実施、平常恵まれないこれら少年達もこの時ばかりは総てを忘れてソロバンと取組み優秀なる成績をあげた。当日の成績左の通り。

第一回　昭和二十七年四月二十二日
　受験者　五五名
　合格者　三六名
　合格率　六五・四%
第二回　昭和二十七年七月二日
　受験者　四五名
　合格者　二二名
　合格率　四八・九%

第十五回全國珠算能力檢定試驗の實施

恒例の珠算全国検定を左記に依り施行した、今回は農繁期中に拘らず多数の応募者あり好成績であつた。殊に二級受験者の増加を示していることは、県下珠算界のレベルの向上を物語るもので、将来を期待されている。

日時　昭和二十七年六月二十九日
場所　北部　奈良商工高校
　　南部　高田高校
受験者数及合格者数

一級	一六名	三名	一八・七五%
二級	一〇〇名	一一名	一一・〇〇%
三級	二七〇名	一二一名	四四・八一%
計	三八六名	一三五名	三七・八二%

小倉市に於ける優良卸商品見本市の開催

昨年当会議所では新市場の開拓を求めて遠く九州福岡、長崎の二ケ所に於て卸商品見本市を開催して好評を博したので今年度も前回同様県と共催にて小倉商工会議所に於て五月九日地元小倉市を始め直方市、門司市、下関市、若松市、戸畑市、飯塚市の有力卸商を招待して県下特産品の卸見本市を開催、多大の成果を収めた。出品は需要期を目前に控えた蚊帳を第一に、その他メリヤス製品、貝釦、合成釦、家庭薬、筆墨、竹編棒、プラスティック製品、鼻緒、カーテン、万年筆等に多種多様、県下工産品の大部分を網羅し、会期中活発なる商談が行われ流石山ヘン、金ヘン景気で賑う地方のことゝて忽ちかなりの契約が成立したことは今後の九州進出に貢献するものと期待は大きい。然し出品に比しメーカーの出席が少く折角の商談も隔靴掻痒の感あり、点晴を欠いたのは遺憾であつた。

日時　昭和二十七年五月九日、十日
会場　小倉市商工会議所
主催　奈良県、奈良県商工会議所

奈良縣商工振興協議會の結成

五月十二日県の肝入りで本県商工団体の指導的地位にある民間団体が大同団結して県商工振興協議会を結成し会長には当所の越智会頭、副会長には商工連の宮内理事長が就任した。本会は参加各団体の有機的活動

旺盛にし、諸施策の綜合推進と各分野相互の連絡強調を目的としているので、従来稍ともすれば見られた諸団体間の重複的事業分野に於ける無益なる軋轢は避けられ、各団体本来の事業に精進出来る訳で将来の活動が注目されている。

因に加盟団体は次の通りである。

奈良県商工会議所、奈良県商工協同組合連合会、奈良県商店街連盟、奈良県企業組合協会、奈良県貿易協会、奈良県鉄木工業協同組合連合会、奈良県繊維工業特需促進協議会、奈良県貝釦工業振興協議会、奈良県電気協会、奈良県鉱業協会、奈良県工芸協会、奈良県産業共励会

好評の簿記會計講習會

当会議所主催の中小企業に是非必要な簿記、青色申告に役立つ記帳を目指して開かれた第二回簿記会計講習会は六月二十七日盛況裡に終了したが、一般の好評に応えて近く第三回講習会開催の予定である。

一、期　間　自四月四日――六月廿七日迄三ケ月間
二、受講者　七十三名
　　内修了証書交付五十七名
三、科目と講師
　簿記会計　元大阪商大教授　町野二郎氏
　所得税法　奈良税務署　直税課長
　法人税法　同　法人税係長
　間接税法　同　間接税係長

商店從業員實務講習會の開催

最近の百貨店の飛躍的進出に対し地方小売商の旧態依然たる現状にはいろ〳〵反省さるべき点があるが、顧客大衆の気持を逸早く、把握しこれにマッチするサービスこそ何より肝要である。当所ではこの観点から斯界の第一人者と目せられる大阪府立産業能率研究所商店管理部長遠藤繁儀氏を招いて、去る六月二十六日奈良、七月七日大和高田市の二ケ所で、高遠な理想よりも、寧ろ現実的で今直ぐ役立つ客への応対、或は言葉使い等、実務に就いてのサービス講習会を開催した。参加者一同に多大の感銘を与えつゝあつた。因に講習内容次の通り

一、百貨店対抗策
二、人口と小売店との基本問題
三、売上げを倍加する研究
四、資金の回転率を良くする方法
五、ウインドの設備と陳列の方法
六、店内外照明の採り方
七、その他新しいセンスを盛つた経営法

「電氣設備等の復元に關する法律案」に斷乎反對

第十三回国会に提案された本法案は一般周知の如く百害あつて一利なく当会議所としても断乎反対せざるを得ない所である。依て七月三日工業委員会並緊急理事会に於て別掲の如く反対決議をなし、早速政府当局並党首脳部及県出身国会議員宛陳情を行つた。次いで七月十六日経済記者団に対し反対意見（別掲）を発表、更に七月二十七日会頭始め各界代表大挙上京反対陳情する等猛烈なる運動を展開した。その後同法案は国会に於て審議未了となつたが提案派の運動も強く予断を許さぬので今後の進展に留意して全県民一致同法案阻止の為に努力する様要望する。

決議文

今般自由党有志議員提出法案として衆議院に上程せられた「電気設備等の復元に関する法律案」は吾々産業に携わる者にとつて、甚だ不可解とする処であり、且つ遺憾に堪えない次第である。既に産業の基礎的動力源としての電気事業は、電気事業再編の趣旨に則り、発送配電一貫経営の体制が整備せられ、電力の不足をかこちつゝも需給調整の宜しきを得て着々日本再建の実を挙げつつある今日、何が故に一部被復元者の利益の為に断かる産業界に無用の混乱を惹起し引いては民生の安定、産業の復興を阻害すべき法案が提出されたのか甚だ疑惑の念を禁じ得ないのである。即ち本法案が成立強行せられるならば必然的に需給の混乱送配変電設備の重複を招来し、之に要する資金は莫大なるものであり、従つて電気料金原価の昂騰は火を見るより明らかにして他面無用の失費を生ずることは現下の国民経済上忍び難い処である。特に当奈良県下の産業上蒙る被害の甚大なるを想う時断じて黙過することを得ず。

茲に挙げて本法案に対し反対を表明するものである。

以　上

「電氣設備等の復元に關する法律案に對する意見」

今般自由党有志議員提出法案として七月七日通産委

員会に附託された「電気設備等の復元に関する法律案」は之が若し国会を通過成立した暁は奈良県は昔の様に大都市より電気料金が高くなり而も電気が不足して産業上は勿論一般大衆の受ける影響は非常に大きいのであつて其る理由とするところは次の通りである。

そこで電力復元法とはどんなことであるかと言えば。旧日本発送電会社若しくは旧配電統制令によつて所定の手続を経て日本発送電又は配電会社に承継せられた電力設備や供給権を元の所有者に返還することを目的としたものである。

関西地方で返還請求権を持つているものは左の通りである。

旧公営事業者では

大阪市・京都市・神戸市・兵庫県・富山県及町村営九

電鉄では

阪神電鉄・京阪神急行・南海電鉄・近畿日本鉄道・京阪電鉄・山陽電鉄

(一) 電気料金が値上げになる、その値上率は農村に於て一層甚しい

(イ) 関西に於て大阪・神戸・京都の公営及電鉄の配電事業を復元すると十の事業者が京阪神地区の電力供給を行うことゝなり而もその供給区域はお互に重複しておるので供給設備もそれに応じて重複する。そうすれば経費もそれ丈け余計にかゝり従つて電気料金も高くなるわけである。之は統合後電力会社が折角行つた設備の合理化を再び戦前の不合理な状態に逆戻りさせることになる。一般大衆の中には重複供給が実現すれば各社の競争によつて料金が下ると考える人もあるかも知れぬが現在のやうな電力不足の時に売込競争ということは考えられない。

(ロ) この様な重複供給に伴う二重設備の外に復元による設備の分割に伴つて従来は必要のなかつた計量設備や送配電設備の新設が必要となつて来る。之等の新設備に必要な資金は大阪・京都・神戸の三都市だけで百億円程度に上りそれにつれて人件費や修繕費の経費も増加するので料金原価も騰貴する。

(ハ) 右の様な事情で農村では復元後は高い配電原価がそのまゝ料金に反映する上に無駄な二重設備の負担迄負わされ都市と農村の料金に地域差がつき非常な不利を蒙る。

(二) 電気の供給力が低下し電力不足が激しくなり電気の配分が不公平になる。

現在は関西地区の電力は関西電力株式会社が掌握していて電源の多い北陸でも電源のない奈良の様な処でも公平に電気を配分して不公平のないようにしているが電力設備が復元されると重複設備が出来送配電損失が大きくなりその上発電と配電と法人の住民税を必要経費として認めること社内保留利益金に対しては課税率を二〇%に引下げること

用の変動に応じた発電が困難となり発電量が減少する。特に関西では元富山県の発電所をとられるので関西に来る電気の量は一層減少する。即ち富山県では電気が余つているのに関西は電気が足らぬといつた様な不公平が起る。

右のように復元は電気の能率的運営を阻害し奈良県としては非常な不利益となり奈良県の生産が低下し、生産原価が他都市に比して高くつくために販路が塞がれる結果奈良県民の生活が脅かされることになる。

以上の観点より当商工会議所は玆に本法案に断固反対の意思を表明し本月三日政府当局及各政党首脳に其の旨陳情したが本問題は独り商工会議所のみの問題でなく広く県民全体の問題として取り上げ本法案の反対に挙げて御協力を望む次第である。

全面的税制改革の要望

現行税制は占領下に公布されたもので幾多の不合理性を包蔵し、独立日本の確立に伴い全面的改革の必要性を指摘されているので当所税務委員会では、この点に関し慎重討議の上、別掲の如き意見書を作製し、八月五日近畿商工会議所連合会宛要望する処があつた。

税制改革に関する意見書

趣旨

我国独立後の今日国民経済の現状より現行税制の再改革は当然要望せらるべく左の通り希望す

一、国　税

1、勤労所得者の課税の軽減

基礎控除額を二五%迄引上げること

2、法人税　現行本法は絶対過重に付き税率を三五%に引下げること

3、相続税　被相続者より徴収する議ある哉を聞くが本税は現行通り相続者より徴収すること

4、富有税　絶対廃止

5、利子税　源泉課税とし総合課税とせぬこと

6、遊与飲食税

(イ) 飲食税は全廃

(ロ) 遊興税は国税移管差支えなし

二、地　方　税

1、県税の均等化を計るため県民に人頭割税を課す

(之を以て飲食税廃止による減収を補塡す)

2、事業税の軽減——税率を引下げること

3、附加価値税　採用絶対反対

4、固定資産税

1、土地の等級に応じ評価額に差等をつけること

例之市街地と住宅地とは区別する

2、自己所有で且つ使用する所謂純住宅は特別に考慮して課税を軽減すること

5、住民税

勤労所得者の課税を出来るだけ軽減すること

三、其　の　他

一、青色申告制の簡素化

青色申告制現行のものは其の手続操作頗る難解且つ煩瑣にして到底個人企業には不向にて現行にても青色申告者は全課税者の三%を出でず之れは右の事実を証するものと思わる　以上

が指摘されている。

第三回店頭装飾コンクールの開催

店頭装飾は顧客誘致の第一歩である。近代的に洗練された店舗を求めて県商店街連盟と共催にて第三回店頭装飾コンクールを八月初旬中元売出しで賑う各地商店を対象として行つた。参加店舗二二四舗、一次審査に於て各地一位店舗十四店を選択、何れ劣らぬ優秀店舗のみであるが、八月十一、二の両日大阪府立産業能率研究所三宅技師外四名の審査員に依り厳重審査の結果左の通り夫々入賞者を決定し、八月二十六日当所に於て表彰式を行つた。尚本年は螢光灯利用により照明効果は概してよかつたが陳列方法に一段の創意工夫が望ましく更に陳列商品の効果的選択にも考慮の余地あること

一位　知事賞　原洋品店（奈良市）

二位　議長賞　西村洋服店（大和高田市）

三位　会議所会頭賞　金井呉服店（桜井町）

四位　県商店街連盟長賞　ハギレ屋（大淀町）

奈良縣商工総覧の刊行

従来県下商工業の実態を一瞥にして窺知し得る資料の不足を唱つていたが、今回本年ではこの点に鑑み「奈良県商工総覧」を刊行して各界の要望に応えることゝなつた。

本書は本県産業と観光の紹介に、会員名簿をかね、表紙は県下著名画家の手になり、天平模様をあしらつた優雅なもの、B五版、四五〇頁、内容は最近の経済資料に、名所旧蹟の案内紹介等懇切叮嚀を極め、殊に業態別名簿は商取引に便すること頗る大きいものと信ずる。本書は県下は勿論全国各会議所及関係諸官庁その他希望者に頒布するもので、その成果を期待されている。

講演と懇談会

△五月二十四日　於大ホール

中小企業者の為の講演と懇談のつどい

演題と講師

A、中小企業の振興対策

特に金融面に就て

中小企業庁　松尾振興部長

B、中小企業協同組合法の改正に就ての説明

中小企業庁　萩事務官

△六月六日　於大ホール

時局講演会

演題と講師

最近の世界状勢

前駐米大使、元海軍大将　野村吉三郎氏

△七月五日　於大ホール

科学技術講演会

演題と講師

技術者の見た米国

総理府事務官　工学博士　千秋邦夫氏

△八月二十八日　於桜井町並上市町

演題と講師

A、建築と木材界の将来

株式会社大林組社長　大林芳郎氏

B、内外材の現状と将来

安宅産業常務取締役　猪崎久太郎氏

C、国際経済情勢に就いて

関西経済連合会事務局長　工藤友恵

——会議所最近の動き終り——事務局より——

會議所だより

資料

下期景氣をどう觀るか

飯田清三

一、當面のアメリカの景氣好轉と持續性

昨年下期以來執拗な横這いを繼續してきたアメリカ景氣が、本年三、四月には横這いもしくは中だるみというより景氣後退（リセッション）の段階に入るのではないかと思われた位いだつた。纖維その他消費財を中心とした物価の新なる低落が起り、統制の撤廢は相次ぎ、鉄鋼、アルミの軍需資材にまで生産過剰の傾向が予想され初めたからである。

ところが、この五月初からアメリカの物価、株価はおしなべて上向歩調に移り、最早や景氣後退の懸念だけは払拭された。問題は、この上向歩調がどれだけ伸展して國際經濟を推進し得るかであるが、現在のところ、それについての積極的な要因もちよつと見当らない。

もちろん、最近のアメリカの財政の軍事支出は現在は月額四十二、三億ドルに及び、昨年同期の二十億ドル見当に比較すると倍加に近いし、また今後とも漸増して五十億ドルのピークに達するのもこの年末頃までの遠からざる將来であることが予定されている。したがつて、この財政支出が現在アメリカ景氣を支持している一大支柱であることには、朝鮮動亂ブーム以來なんらの変りはなく、そのかぎりにおいてアメリカ軍拡を中心とした世界的軍拡インフレは、今なお継続しているとみなければならない。

しかし、このような軍拡インフレの継続のために最近のアメリカ景氣の上向歩調が始まつたと観るのは当らないであろう。というのは、軍事支出は予定された範囲を出ないしそしてその予定された範囲の軍事支出では最早や朝鮮動亂直後の世界的軍拡インフレに次いで再度の世界的軍拡インフレの再上昇を期待し得ないことは、昼迄の景氣中だるみによつて反証されているからである。すなわち、これまでの軍事支出に対しては、これに対応する増産態勢ができて、一部の兵器ないし戦略物資の外はむしろ生産過剰気味に傾いているのである。

かくて、最近のアメリカ景氣の上向歩調はそのような積極的な要因によるものでなく、むしろ滞貨の整理、特に一時過剰を伝えられていたソフトグッヅの消化とか、生産減退による需給の適応とかいつた消極的要因によるものとみるべき理由がある。

そうだとすると、最近のアメリカ景氣の上向歩調もそう大したものには発展する可能性はない。依然として景氣横這いの範囲を出さないであろうというに帰着する。

この観点から、わが經濟がその外廓たる國際經濟から受ける影響はこの下期も大した期待は持てないと思う。特に、本年は大統領選挙を控えて、大きく財政支出を拡大し、現在最大限度に達したといわれている増税をさらに一段拡大する事態に導くことは極力回避されるであろう。

しかし、他方、最近のアメリカ景氣が上向歩調に転じたことは、世界的過剰生産恐慌を見越していた一部の悲観的観測を払拭するには大いに役立つたといわねばならない。

二、輸出不振と國内景氣

國際經濟がこのような情勢で推移するとせば、これまでのわが貿易不振もだいたいにおいてこれを打開することは期待できない。國際情勢の変らないかぎりイギリス保守党内閣の緊縮政策、特にバドラー蔵相の貿易縮少政策は相かわらず推進され、近く問題とされる日英貿易会談にも大した成果は期し得ない。

また、近時わが貿易の振わないのは、単に國際經濟の変貌からばかりきているのでなく、わが國内物価の割安である事実からも来ていることはいう迄もない。

だいたい、朝鮮動亂後のわが輸出増加は、いわゆるグレイ・マーケット相手のもので、したがつて朝鮮動亂ブームが一段落し、昨年下期匆々からこのグレイ・マーケットの消滅と共にわが輸出増加も挫折されたわけであるが、ただグレイ・マーケット相手の高物価だけは、その後のわが國内的インフレ要因のために今なお十分に合理化されずに温存されている形である。

このような貿易行詰りの情勢を背景にして最近中共貿易が問題視されているが、しかし今日のように米ソ対立を基本にして凡てが動いている時代に、かような中共貿易が本格化するわけがなく、よし第三國を通じての取引としても、それには相当の時日をかけ海外拠点をもたねばならないから当面の実効をおさめるわけにはゆかない。

かように、國際經濟が相かわらず横這いを継続し、ひいて貿易不振を打開できない場合の下期景氣はどうであろうか。

だいたい、これまでわが經濟は貿易依存度の高いために國際經濟から游離しては独自の景氣情勢をもち得ないものと観られてきた。特にいわゆる底の浅い最近の經濟としては國際經濟の影響を敏感にさえ受ける傾向にあるとみられている。

しかし、現在のわが經濟は、いわれる如く必ずしも戦前ほど海外依存度を示していない。すなわち、國民所得は戦前以上に伸びているのに貿易依存度は戦前の三〇%（二十六年）見当に過ぎない。その反面に、当面のわが國際収支の上では貿易外収入並びに特需が大きな割合を占めているのである。

もと〳〵貿易立國の建前で、輸出産業を中心に構成されてきたわが經濟循環である。それがたとい戦時中、戦後の一時的空白時期であつたとはいえ、最近になつて輸出不振を貿易外収入並びに特需で補わねばならなくなつたことは、これまでの正常的な經濟循環を一大異変に導いて、一種の混乱に陥れていることは否定できない。これまでの輸出産業に連なる大中小企業が操業低下ないし転業を余儀なくしている反面にサービス工業や國内の消費財生産に連なる諸企業は案外に好況を呈しているのである。同時に、輸出不振がそのままわが景氣情勢の不振を意味せず、特異なインフレ景氣が國内至るところに散見されるのである。

三、下期景氣の支持條件

もつとも、輸出不振にもかかわらず、わが國内景氣に独自の支持力を与えているのは、単に貿易外収入や特需ばかりではない。一般に指摘されている通り電源開発、防衛力強化、そして新なる日米經濟協力にそう財政支出もしくはアメリカ軍事資金の撒布が約束されている。

これらの材料がわが下期景氣にどれほどの効果を齎すか。これらがこれからの景氣を一変させる程の大きな好況を約束するものでないことは、電源開発において年間六百億円見当の増加に過ぎず、防衛力強化も今日の段階では、せいぜい五、六百億円の純増に止まり、また肝腎の日米經濟協力も相当きびしいコンマーシャル・ベーシスの上に行われる傾向にある諸点から推して予測に難くない。

それにしても、わが經濟にこのように幾つかの景氣振興の材料があることは、下期景氣の沈滞を救うに足ることもまた否定できない。恐らく、これら電源開発、防衛力強化、日米經濟協力のラインは一般に今なお引上げられる傾向にあり、今秋あたりさらに一段の賃銀引上要求が予想されている。もつとも、現在の利鞘縮少傾向、ひいて企業収益の減退傾向からすれば、勤労所得の拡大も全体としてはその頂上は近いとみるべきであるが、夢くも当面の下期景氣に関するかぎりではなおその余勢を持続するであろう。

問題は、単に勤労所得の増大に止まらず、貿易外収入のラインにそうて消費財部門ないしサービス部門のインフレ要因も附加されて下期景氣のインフレ傾向の加重されることは否定できまい。

四、今後の景氣と企業規模の拡大

ただ、今日の景氣悲勢は、先にも述ぶる通り、正常的な經濟循環が今なお攪乱されがちな条件の下に、兎角跛行性をはげしくし、時に不均衡からの混乱があつて、甲のラインにそうものは異常な好況を浴びているかと思うと乙のラインにそうものは深刻な不況に沈滞しているという情況である。しかもこれは業種別、企業別にちがうと同時に大中小の企業規模によつても異る。

しかし、一般的にみて朝鮮動亂ブームの高収益期が昨年の九、十月を以つて終り、今日その調整反動期に立つていることは否めない。そしてこの企業収益を中心としてみた景氣情勢が今後なお下降過程にあることは、たとい上記のようなわが經濟特有の電源開発、防衛力強化、日米經濟協力の材料があるにしても、また

勤労所得の拡大、貿易外収入等のインフレ要因が加重されるとしても、否定できないであろう。

何故か。それは上記の諸材料自体の景気支持力が大して大きくなく、積極的な影響を与うるほどのものでないからでもあり、また国際経済の動向から游離して日本経済ばかりが何時までも独自のインフレ景気をもち得るものでないからでもあるが、更に次に述ぶるように朝鮮動乱ブームによつてわが経済規模の拡大、ひいて企業規模の拡大をみたあとだけに、現在の生産設備をフルに稼働させて更に一段の景気好転を招くには、それに相応した有効需要の増加——新市場の拡大——がなければならないが、現在のところかような有効需要の新増加とみるほどのものは見当らないからである。

だいたい、朝鮮動乱ブームによつて生産、輸出、国内市場は何れも拡大し、ひいて企業利潤は急増しているが、企業資本の構成は却つて外部負債を加重してアンバランスを大きくしている。というのは、企業利潤の増加以上に外部負債を加重して設備の補修、拡張をはかり手持商品もしくは原材料の増加をはかつたからである。このような設備資金並びに運転資金増加のために朝鮮ブームを通じて却つて銀行のオーバーローンを拡大している位いである。

もと〳〵朝鮮動乱以前から外部負債に偏倚したわが企業資本の構成であるのだから、朝鮮動乱ブームによつて獲得した利益をどうして旧債返還に充当し、もしくは後日の景気反動に備えなかつたかということは議論の余地あるところだろうか。われわれの観るところでは朝鮮動乱直前のわが経済はまだ復興過程にあつたので、朝鮮動乱ブームによつて利益を獲得してもまだ旧債返済より復興資金を優先的に賄わざるを得なかつた段階に立たされていたためと思う。

何れにしても、朝鮮動乱ブームを通じて企業が、その設備や手持原材料を拡大し、反面外部負債を従前以上に増加したことは、朝鮮動乱ブーム当時と同様な、もしくはそれ以上の内外市場の拡大をみないかぎり、却つて経費の増嵩、操業度低下によるコスト高等を招来し、今後の不況に耐える弾力性を少くしたともいえるのである。

そこで朝鮮動乱ブームによつて規模を大きくした経済規模、ひいて企業規模から推して下期景気の見通しをつけると、上述のような電源開発その他いろ〳〵な景気支持材料があるとしても、現在の内外市場の情況では、大した景気好転は期待できないと結論せざるを得ないのである。

五、恐慌潜在化のわま経済基盤

一般的にいつて下期に大した景気好転は期待されない、しかし不均衡、跛行性ながらもある程度の景気は維持されるであろう。しかし中には——特に中小企業の如きは——今日既に相当の不況に脅かされている。しかし、下期においても依然として現在の不況を脱却できそうには思われない。

筆者は六月中旬、関西の中小都市を巡回する機会を得て、各地の商工会議所幹部や中小業者に接したが、そこで彼等の語るかずかずの問題から、彼等の抱く目先の不安が何れも中小企業そのものの存在不安、ひいて彼等の生活基盤に連る不安であることを感ぜずにはいられなかつた。「現在のような情勢ではたしてわれ〳〵の経済自立はできるものであろうか」という戦前ならば極めて少数の為政者か特殊な愛国者が考えそうなことを、戦後の今日では彼等中小業関係者が私かに各自の胸中に苦慮していることがうかがわれるのである。もちろん、講和後の日本経済が自立できるかどうかは、今日一般の課題ではあるが、それを自からの営業、自からの生活のうちに実感し、苦悩している彼等中小業関係者の言葉に接して新なる感銘を受けざるを得なかつたのである。

思うに、下期景気が彼等中小業者によくないとしても、朝鮮動乱以前、ドッジラインによるデフレ不況当時のような深刻なところまで逆転することはあるまい。だからといつて彼等としては彼等の存在そのものが脅かされないとはいえない。

近年の景気波動で特徴的なことは、その不況局面になると必ずそれに「業界の整理」がつきもので業者の過剰対策として現われ、かつ現実に夥からざる企業の整理が行われることである。

中小企業庁の調査によれば、中小企業のおびただしい廃業の反面にはまたほぼ同程度の夥しい新規開業が行われているという。恐らく、その廃業者と新規開業者とは、甲の営業でうまくゆかずに乙の営業に転換するといつた同一人である場合が多いであろうが、廃業と共に没落する数も相当あるであろう。また、大企業に入るべき事業会社にしても、不況局面に当面すると中小企業ほどのことはないにしても、最近商社の実例のように、破綻、整理、合併を余儀なくされている場合が多い。

本来、景気波動のうち不況局面といつても、せいぜい市場不振、物価低落、生産減退、利潤縮少、失業増加の程度で終つたのが戦前の例——或いはアメリカ経済あたりの例——であつて、それ以上に業者の過剰が問題にされ、企業整理をみるところまで発展するのは最早や単なる普通の不況局面でなくて恐慌局面といわるべきものである。そこで、上記のように頻繁に業者の過剰対策が問題にされ、現に企業整理が手軽に行われがちな戦後のわが経済は、絶えざる恐慌の潜在化に脅かされている異常状態にあるものといわねばならない。

いつたい、このようにちよつとの不況局面にも深刻な企業整理を生ぜざるを得ない理由はどこにあるのだろうか。それ

（三頁三段目へ続く）

資料

これからの株式利廻

那須璋左右

一 資本の価値をはかる「モノサシ」は収益力である。資本投下の対照として、高利貸、不動産、株式、社債、郵便貯金などと、千差万別をきわめるが、これらを一括して同じソロバンにのせる共通の公約数は、結局収益力に帰着する。収益力といつても、長期間の継続性と、投資元本回収の確実性を考慮に入れないと話にならない。丁度、年間四分足らずの郵便貯金が、月一割の高利貸と立派に並んで存在する理由がこゝにある。

このバランスも、ほつておけば自然にできあがるものであり、身分不相応な利廻の投資対象は、どこかで尻尾を出す。金利体系は、本来「出来る」ものであつて「作る」ものではない。勿論、銀行の公定貸出レートとか、郵便貯金の預金利子とかは、統制の性格の強いものであるが、これとて所詮大勢に抗し得るものではない。

二 ところで、株式は投資対象としてどのような評価の推移を経たか。昨年夏から一ケ年の間に、株式市場のスケールは驚異的なテンポで大きくなつてきた。株価で約二倍、出来高で三倍から四倍への飛躍は、物価の動きがほとんど保合であつたことから、六、七倍になつたことを示している。

スケールの増大に対し、株価と利廻りとの関係を東証の記録に辿れば次の通りである。

二四年六月には、この平均株価は九二円五十四銭、平均配当一割一分六厘で利廻り六・二九%にすぎなかつた。その後、配当も漸増して一割三分八厘となつたが、株価の値下りは更に大巾で二五年六月、朝鮮動乱勃発の月には、これまでの最低六四円九六銭におち、利廻りは一〇・六四%に上つた。

それから一ケ年は配当の増加と株価の上昇が併行した時期であり、利廻は一〇%から一一%を上下した。二六年の夏、平均配当は二割三分から二割四分台と上昇したが、株価の上昇はこれに伴わず、利廻は一三%台を唱えるに至つた。最底時に比較して二倍の上昇である。

三 二七年三月、利廻一四・一二%の記録を頂点として、利廻は頭打ちから下降の傾向を辿るに至つた。六月末では一〇・三三%にすぎない。この傾向の背景となつているものは配当の減少ではなく、株価の上昇であることは注目すべきである。

即ち、高利廻は当然に資本需給バランスの変動要因となる。増資の増加は配当率の減少を招くことになり、株価の高位置は需要の減少を伴なつて、利廻は低下せざるをえない。所謂、軍需株が増資含みの採算で買われていることは、当然平均値を下げる効果を与えるものである。

こゝで問題となつてくるのは、一般的な金利低下が今後の株価にどういつた変化を及ぼすかということである。配当がもし不変、又は低下の度合が一般よりも緩やかであるならば、株価は上昇するだろう。だが、もし配当がソレ以上に墜落するならば、株価も下落せざるをえない。こゝに金利低下が、政策としておこなわれるか、景気現象の結果としてあらわれたかを知る必要がある。前者は人工インフレの手段であり、後者は景気不振の指標である。その何れかによつて、株価は全く逆の方向に動きをみせる。

さて、それならば現在の金利低下の傾向はドチラに属するものといえるか。おそらく何れともはつきりした色付けはできまい。むしろ現在の動きは、著しい企業負担の是正という眼目が大きく映つている。その限りに於て一種の安定化政策として取りあげられている。

たゞし、株式の利廻水準がバランスを失していたのが、企業の跛行性なり、脆弱性なりが改善されて安定した収益力を恢復し、他方実質的な投資力も増大してきた以上、当然に金利体系の一環にバランスをもつてくる。

したがつて、超一流物の実力から、その株式はきわめて低利廻りに買われる可能性は十分な根拠をもつわけで、単なる指数としての平均利廻りにとらわれる要は毫もなかろう。

（野村証券KK奈良出張所長）



隨想

書齋雜感

作家　吉川英治

経済に関しましては私は全然駄目です。第一経済的な頭なんかがあるなら小説なんか書きません。小学校のときから、算術はすでに五点以下というので通って来ておるんですから。しかし僕らの、大体書斎人のグループを見ますと大概そうですね。そのくせ欲望は財界人にも劣らない、一ばし計数に長けたようなことはみないうのです。そして二た言目には科学的、科学的ということをいいますが、その科学的たるや非常に怪しいものなんでして、たとえば、ダービーが近づきますが、菊池寛氏なんかよく馬に熱中していました。私もそれに感化された一人ですが、あの人のいわゆる競馬哲学、また馬券を当てる科学的算出法などは、非常に該博なものでして、タイムが一分何秒何分の一、そして馬は血統はどう、またこの馬の特性や馬場の条件などと、一気にうんちくを羅列して聞く者を感心させます。そして、君、このレースの一着馬はこれだよ。これに決まっている、と予想をつけてくれますが、有力な本命馬を一頭除外しているから、ふと、どうしてこの本命馬を君はレース検討に入れていないのかときくと、いやその馬の持主が僕嫌いなんだよと大真面目でいったことがあります。文壇人の数学的頭脳なんて、概ねこの類なのであります。甚だ無邪気にみえますが、かといって、無欲や恬淡と同じなのではありません。文学や美術、音楽など、何か芸術家であれば、大変物質から超然としているようですが、さにあらずなんです。超然としようとすれば、よけい妄慾になりやすいものでてし、ここにもまた日本人の妙な一般通念があるんです。誰は文学者なのにとか、あの人は画家なのにとか、すぐみんなが人格的に見るものですから、勢い書斎人、あるいは画人、歌人というようなものは無欲恬淡が当りまえみたいに躾けられていますが、そんなはずはないわけですし、事実そんな僕らでもないのです。物欲も大いにありますし、何か大づかみな計数は持つておるつもりなのです。それで僕は計数というものをこう思うのです。人の性格のおのおのの中にいわゆる大勘定の人と小勘定の人がある。非常に精密な頭脳を働かして緻密に組立てた計数的生活をして行かれる人と、実は非常にずぼらのように見えてあにはからんや大きく結末の数字はちやんと事前に摑んでいる人、こう二つのタイプがあると思うのです。よくいえばわれわれ書斎人はその大勘定派なのです。その大勘定哲学からいいますと、私は金というものに対してもこういう考えを持つておるのです。

金のあり方ということなんですが、金は、人おのおのの器量、頭脳、モラルに応じて、人々それ自体の器なみに分相応な金が持てたならば天下太平だろうと思う。それが皮肉にも常にバランスがとれないで、失礼ですけれども、持つべからざる人が多額に抱えこんだり、あいつはじつにいい奴だし、あれに持たせればいい仕事をするがなあと思われる人間にはなかなか金が行かなかつたりするところに、人生の複雑さが始まり、金が描く社会相やら人間苦なども起つています、また金のおもしろさもあるのでしょう。しかし、金のありかたを、理想的にいえば、まあそんなふうに僕は結論づけております。

それから僕らは資本主義経済の中に生存しておりますが、資本主義の特徴には人間本能に則したなかなか面白いところもあります。資本主義社会は、いわば生存や成功というものを、一つのチャンピオンレースみたいな法則においています。しかしその社会約束が、つまり資本主義社会が、健全に発達し呼吸しつづけて行くためには……何といつたらいいかな、要するに、余りに巨大な富のプールが出来てはいかんということです。あつちこつちに富のプールが出来過ぎると、資本主義社会は必ず病症も重態に陥ります。世相の危険信号はたちどころに起るんです。けれどそれが資本主義社会の繁栄みたいに見えたりもしますから、そこが危険だし弊害だと思うんです。ですから流動資本主義、そんな言葉なんかありはしませんけれど、結局、余り一つプールに停滞しないように、たとえば僕の懐ろみれいに、こつちから入るとこつちへ抜け、常に流通をよくすることが、人体の血行と同じで、健康を保つ原則じやあないかと思うんです。それが反対になりますと、戦前の日本みたいに、悪い面が実例としていくつも社会に出て来る、延いては思想的な対立に拍車をかけ、おたがいに何か住みにくい社会になるのではないかと思います。

それからもう一つ数字についての感想を申し上げてみます。僕は一という字に大変ふしぎを感じておるのです。たとえば、デモクラシー、あるいは平等主義といい、人権といい、あらゆるものの社会経済、それから政治機構の発足も、その起点が単位一から始まつておるのです。単位一から……。選挙、誰がやつても一票。赤ん坊がおぎやあと生まれると戸籍を届ける、もう一人、一が始まるのです。さあ僕はどうもこの一が眉唾ものじやないかと思うのです。量子学だの電子学だの、随分細かい天文学的数字が原子分解まで成功させている今日でありながら、べつな部門では平気で、今まで無い物を持つて来て「はい一」と是認してしまう、その「はい一」を無条件に受けとる心理がどうしてもわからないんですよ、僕には。どうしてこれは一なんでしようか、そして一の前は何なんでしようかということなんですね。僕にはわからないのです。一の前がすぐ零なんて、おかしいです、まつたく何んにも無い所からどうして一という一つの数字が出来るようか、それじやあまるで手品みたいです。貯蓄の通帳でも零は百年据えおいても零でしよう、だからといつて、いきなり、基本に一をたてて「はい一」と銀行の窓口へ出したらどうでしよう、認めるでしようか。ところが政治や社会組織の上では、この唐突なる一をまず置いていろいろなものをここから編み出しにかかつている。もつとも一という単位がなければ、政治、経済、選挙、デモクラシーの思想、何もかもが成り立ちませんから、現代人の知識では、これ以上は仕方がありません。けれどそれにしても僕には疑問でありまず。ふしぎは解決しないんです。たとえばですね、何といつたらいいかな、人間でいえば一が生まれるとたんに突然、社会数の中にこの一が立つのです。僕の家族五人とすれば、おぎやあと声が起ると、五人が忽然と六人になるわけですが、その一の正味は何なのでしよう。まつたくの「無」なら、無から「有」が出るわけはありませんし、一ではなくても、何千何万分の一の「有」でも、有なら零ではないわけです。何かしら一の前にも数字がある気がしてなりません。じや一の前は何だろうということが、どうも私ども書斎人の愚めるものであると信じて居りますが、それかといつて如何に文化が進んでも、宗教的領域が消滅するとは認識し得られないのであります。

そこで私はこの頃「生活科学」と言つて世間の耳目をひいて居る福祉生活法の一つとして「如何にして健康は保持されるか」と言うことをお話しましよう。

皆さんが富士山や大峰山のような霊峰に登るとき、六根清浄「ロッコンショウジョウ」と書いた杖を突いて、声を合せて〝六根清浄〟〝六根清浄〟をとなえるでしよう。

この字句は仏語から来たものであつて、六つの意識の生ずる因（モト）である眼、耳、鼻、舌（口を指す）、身、意（ココロ）の六種を謂うのであつて、即ち六根の執着を断つて清浄となることを意味するのであります。

然らばどうすれば六根を清らかにすることが出来るかと言うに別に難しいことではありません。即ち人間はこの六識から種々の妄執（モウシュウ）、言葉を換えれば迷いの心が生ずるのであります。そして自分自身の心を傷ましめるのであります。**それが原因となり結果となつて身体の機能障害を起すようになり自ら病気を招くこととなるのであります。**

故に

「目にもろもろの不浄を見て心にもろもろの不浄を見ず、耳に諸の不浄を聞いて心に諸の不浄を聞かず、鼻に諸の不浄をかいで心の諸の不浄を嗅がず、口に諸の不浄を言いて心に諸の不浄を言わず、身に諸の不浄を触れて心に諸の不浄を触れず、意（ココロ）に諸の不浄を思いて心に諸の不浄を想わず」

隨想

六根よ清淨であれ

——たやすい健康法——

柴田敏夫

毎年夏季には、伝説的行事や、宗教的行事が多く執り行われます。例えば七夕祭、之は陰暦七月七日の夜、天の川の東岸にある牽牛星と西岸にある織女星が一年一回天の川を渡つて会合するというのを祭り、其頃を「たなばたの逢う夜」略して「たなばた」と言いならわして、児女の裁縫が上達するように祈つた行事であります。また陰暦七月十五日には祖先の亡霊を供養し、倒懸の苦を救うために盂蘭盆の法会を営むのが我国では一般に行われる習慣であります。この盂蘭盆というのは盂蘭盆経に、仏弟子目蓮尊者が母の餓鬼道に堕ちて倒懸の苦を受けているのを自ら救うことが出来なくて、其法を問うたとき、仏が七月十五日に、百穂の供物を三宝に供養すれば、その功徳によつて七世の父母を救い得ると告げたと説いてあることに基いて行われるようになつたのであります。

こういうふうに、お祭りをしたり、法会を営むことは、家内息災を思い、社会安穏をこいねがうからであります。それは迷信だと簡単にかたづける方もありましよう。然し私は決して科学を否定し宗教を尊重する者ではありません。寧ろ科学の発達は宗教的領域を狭

鈍な頭にはふしぎなのでございます。

たとえば、この頃よくいわれる平等ということにしぎしても、おたがいはみな自分を謙虚にして、ほんとうに平等の生活や福利の社会は心から希求しているにはちがいありません、けれどさて実現がむずかしいのです。どうしてむずかしいのか、というと、これはみんな一から立っておるからむずかしいのだと思います。一例を自分の身の廻りでいいますと、僕は七人の兄弟です。幾人か欠けておりますが、とにかく七人としまして、これが親戚の法事とか、新年とかいいますとみんな揃います。揃ったときに、僕はつくづくと一つの腹から出た自分の兄弟なる者を見廻して見ることがあるんです。出た所の母の腹は一つなのに、僕とは似もやらず、もう頭の毛の薄い者、歯のぼろぼろな者、生活力がないのに子供ばかり沢山生んで困っている者、何しろみんないろいろなんです。そのいろいろな素質の中に、僕自身をかえりみると、生産力も他の誰よりもある、また健康条件も誰よりよい、そしてこの一つ腹の仲間のなかでは、家も一番大きな家に住み、勝手なことをいい、そして兄貴ぶったことをいつておるということは、はてなこれは腹から出て来た者に対してはずいぶん不平等だなと思うのですが、不公平は母の腹を出る以前から宿命して来た条件でして、今さら何ともしようがないのです。そのしようがなさを更に一例でいってみますと、もしここにこの七人を平等に愛する両親がおりまして、そして死ぬときに、お前達誰一人憎い可愛いという者はない、みんな同じだというので、みんなに一万円ずつ与えて死ぬとする、そうすると、この一万円は三年経ったらば、もうこれを沢山にする奴もあれば、なくしてしまう者もある。また、なくした上に借金をこしらえる者など、いろいろな凸凹状態になって参りましょう。それはいかん、平等でないと訂正するには、先の親が墓の下からもう一ぺん出て来て、数字の配分をやり直さなければできないことになりましょう。こういうことは明かに不可能です。数字面の配分はたとえ可能であるとしても、七人の健康、知能、運命率の配分までを平等にしなければいけないんですから、できっこありません。そこで考えてみますと、そもそもの人類の不平等の悩みは、おたがいの母親のお腹の中にまで遡ってみないことには何だか解決しそうもありません。思うにですね、僕みたいな才能か何かわりませんが、とにかくものなど書いて、今日まで押し太く生さて来た者は、きつとお母さんのお腹の中にいたときに、一番母胎の条件がよくて子宮の中から貪慾にカルシウム分やらビタミンやら、とにかく生後の毛髪の資になるものや骨量や歯の琺瑯質など、また頭脳の栄養みたいなものも一番旺盛に慾ばつて、吸収できるだけ先に吸収して飛び出したんだろうと思います。そこであとから入つた者は見廻して子宮は貧乏でもう何もなかつたというのがいるのじやないかと思うのですね。そうすると僕はどうも今兄弟中で一番よい生活をしておるということが何だかすまなくなつて来るんです。僕が一番貪慾で悪い奴みたいな気がして来ます。けれどこの不平等は誰も不平等とはいいません。民主主義社会もマルキストもこれはそう怪しまないんです。一の前は零という概念ですから、神さまだつて認めているかつこうです。けれど僕はまあ同じお腹から出た者にそれを今日少しばかり返してやるかという気持で、ときどき厄介事やら何やら頼まれるとそう諦めては返しているんであります。

大変変でこな例をもつて、マルクスにもエンゲルスにもないややこしい哲学を述べましたけれども、僕はほんとうに人類がよい社会を作るために平等を念じるならば、それを哲理的にもつと突きつめるならば、現在の「はい一」からの立て方では、矛盾を先に持つてとなるように修養を怠らないことであります。かようにして六根が清浄であれば、肝臓、心臓、脾臓、肺臓、腎臓の五臓のはたらき即ち霊力、さらに言葉を換えれば、その神性は恒に静まり、安寧状態を保つことが出来るのであります。

五臓の神君が安寧であれば大腸、小腸胆、胃、三焦（上・中・下に分れ排泄を掌るもの）、膀胱の六腑も亦安らかな状態を得て、身体の健康を保持することが出来るのであります。なぜならば五臓の神君と天地の神とは同根であり、天地の神と万物の霊とは同体であるからです、即ち五臓のはたらき、霊と万物の霊とは同体であるからであります。

そこで私は、宇宙の理に融合しなければ人として健康を保ち得ないし、生存の意義もないと言うことを述べたいのであるが、之は稿を改めてお話することと致します。

我々の生活、我々の行動は不　不識のうちに宇宙の裡に融合して居るのであります。殊に日本人は、民族的根本性即ち伝統的情操に三つの特色を持つて居ります。

（1）統一性（2）永遠性（3）純真性がそれであります。

この純真性を基礎として展開した日本人の生活態度、若くは生活規範ともなつたものが即ち明浄正直の生活であります。家に神仏を祭り、各所に神社、仏閣、教会堂があつて、それぞれの信者を持つているのは、この純真性から湧き出た生活態容であります。藤田東湖も之を天地正大の気と称し、現代人の清明心とも、正しく明るいとも称しています。

いるようなもので、社会科学として決して精密なものじやないと思うのであります。まだまだ現代は極めて初歩な考え方の下に、国家や社会方式を組みたてている幼稚な時代かもしれません。そのため思想対立だの社会混乱がこんなに紛糾しているのじやないかなどと、僕だけは考えたりしています。そこで僕のような書斎人の空想も、ひよつとしたら後世の偉大なる社会科学者のヒントになるかもわからないと存じまして、ここに記録しておいていただく次第であります。

この頃よく古典文学とか時代小説が流行するといわれております。映画でも、読物でも、劇でも。今日も歌舞伎座の前を通りますと、源氏物語五十日続演なんて景気よく出ておりました。これはどういう現象だろうかということなんですが、ジヤーナリストは逆コースという言葉で、もう一ぺん変てこな時代が来られちや困るぞと大いに警告しております。けれどこれは粗雑な考察でありまして、もつと理由らしい理由があると思うのです。私は馬鹿の一つ覚えみたいに、昔からいわゆる歴史を素材にしたものを書いておりますから、特に考えるのですが、おたがいにここ十数年、あるいはもつと圧縮したならば、戦争中、あるいは戦後、とにかく十年間ばかりは、実に生々しい生きた歴史を見たのです。世界の上にといつてもいい、日本の歴史の中にもあんな時代はまあなかつた。それを見たのじやなくて、おのおの自分の生命の上に、生々しい骨肉の上に、手をつないであの大きな風雪の中を通つて来たのであります。やや今日おたがいにこういうまどかな日の下で生活することを得ておりますけれども、そういう体験の上からも、振返つて、歴史というものに、みんなが今日思いを新たにしたのは当然なんであります。私どもの書いている古いかつての時代の書籍などをお読みになりましても、皆さんはたちどころに戦前戦後になめたあの生々しい体験を思い合わされるにちがいありません。人心の表裏とか、世間の流転とか、人情の酷薄、またその温かさなどさまざまなものを思い合わせながら読むところに、ただ骨董的な、あるいは過去の歴史小説、あるいは史実というよりなことでなく、自分の体験と結び合わせて脈を打つて今日に思い、明日に考えるところがあるので観られておるのではないかと思せておるのじやないかと思うのです。これが私は一番大きな原因じやないかと思うのです。

ところが、古典や時代小説も多種多様であります。源氏物語のようなものは全然私たちの昨日今日の体験や、それから現代感覚からはずつと遠い。あんなことがあつたかと思うような絵空事のような、且つ夢幻的なものです。それは一つは余りに傷つけられすさみ切つた自分たちのこの頃の生活の上に、ああいうメロディーなり源氏的な讐たけたというか、あるいはやまとう

まだ物足らないのじやないか、そしてほんとうに一つの歴史的知識と役目を伴つていないのじやないかと思いまして、自分が三年ほど前から書き出しましたのが、今書いている新・平家物語という作品であります、それはもう二カ年余にわたつて週刊朝日に連載中で、この頃はそれに没頭している次第であります。

この新・平家物語を書いて行くために、私は随筆以外の小説一切を断りまして、ただあれ一つに集中しております。というのは、ちよつと長いものですし、精進しませんと力の分解になるということと、もう一つは何といつてもそのために資料あさりをしましたり何かしているうちに、私自身が、実に昨日今日の世の中にも思い合せて、歴史というものが何と面白いものだろうかという気持に捲き込まれておるからであります。あの小説には主人公というものを持つていません。大体時代の中心人物は平清盛でありますが、この清盛という人を新・平家物語を書くにつきましていろいろな角度から見直しますと、これはまた実に、従来の僕らが小学・中学の時代から教えられたところの清盛とは、全く違つておるのであります。どうしてこんなに一個の人間の精神や履歴が故意に歪められて伝えられたものか、人間の罪深さに驚くくらいなのです。要するに、平家物語といい、それから保元、平治、あいついた類の平安朝の末期から源平期のことを書いた古い物語は、みな学識のあの寺院の僧侶とか、相当博識な人が書いたには違いないのでありますが、それを書いた時代がみんな鎌倉幕府、いわゆる源氏の頼朝時代以後に書かれております。するとこれはやはり勝者が書いた敗者の歴史というが、歪められたものに必然になつておるのであります。正しくないのであります。

では清盛という人間は、一体どういう人間かと申しますと、僕らの概念には、小学時代からいわゆる極悪無道な入道殿という言葉さえあつたくらいですが、実際はそんな人でなかつたのです。今日現存している寺院の肖像画も、古いのが二、三残つておりますが、端麗なおおどかな顔をした人であります。美男だといわれております。小さいときには、祇園で舞を舞つたりして優雅な美童であつたといいます。それから彼の長所の点を述べれば、いろいろありますけれども、たとえば、頼朝を助けたのは清盛の母の池の禅尼だといわれております。池の禅尼が、自分の死んだ子に十三、四の頼朝が大変似ているので、憐れを催してどうか助けておやりなさいといつて頼んだので、清盛がなかなかきかなかつた、それを禅尼が頼んだのでとうとう清盛が我を折つて蛭ヵ小島に流したとなつております。しかし助けたのはやはり清盛であります。何故ならば、清盛自身が助けるつもりがなくて、あの源氏の巣窟であつて最も危険な伊豆などに流すはずはありません。清盛が池の禅尼がそういうのだからといやいや承知したのならば西国に流します。西国には平氏の氏族が多く監禁するによい幾多の島もあり、第一源氏の地盤でないんですから、西国へ流します。もし頼朝にして西方へ流されていたならば、後の頼朝は決してなかつたのであります。それを、関東は由来源氏の発祥の地で大きい活眼だと思うのであります。今日の神戸が港として開かれたことが実例であり、あの地方一帯に着眼したのも清盛であります。それから安芸の宮島のように、非常に美術的な、そして着想からいつても規模からいつても、じつに時代を超えた非凡な建築を海上に実現させています。また、かの平家納経というようなものを今日見ても、平家は非常に優雅な一門であります。何しろそのほか清盛が人情に厚く、決して極悪無道というような人でなかつたことは、史料を漁つて行くにつれ、なおいろいろな点から実証できるんであります。もちろん彼とても凡夫煩悩の人間であることには変りありませんし、悪い点も多い人ではありました。けれど大体清盛をああいうふうに歪めたというのは、勝者の下に書かれた敗者の歴史である哀れさの一つなのです。

次にまた私は新・平家物語であの時代を書きつつ非常に感じますのは、人間というものはどうしてこう勝つたり負けたり、勝つたり負けたりの戦いを繰返すものだろうということなのです。これは今日の私たちもまだ生々とその悩みの中に置かれている問題ですけれども、あの時代の歴史を見てみますと、まことに目を蔽いたい事件がいくらもあります。中でも保元の乱などには、私もその原因や結果にかなり筆を用いておりますが、願いは、骨肉同志の争いはこんなにも惨鼻極まるいやなものだということを読者に知つてもらうために書きました。そしてその戦いの原因は何かというと、やはり権力の争奪、名誉、門閥の争いなど、古今を通じて変つておりません。人間の闘争と相剋の面では、人間社会はちつとも進歩していないかのようであります。そしてあの時代も源平、赤白二つの陣営に分れまして、人を見れば彼は源氏か、彼は平家かというふうに問いつ問われつして、兄弟叔甥の仲まで戦つてしまつたのであります。これだけはどうか繰返したくないものだということを痛切に思わせられるのであります。

◎日本からアチヤラへ行く船賃

（毎日8.20夕刊）

行先	弗	円	飛行機で行くと 弗	円
ブラジル	700	252,000		
リオ				
ブエノスアイレス	635	228,600		
ニューヨーク	500	180,000	900	324,000
ロンドン	445	160,200	700	252,000
ジブラルタル	430	154,800		
マルセーユ	420	151,200		
スエズ	365	131,400		
アレキサンドリヤ	350	126,000	850	306,000
サンフランシスコ	280	100,800		
アデン	235	84,600		
コロンボ	120	43,200		
ペナン	110	39,600		
シンガポール				

（郵船貨物船の一等です）

◎世界主要國民の壽命

○人生五十年は昔のこと。○オランダは何と七十年を超えている。○五十年以下はどうも後進国である。

	才		才
オランダ	70…5	日本	58…
英国	68…9	イタリー	56…7
スエーデン		ハンガリー	
デンマーク	66…7	ポルトガル	51…
カナダ		英領ホンジュラス	47…
フランス	65…	アイコトー	40…
カスカ	64…	キシブ	
イリ		エジプト	38…9
アメ		チリー	
西ドイツ	61…		

わが国は男56才，女59才強，平均58才でイタリヤよりチヨット長生き，西ドイツにはかなわん。文明国では最低である。（此数字は国連統計局の資料による）

談話室

電話をかけつゝお辭儀

Kとゆう先輩亡くなつた実業家、いつも電話をかけながら、何度も何度もいとも叮寧にお辞儀をする。これを見て「電話でお辞儀が見えもせんのに、あまりにも馬鹿なことだ」と冷笑する人もあつた。

だが私は、刻苦勉励遂に大実業家としての地位を築きあげたK氏のえらさと真面目はそこにあると感心した。

人は面と向いあつているとつい相手の顔色を考え遠慮したり、お世辞をいつたり、心にもない叮重さになり勝である。

ところが電話で顔が見えないとなると、心中がそのまゝ声になつて現われ勝である。

だからうるさいと思つた時はうるさそうな語調になり、厭なときは額の皺がその儘見えそうな声になる。見えはしないからと寝転びながら電話をかけると豈はからんやテレビのように相手にそれがわかるのである。

人間は行住坐臥、すべて自己の人格を発散しつゝ生きているものである。

人が見ないから、人が知らないからとゆう考えこそ人生行路に於ける大敵である。

電話をかけつゝお辞儀をする。この心掛けが人生に最も必要なのではなかろうか。

（文潮）

えてみたって判断がつかないもので、結局は自分の生命、自分の肉体を内省してみて、一体どうして、人間は護るものは持たなくちゃいけないけれども、護るものを持つためにまた争わねばならないかということを反省するのであります。確かに僕らは闘争の本能を持つておる。仏教でいうと人間の本能は大体三つだと申します。飲食即是道、これは食本能、淫慾即是道、すなはち生殖、それから闘争即是道といつて、人間の闘争本能なんであります。怪我をします、病気をします、自分は昏々とうつつになつてうめいていますけれども、自分の肉体の中では、たちどころにその病巣の患部に向つて白血球が蝟集して、病菌と戦つておるそうです。主体の自分自身も知らないうちに起つておる闘争本能です。僕らの肉体の中に、つまり人間という主体の中にもう闘争があるのです。これをいわゆる生活の面、あるいは社会の面、あるいは骨肉の面、交友の面、いろいろなものに普遍化して、外部的に出たものが葛藤となり戦争となるのであります。歴史の方の法則で見てみますと、大体人間の社会の発生を見て行きますと、ちよつと固苦しい話ですけれども、小さな無数の部落が戦い戦いして合して町となり、また町と町と戦つて市になり、市と市が戦つて国となり、国と国と戦つてまた大国となり、ついには二つの勢力となる。つまり複数からだんだん単数につまる方式です。これは西洋の歴史でも、中国の大陸の歴史でも、それから小さな僕らの国の日本の古くからの歴史も同じことをやつております。複数から単数に、最後には勢いどうしても二つになります。さあこの二つのときになつたら、もう仲良く山分けにして、お前はそちら側で仲良く暮せ、俺はこちら側で平和に暮すというぐあいにうまく話合いがつきそうにも思うのですが、世界史の中、あるいは中国史の中、日本の歴史の中、日本などは特に関ケ原という言葉がある、二つになるともうその偽装しておる対象がないのであります。ですからよけい対立がきびしくなつて、この二つもついには、いわゆる関ケ原をやつてしまうという例がこれまでの人類の闘争史となつております。リュシェの人間論に、人間愚なるものということを書いておりますけれども、じつにこれを繰返して来たのが人類です。平家物語もそうです。以後のいわゆる南北朝、吉野朝の時代もそうです。戦国時代然り、それから維新、そうです。世界の歴史も例外なくそうです。そういうかつこうで地球は廻つて来ております。昆虫ですら護るものは生れながらに持つている。そしておのおの自体の中に闘争の本能は否み難く宿命されている。じつにこういう物騒な生き物が人間なんです、それが数億と生き合つている社会や国家なんです。こうおのおのが考えまして、謙虚になり合うことが大切だと思うのであります。そしてもつと人間本能の重大な一つである闘争の根元をおたがいに見究めて、たとえば、一つ家庭内のことにしましても反省し合つて、この物騒な本能を丁重に見まもり合うようにしなければいけないと思います。現在国際段階でいうならば、今日以後に戦争という手段を見ることなく、二大勢力が共存共栄して行けるのだつたら、初めてこの二十世紀になつて、人間は何千来一歩の進歩をしたということがいえるのじやないかと思います。

歴史小説、古典を素材にしたものなどを書いておりますと、古今の史料を通して、そんな事もいろいろ思い合されるのであります。それがいにしえの世をかりて筆に出るところもあります。ですからどうかすると邪推されまして、左からは吉川は右だぞといわれたり、右の方からは吉川は少しこの頃赤つぽいぞというようなことをいわれたりしますけれども、私としては文筆一路の人間です、右も左もありはしません。ただこの世が平和に、おたがいが仲良く暮せることを祈つて、そのために、いささか皆さんが、勤労の間に、あるいは毎日毎日の生活の少しの間に、幾らか慰められ、また反省させられたり考えさせられたりするようなことがあれば、望外な倖せだと思つております。机は右でも左でもなく、真直ぐに向けて書いておるような次第であります。夢々どちらへなんという宣伝文学など書こうとは思わないのであります。（本稿は貯蓄推進委員会の東京工業倶楽部に於ける講演速記同委員会発行パンフレットより転載）

……○……○……

……○……○……

……○……○……



解説

改正地方税制の全貌

——附加價値税の実施を一年延長、入場税、遊興飲食税を大巾に減税——

（大蔵省印刷局発行、時の法令解説六八号一頁より転載）

地方税法の一部を改正する法律（六・二八公布、法律第二一六號）

地方税法施行令の一部を改正する政令（六・二八公布、政令第二一四號）

地方税法施行規則の一部を改正する地方財政委員会規則

昨年五月のいわゆるリッジウェイ声明を機として、占領下わが国に導入された諸制度が果してわが国の実情に適合するかどうかを再検討しようという機運が生れ、その一環として、内閣に設けられた民間有識者からなる税制懇談会が地方税制改革の問題を取り上げてから実に一年有余、さまざまな迂余曲折を経て、今度漸く地方税制の改正が陽の目をみることになつた。

シャウプ勧告を基調とする現行の地方税制について、実施後わずか二年後の今日直ちに決定的な結論を下すことは早計であろうが、それがわが国の実情に適合しないいくつかの本質的欠点を持つことは否定できない事実であるし、また、その後の社会経済情況とか地方財政の情況の推移に伴い、何らかの改革を必要とする事態になつてきていることも明らかなことであつた。

したがつて、前記の税制懇談会などは昨年九月相当思い切つた地方税制改革案を答申したのであるが、何分今年の四月末までは占頭下という制約もあり、かつ行政事務の再配分、特別都市問題等を頂点とする地方制度自体の改正の問題を目前にして、地方制度を離れて地方税制だけに根本的な手を入れることはやるべきことでもないので、本年当初政府の取り上げた地方税法改正法案は、さし当り、現行税制の不合理な点を改正し、および国民負担の均衡合理化を図るための最小限度のものにとどまらざるを得なかつた。すなわち、附加価値税の実施を一年延期し、その間事業税および特別所得税を存置すること、事業税および特別所得税について、少額所得者の負担を軽減するため基礎控除制度を採用すること、市町村民税の法人税割の税率を法人税の増徴に対応し引き下げること等がその主な内容となつたのである。

政府提出に係るこの地方税法改正法案に対しては、去る三月一五日、それが今度の国家に提案されて以来、三箇月にわたる慎重審議の末、衆参両院で、入場税および遊興飲食税の税率半減を含む幾多の重要な修正が加えられて、やつと六月二一日成立をみた。主権回復後初の国会として、多くの問題を包蔵する地方税制の根本にふれる諸点について討議がなされ、何らかの修正が加えられることは必然であつたであろうけれども、政府原案によつて一応収支そのところをうるとされていた昭和二七年度の地方財政は、この国会の修正によつて大きな影響を受け地方税収入にかなりの減収（平年度約一六四億円、本年度約七一億円）を来すこととなり、その補てんをどんな方法によつてするかは、将来に残された重要問題となつたのである。それでなくてさえ窮乏にあえぐ地方財政にとつて、減収補てんの問題は、遠かに措置されなければならない大きな課題であろう。

改正の要点

都道府県税

道府県税についての改正は、鉱区税を除くほか、全法定普通税目にわたつており、特に入場税と遊興飲食税が大幅減税をされた関係で、今度の改正で道府県税の受ける影響は非常に大きい。

一　附加價値税

附加価値税は、その実施をさらに一年延期されることとなつた。その理由としては、

（1）附加価値税を予定通り本年一月一日から実施すると、各企業について従来の事業税の負担と比較してはなはだしい負担の変化を来すばかりでなく、その度合が各企業間で必ずしも同様ではな

く、非常に不均衡になるおそれがあり、経済の回復がまだ十全でない現在、好ましくない影響を生ずるおそれがあること、

(2) 赤字企業に対しても課税されることは、理論上はともかく、現実にはその再建を阻害することになること、

(3) あらかじめこの税の実施延期を見越したことによるものと思われるが、この税の実施に関する準備が、徴税者側にも納税者側にもほとんど皆無であること、

(4) この税を実施するのと従来通り事業税を実施するのと比較して、府県に約一七〇億円の減収を来すことになること、

等が挙げられている。

二 入場税

入場税について加えられた改正点は、税率の半減、軽減税率の適用範囲および課税免除範囲の拡張ならびに徴収確保のための若干の措置等であるが、すべて国会修正で挿入されたものである。

1 税率の引下げ（法七七Ⅰ）

入場税の税率は、百分の一〇〇および百分の四〇から、それぞれ百分の五〇および百分の二〇に引き下げられた。従来の税率が世界に例の少ないほど高率のものであり、社会文化の実情に添わないものであることは、前から指摘されていたところで、懸案がやっと解決したわけである。

2 軽減税率の適用範囲の拡張（法七七Ⅰ）

百分の二〇の軽減税率の適用を受けるものに、新たに純オペラ、純舞踊、雅楽、文楽、能楽および文化財保護法の規定により助成を受ける無形文化財の公開の観覧のための入場、職業選手が行う運動競技（競馬、競輪等の射こう的なものを除く。）の観覧のための入場ならびに学生生徒の地方財政委員会規則（以下単に「規則」と略称）で定める運動競技の施設の利用が加えられた。

3 課税免除範囲の拡張（法七八）

法第七八条によれば学生団体、ＰＴＡ学校、社会事業団体等が主催して行う催物については、学生生徒等の素人だけがその催しに参加し、かつ、純益が学校、社会事業等のために支出され、関係者が報酬を受けない場合は、入場税の免除を受けられることになっているが、この種の催物の主催者になれる者の範囲に、新たに社会教育法の規定に基く公民館が加えられ、さらにこれらの主催者等のうちで政令で定めるものが行う催しについては、当該催しに参加することを業とする者、つまり職業的芸能人が参加する場合でも、課税免除を受けうることとなった。

4 徴収確保の措置

次のいくつかの規定が設けられることとなった。

(1) **外形標準課税の採用**（法七六Ⅲ七七Ⅱ） まあじやん場、たまつき場その他規則で定める施設については、その施設の床面積、利用物件の数量、従業員数等を標準として、その施設の経営者を利用者とみなして、入場税を課税することができることとなった。利用券の使用が事実上行われず、課税標準の把握が技術的に困難な施設の利用については、こうして外形標準課税のみちを開くことによって、その困難を打開することとしたものである。この場合の税率は、それによる税額が、利用料金を標準として課税する通常の場合の税額と著しく均衡を失しないように定めなければならない。

(2) **課税免除の条件違反の場合の追徴**（法七八の二） 道府県は、前記法第七八条の規定による課税免除を受けた者が、その条件に違反した場合には、その主催者に対し、入場税相当額の納付を命ずることができることとなった。従来このような場合の措置としては、明文規定がなく、多少疑義があったので、その疑義を一掃するため採られた措置である。

(3) **入場券または利用券の公給を要しない場合の法定**（法八四Ⅰ） 道府県の特別徴収義務者に対する入場券または利用券の用紙の公給を要しない場合が、(イ)公務または業務により料金を支払わないで入場する場合、(ロ)経費課税または外形標準課税が行われる場合、(ハ)指定席券だけが発行される場合の三つの場合に限定され、それ以外の場合には、必ず公給されなければならないこととなった。従来この公給制度が不完全に行われ、せっかくの制度本来の趣旨が没却されている場合が少なくなかったので、このように公給制度を整備して、徴収確保に資そうとするものである。

(4) **納入金完納前における入場券または利用券の用紙の不交付等**（法八四Ⅲ Ⅱ） 道府県は、入場税の特別徴収義務者に対し、納入金の完納および未使用の入場券または利用券の残券の確認後でなければ、入場券または利用券の用紙を交付してはならず、また臨時の催物の主催者に対しては、その命じた入場税の予納をするまでは、用紙を交付しないことができることとなった。入場税の滞納を防止するために採られた措置である。

三 遊興飲食税

遊興飲食税について加えられた改正は、税率の半減、非課税範囲の拡張および徴収確保のための若干の措置等であるが、これもみな国会修正によるものである。

1 税率の引下げ（法一一五）

遊興飲食税の税率は、芸者の花代に対するもの（百分の一〇〇）を除き、百分の四〇および百分の二〇が、それぞれ百分の二〇および百分の一〇に引き下げられた。遊興飲食税の税率が禁止的高率であるため、実際の課税に多くの困難があり、かえって税収を挙げ得なかったことは周知の通りで、税率を引き下げることにより課税の合理化が期待されよう。なお、芸者の花代の税率も、衆議院では百分の七〇に下げることになっていたが、

参議院で削られた。

2 非課税範囲の拡張

(1) **喫茶店、大衆食堂等における軽飲食の非課税**（法一一四の二Ⅱ） 規則で定めるめん類食堂、喫茶店、大衆食堂等における飲食で、一人一回の料金が一〇〇円以下で、かつ、一品の価格が五〇円以下のものの飲食に対しては、課税されないこととなった。

(2) **外客に対する非課税**（法一一四の二Ⅲ） 国際観光ホテル整備法による登録ホテル、旅館における外客の飲食、宿泊で規則で定めるものに対しても課税しないこととなった。外人客の誘致、外貨獲得のための一つの措置である。

3 徴収確保のための措置

次のいろいろの措置が採られることとなった。

(1) **持込飲食物に対する課税**（法一一四Ⅱ） 料理店、旅館等における飲食で客が持ち込んだ飲食物による場合でも、その場所におけるその飲食物の通常の対価を料金とみなして課税できることとなった。負担の均衡および徴収の確保を図る趣旨に出たものである。

(2) **宿泊所等における遊興飲食に対する課税**（法一一四Ⅲ、一一八Ⅱ、一二一の二） 会社等の宿泊所、寮、クラブ等における料金の定めがない遊興、飲食に対しても、その経営者を行為者と、その経費を料金とみなして、課税できることとなった。これも、近時多いこの種の飲食に対して、負担の均衡と徴収の確保を図るため採られた措置である。この場合は、税金は、特別徴収ではなく、宿泊所等の経営者が申告納付の方法により納めるのである。

(3) **所得税または法人税の基礎となつた賣上金額に基く更正決定**（法一二四Ⅲ、一二四の二） 知事は、本来のこの税の更正決定のほかに、特別徴収義務者または納税者の所得税または法人税についての申告、更正、決定に係る所得の基礎となつた売上金額または経費のうち遊興、飲食、宿泊に係る部分の金額を基準として、過少と見られる遊興飲食税の更正決定をすることができることとなった。なお、この場合、政府は、知事の請求があるときは、関係書類を道府県の徴税吏員に閲覧または記録させなければならないものとされている。

四 自動車税

日本専売公社、日本国有鉄道および日本電信電話公社の所有する自動車で、直接その本来の事業の用に供するもので政令で定めるもの（地方税法施行令（以下「令」という。）一の五参照）以外のものについては、自動車税を課税することになった（法一四六。これも国会修正）。

五 漁業権税

新漁業法の施行に伴い、税収入も少額であり、普遍的な税種でもないので、法定普通税としては、これを廃止し、漁業制度改革の一助としたのである。

六 狩猟者税

税率を三、六〇〇円から二、四〇〇円に引き下げた（法二三七。国会修正）。

七 事業税および特別所得税

附加価値税の実施の一年延期に伴い、その間さらにこの両税は存続されることになったが、この際なお、これについて、一部の事業の所属カテゴリーの組替、非課税事業の範囲の拡張、基礎控除制度の採用等課税標準算定方法に関する改正が加えられ、また、過年度分法人事業税の仮徴収制度が設けられた。

1 一部事業の所属カテゴリーの組替

事業または業務の内容が公衆衛生に寄与する公共性を有することにかんがみ、湯屋業が個人事業税の第一種事業（税率百分の一二）から特別所得税の第二種業務（税率百分の八）に、理容業が特別所得税の第二種業務（税率百分の八）から第一種業務（税率百分の六・四）に移された（法七四一Ⅲ、七七六Ⅱ Ⅲ。どちらも国会修正）、また、医療法人が法人事業税の一般法人（税率百分の一二）から特別法人（税率百分の八）に移された（法七四六Ⅱ。国会修正）。

2 非課税事業の範囲の拡張（法七四三）

次に掲げる事業が、その事業の内容の公共性にかんがみ、新たに非課税事業の範囲に加えられた。

(イ) 民間放送事業（国会修正）

(ロ) 信用金庫および信用金庫連合会で政令で定めるもの（令三の三参照）が行う事業

(ハ) 毎月三回以上号を追つて定期に発行する新聞のうち時事の報道を目的とするものを発行する新聞業（改正前は時事の報道を目的とする日刊の新聞を発行する新聞業のみが非課税）ならびにこれらの新聞を送達する事業およびこれらの新聞に広告を掲載することを取り扱う事業（国会修正）

(ニ) 学術研究、学校教育、社会教育等に関する出版物を発行する出版業で政令で定めるもの（令三の四参照。国会修正）

3 課税標準の算定方法

次の通り改正が行われた。

(1) **基礎控除制度の採用**（法七七四Ⅲ、七七七Ⅲ） 個人事業税および特別所得税については、少額所得者の負担の軽減を図るため、従前の二五、〇〇〇円の免税点制度に代え、新たに三八、〇〇〇円の基礎控除制度が採用されることとなった。

免税点の制度は、たとえば二五、〇〇〇円までは全然課税されないが、二五、〇〇〇円をこえればその全額に課税されるという制度であり、基礎控除の制度はどんな多額の所得があつても必ず三八、〇〇〇円なら三八、〇〇〇円だけは差し引いた額が課税標準になるという制度である。

免税点制度は、最少徴税費の原則に立

ち物税に適用されるもので、物税である個人事業税および特別所得税について、この制度に代え、応能原則に基く、人税的なものである基礎控除制度を採用することは、理論的には多少問題があるが、所得税が、その相次ぐ減税措置により所得額一〇万円以下の少額者に対しては、ほとんど課税されないのに対し、免税点制度の下にある事業税および特別所得税は、二五、〇〇〇円の免税点をこえる所得者について全所得額に対して課税されることになり、その間に著しい負担の不均衡があり、また、同じ事業税および特別所得税の中でも、全所得額に対し課税される免税点以上の所得者と全然課税されない免税点以下の所得者との間にも負担の不均衡を生じ、徴税面でもとかく摩擦を来しているので、実際上の必要から基礎控除制度を採用することとされたものである。

三八、〇〇〇円の額は、本年度の両税の課税標準である昭和二六年中の所得に対する所得税の基礎控除額が三八、〇〇〇円であったことによる。なお、この額は、事業または業務を行っていた期間に応じ月割計算を行い（令二六の三）、事業税の課税対象である事業と特別所得税の課税対象である業務とを同一納税義務者が併せ行っているときは、通算して計算し、一回限り控除することになっている（法七四七の二）。

（2）医業等の社会保険収入に係る所得に対する非課税（法七四四Ⅺ、七七七Ⅲ。国会修正）　健康保険法および国民健康保険法に基く療養の給付により支払を受けた金額に係る所得は、社会健康診療の公益性にかんがみ、医療法人についても、個人の行う医業および歯科医業についても、ともに課税標準から除算することとされた。

（3）青色申告法人に係る繰越欠損金の控除の特例（法七四四XI）　法人事業税について、青色申告書を提出する法人に限り、通常の場合、一年間行いうる繰越欠損金の控除を特に二年間行いうることとされた。法人税の税率が引き上げられた事情もあり、税負担の合理化を図る趣旨の下に、特に帳簿の記載について信頼のできる青色申告法人に限り、その期間を若干延期する措置が採られたものである。

（4）同族会社の行為または計算の否認（法七六の三）　最近における同族会社の設立状況にかんがみ、事業税についても、同族会社の行為または計算の否認についての明文規定を整備する必要は前から指摘されていたところであるが、今度、法人税に準じ、これに関する規定が整備された。

（5）公益事業への支出金額を損金算入できる法人の追加（令五）　公益事業へ支出した金額を損金算入する法人として、新たに、信用金庫および信用金庫連合会、弁理士会、社会福祉法人、国家公務員共済組合および国家公務員共済組合連合会、住宅組合、負債整理組合ならびに損害保険料率算出団体が、地方税法施行令の改正によって追加された。

（6）課税標準の算定の改正　事業税の課税標準をなるべく所得税および法人税のそれに一致させるように、地方税法施行令に所要の改正が加えられた。理論的には、課税標準の算定について所得税および法人税と事業税とを一致させなければならない積極的理由はないが、納税者の便宜の点からはそれがなるべく一致していることが望ましいことはいうまでもないからである。すなわち、個人事業税および特別所得税については、

（イ）青色申告個人のたな卸資産の評価方法（令二三Ⅲ）

（ロ）国庫補助金等のうち資本的支出に充てた部分の総収入金額不算入（令二三の二）

（ハ）牛馬等の減価の価額の必要経費算入（令二三の三）

（ニ）電気通信設備費用の必要経費算入（令二三の四）

（ホ）特別修繕引当金の必要経費算入（令二五Ⅲ）

（ヘ）企業合理化促進法に基く指定事業用機械の特別償却（令二四の二）

法人事業税については、

（イ）固定資産の償却不足額の繰越控除（令八Ⅲ、地方税法施行規則八の二）

（ロ）企業合理化促進法に基く試験研究用機械設備等の特別償却（令八の二）

（ハ）証券投資信託の収益の分配により受けた金額の百分の六〇に相当する額の益金不算入（令一六）

（ニ）退職給与引当金の損金算入（令二五Ⅰ）

（ホ）価格変動準備金の損金算入（同右）

（ヘ）企業合理化促進法に基く指定事業用機械の特別償却（令二四の二）

（ト）貸屋の用に供する取得家屋の特別償却（同右）

（チ）保証事業会社の払もどし保証料の損金算入（令二六の二）

等の諸措置である。

4　徴収猶予に係る法人事業税の延滞金の引下げ（法七六の三の三Ⅰ）　徴収猶予を受けた法人事業税の税額の当該徴収猶予期間に対応する延滞金の割合が、従来の日歩四銭から日歩二銭に引き下げられた。法人税における同種の改正にならって行われたものである。

5　過年度分法人事業税の仮徴収制度の採用（法附則Ⅲから Ⅸまで）　過年度分法人事業税および同附加税（旧法による都市計画税道府県税事業税割を含む。）については、本来の賦課処分前に、法人税における所得金額を援用して、課税標準額および本税額を仮に決定し、これに基き仮に徴収できることとされた。

昭和二五年度分以前の法人事業税については、申告納付の制度が採用されておらず、未決定の分については、依然として従来通り賦課処分によって徴税することになっていたが、各般の理由からその

賦課が遅延し、現在でもなお相当の未賦課分を残している現状である。一方、府県財政の窮乏は、放置することを許さない情況なので、特に決定の遅延している二以上の府県にわたって事業を行う法人の事業税について、固定資産税の例に準じ、仮徴収の制度を設け、従来の徴収上のあい路を打開し、税収の確保を図ろうという措置である。

すなわち、二以上の府県で事業を行う法人の昭和二五年度以前の法人事業税で、改正法律施行当時未決定のものについては、主たる事務所または事業所所在の府県知事は、今年の一二月末日までに、法人税の申告税額、更正または決定税額の算定基礎となった所得金額を仮の所得金額の総額とみなし、これに基き来年一月末日までに関係府県の仮課税標準額を定めて通知することができるものとし、関係府県は、この仮課税標準額に基き、事業税を賦課徴収するとともに、この仮の税額に基き関係市町村の事業税附加税の仮本税額を定めて通知し、関係市町村は、これに基き附加税を賦課徴収しなければならないものとした。

この仮決定を行った場合には、昭和二九年三月末日までに地方税法に基く本決定を行い、その際仮決定に基く税額との差額を清算し、過不足額を追徴または還付（還付の場合は加算金をつける。）しなければならないものとされている。仮決定を行った場合、所定の期日までに本決定が行われないときは、仮決定処分は、当初にさかのぼって無効となる。

なお、仮徴収の手続は、原則として旧法の本徴収の手続の例によることとされているが、徴税令書には仮徴収税額であることにより生ずる関係事項を明示することを要し、滞納処分を行う場合には、本決定があるまでは、差押はできても公売はすることができず、また、延滞金の割合は、旧法の例によらず、日歩四銭以内で条例で定めるものとする等の若干の特例措置が特に規定されている。

市町村税

市町村税では、鉱産税および入場税を除く全法定税目および国民健康保険税について改正が行われた。

Ⅰ　市町村民税

改正点は、非課税範囲の異動および法人税割の税率引下げである。

1　非課税範囲の異動

不具者、未成年者、六五年以上の老年者または寡婦で、前年中の所得が一〇万円以下の者は、従来すべて非課税とされていたが、今度その者と生計を一にする親族の中に壮年の家業従事者を有する場合には、他の納税義務者との間の負担の不均衡を是正するため、市町村民税を課税できることとされた（法二九五Ⅱ）。

なお、非課税の範囲に、新たに船主責任相互保険組合および木船相互保険組合ならびに信用金庫および信用金庫連合会の協同組合が所有し、かつ、使用する事務所および倉庫に対しては、その事業活動の公益性にかんがみ、課税しないこととなった。

2　区画整理に係る土地の納税義務者の特例（法三四三Ⅵ）　都市計画法または特別都市計画法に基く区画整理に係る土地に対する固定資産税については、土地台帳に所有者の登録変更が行われるまでの間、換地予定地等または換地の許可によって土地を使用できることとなった者を納税義務者として課税することができるものとして、当該土地の課税台帳面の所有者と実質上の使用収益者とが異なることによる負担の不均衡を是正することとされた。

なお、この場合における課税台帳の整理方法についても所要の改正がなされた（法三八一Ⅶ）。

3　課税臺帳の縦覧期間等の延長　固定資産課税台帳の縦覧期間を一〇日間から二〇日間に（法四一五Ⅰ、四一六の二、四一九Ⅲ）、固定資産評価審査委員会の審査のための会議の開会の期間を四〇日間から六〇日間に（法四二八Ⅰ、四二九の二）、同委員会の審査の決定の期間を二〇日間から三〇日間に（法四三三Ⅰ）、それぞれ延長することとした。

なお、衆議院では、日本専売公社、日本国有鉄道および日本電信電話公社の所有する固定資産のうち、直接本来の事業の用に供しないものには課税するという修正を行ったが、参議院で削除された。

政令で定めるものが加えられた（法二九六、令一の六）。

2　法人税割の税率引下げ（法三一二Ⅴ）　法人税の税率が先に百分の三五から百分の四二に引き上げられたことに伴い、その前後を通じて法人税割の負担を同程度（所得の百分の五・二五程度）にとどめるため、標準税率については百分の一五を百分の一二・五に、制限税率については百分の一六を百分の一五にそれぞれ引き下げた。

なお、徴収猶予を受けた法人税割の税額の当該徴収猶予期間に対応する延滞金の割合は、法人事業税の場合と同様に、日歩二銭に引き下げられた（法三一七Ⅰ）。

3　その他　給与所得の源泉徴収の場合の特別徴収義務者が国の機関である場合における納入金の納入の時期（法三二一の五Ⅴ）および特別徴収義務者の納入金の払込先として郵便官署を指定する場合の方法（法三二一の五Ⅵ）などにつき、所要の改正が加えられた。

Ⅱ　固定資産税

固定資産税について加えられた改正点は、非課税範囲の拡張、都市計画法等に基く区画整理に係る土地の納税義務者の特例および課税台帳の縦覧期間等の延長である。

1　非課税範囲の拡張（法三四八Ⅴ。国会修正）

三　自転車税および荷車税

日本専売公社、日本国有鉄道および日本電信電話公社の所有する自転車および荷車であつても、直接その本来の事業の用に供するもので政令で定めるもの（令一の七、一の八参照）以外のものについては、自転車税および荷車税を課税されることとなつた（法四四三、四六一。国会修正）。

四　電氣ガス税

電気ガス税については、非課税の範囲が拡張されたが（法四八九）、どれも国会修正によるものである。

1　重要産業の保護

次に掲げるような製品の製造業を営む者が直接その製造の用に使用する電気に対しては、製品の原価の中に含まれる電気料金の比重が大きいことおよび重要基礎産業の保護の見地から課税されないこととなつた。

（イ）純鉄、電解鉄、アルミナ、ニツケル地金、岩綿、セメント、電気鋳造耐火れん瓦、砕木パルプ

（ロ）アンモニヤ法による苛性ソーダ　ソーダ灰、かん水ヨード、かん水臭素、メタノール、硫酸

（ハ）電解法および電気炉法によつて製造される金属ソーダ、過酸化ソーダ、塩素酸ソーダ、過塩素酸アンモン、過酸化水素、二硫化炭素、けい酸ソーダ

（ニ）ビニロン、ポリビニール・アルコール、ポリアミド繊維、カプロラクタム、さく酸繊維、さく酸繊維素、塩化ビニリデン系繊維および塩化ビニリデン、塩化ビニル共重合物

2　食糧生産の保護

誘が燈、かんがい排水用電動機に使用する電気その他もつぱら農業の用に使用する電気で規則で定めるものに対しては、食糧生産の保護の見地から課税されないこととなつた。

3　教育または学術研究の助長育成

学校およびこれに附置する施設ならびに規則で定める学術研究機関が直接教育または学術研究の用に供する電気またはガスで規則で定めるものに対しても、教育または学術研究の助長育成の見地から課税されないこととなつた。

4　工業用ガス

ガス事業者が市販用に製造し、または供給するガス以外の工業用ガスも非課税となつた。

五　木材引取税

木材引取税の課税標準として、価格のほかに、容積をも用いることができることとし（法五五二Ⅰ）課税の合理化が図られた。

なお、容積を課税標準とする場合の税率は、価格を課税標準とする場合と比較して、著しく負担の均衡を失しないように、条例で定めることとされている（法五五二Ⅱ）。

六　廣告税および接客人税

広告税および接客人税は、税収入額が少なく、かつ、普遍性にもとぼしい税種であるばかりでなく、徴税費が税額に比し比較的多額を占める税種であるので法定税目としては廃止されることとなつた（法七〇二の二Ⅰ）。

1　國民健康保險一部事務組合の加入市町村に対する課税権の賦与

国民健康保険を行う市町村一部事務組合の加入市町村は、当該組合の国民健康保険の費用の分賦金に充てるため、自ら国民健康保険を行う市町村と同様に、国民健康保険税を課しうることとされた。これは、従来のように、組合と組合でないものとで差別をつける積極的理由がないからである。

2　課税額の一人当り最高賦課制限額の引上げ（法七〇三の二〇）

課税額の一人当り最高賦課制限額が、最近における物価、所得、給付単価、受診率等の変動状況にかんがみ、一五、〇〇〇円から三〇、〇〇〇円に引き上げられた。

施行期日および経過措置

一　施行期日

この改正法律は、公布の日から施行されたが、ただ、入場税、遊興飲食税および電気ガス税の改正規定は、これによる税収入の減が大きく、その財源を補てんする措置が目鼻がついてから実施するという含みで、来年の四月一日までの間で政令で定める日から適用される。

また、広告税および接客人税に関する改正規定は、これらの税が年税または期税であるのに、改正法律が新年度に入つてから施行されたため、本年七月一日から適用することとし、六月までは月割で課することとされた。

その他の地方税の改正規定は、昭和二七年度分（法人事業税および法人税割については、昭和二七年一月一日の属する事業年度分）の地方税から適用される。

二　経過措置

1　本年三月一日から六月三〇日までの間に申告納付期限の到来する法人事業税については、本改正法律の成立施行が相当遅延したので、その納付手続に混乱を生ずることを避けるため、申告納付期限を延長し、本年四月一日から六月三〇日までの間に申告納付すべきこととされた（法附則Ⅲ）。

2　本改正法律が新年度に入つて成立施行されたため、すでに旧法により適法に納付された市町村民税の法人税割、広告税および接客人税に係る徴収金は、本改正法律の施行により過納となるが、その納付が納付時には適法であつたことにかんがみ、過納額に相当する徴収金は、本改正法律の施行の日から一月を経過した日に納付があつたものとみなされることになつている（法附則Ⅲ）。

（地方財政委員会事務局税務部府縣税課　萩原　幸雄）

解説

金融虎の巻

中小企業で一番悩みの多いのは、金繰りと税金であります。＝さて税金は又の機会にゆずるとして、金繰り、即ち金融にはどの業界の方々も、お困りのことと存じます。そこでどうすれば金が借りられるか、＝それは先ず第一に

イ、受入態勢の整備　と

ロ、返済計画の確立　でありましよう。

つまり「ロクサマ」記帳も出来ていない、返済する「メド」もないのには、どこの金融機関も融通はして呉れないでしよう。ではどんな条件が必要なのか、以下簡単に記して見ることにしましよう。

一、事業は必ず永続性であること。

（将来性のない、一時的な事業では貸す方も不安であります）

二、企業が可及的合理化され、内部留保に努め、従つて少しの剰余金も必要以上の設備や固定経費に費つていないこと。

（お金の有るにまかせて、バー〳〵と浪費する事業家には、危険ですから、銀行も二の足をふむでしよう）

三、生産や販売又は売掛金や未収金の回収などは毎月大体の目標を樹てゝ、企業の上に計画性があること。

（行アタリバッタリで、少しも先の見透しをつけていないのも困ります）

四、企業の第一戦は勿論、経理内容など、自ら明確につかみ、他人まかせでないこと。

（大企業であれば兎も角、中小企業者は、どうしても責任上自ら経営の各部面を把握していることこそ、最も必要じやないでしようか）

五、融資必要額は、返済計画のギリ〳〵で無く、相当余裕あることが望ましいです。

（返済の自信ある金額一パイでなしに出来るだけ内輪目にして置くことも交心掛けるべきでしよう）

六、申込書の記載に関する、注意事項などはよく読んで、要求されている資料は手落なく、必ず添付すること。

（貸す方になれば事業の内容や、其の成績を知りたいのによい加減な、づさんなものを出されたら貸す気持になれないでしよう）

要するに融資の申込書其の他の提出書類は、金融機関に依つて夫々様式が違うのは勿論でありますが、左の事項はどこの場合でも一貫して肝要なことであろうと考へられます。

一、事業の実態を正確に表現していること。即ち見へ透いた「ふん飾」が無く、どこ迄も真実であること。

二、必要な事柄は、簡単明瞭に整然と記載されていて、一目して事業の全体が把握出来ること。

三、資金計画や、返済計画が具体的に、だれが見ても納得のゆくものでなければなりません。

四、殊に帳簿や証憑書類が完備して居らないと、信用上大いに影響する所が大きいです。

五、以上に依つてどの面から見ても、真面目な事業家であると云うことを印象づけることが最大要件でしよう。

六、最後に現在県下の金融機関の状況を記して見ましよう（奈良県商工課編金融案内より）

（一）銀　行
（日本銀行を除く）

銀行の業務は銀行法によつて預金の受入、貸出、為替取引その他銀行業務に附随する業務に限られており、これ以外の業務例えば商品の売買のような業務を営むことはできません。全金融機関の中小企業に対する融資では、市中銀行の占める比率が甚だ大きく、県に於ても債務保証、信用保険、融資斡旋等種々な方法によつて、中小企業融資を奨励しておられます。さて、銀行の資金運用方法として最も重要なものは貸出であります。

一、貸出の種類

〔証書貸付〕　銀行が貸出す際、借手から借用証書をとるもので、主として設備資金等比較的長期に亘る場合に行われます。

〔手形貸付〕　銀行が貸出すとき手形をとるものであります。即ち借手は自己を振出人、銀行を受取人とする約束手形を振出し、銀行はこの手形を買取る（割引く）形式で貸付を行い、手形の支払期日が来るとこれを借手に呈示して返済を受ける方法であります。銀行はこれによつて貸借上の権利以外に手形法上の権利をもつことができるからです。

〔当座貸越〕　商取引を機敏に行うため、銀行と当座預金者との間に予め当座貸越契約を結び、預金者の小切手振出額が当座預金をこえたときも一定額まで貸付として認めることであります。しかし銀行ではこの契約には慎重な態度をとつておりますが、期間は普通一ケ年とし、担保を徴することとなつております。

〔手形割引〕　銀行が商業手形を、手形の受取人（商品の売主）から支払期日が利来する前にその期日までの利子を控除した金額をもつて買取るものであります。銀行としては資金を安全有利に運用できるわけであり、広く行われています。

〔コール・ローン〕　これは金融機関の相互間に行われるごとく一時的な貸出で、貸手側からはコール・ローン、借手側からコール・マネーと呼ばれています。

銀行の貸出金利は、中小企業金融は調査手数料もかかり、或る程度金利の高い方が融資を促進するとの考え方から、昨年九月より一口百万円以下のものについては臨時金利調整法の適用をはずされています。尚又、七大都市には中小企業金融を専門的に扱う中小金融特別店舗があります。よく銀行が容易に金を貸さない等と耳にしますが、金融機関の貸付拒絶理由を挙げてみますと大体つぎの通りです。（昭和二十六年十一月末現在・中小企業庁、金融実態調査はよる）

貸付拒絶理由	割　合
適当な保証人や担保がないため	五・七%
資産状況不良のため	四・三%
業界の前途が不安定のため	三・九%
長期資金であつたため	三・三%
以前の借入金の返済状況がよくないため	三・三%
銀行と取引がなかつたため	三・二%
経理内容不明のため	三・〇%
生産実績が上らないため	二・四%
売行が悪いため	一・七%
受註不確定のため	一・六%
事業経験が浅いため	一・六%
採算不良のため	一・五%
新規事業開始資金であつたため	一・〇%
製品技術に特殊性がないため	〇・九%
不渡手形を出したため	〇・四%
その他	一三・四%
不明	五・〇%
合　計	一〇〇・〇%

以上の通りですが、これは銀行ばかりでなく他の金融機関をも含むもので、これによつてみますと、金融機関の資金不足や、金融機関との取引が浅いという問題の外に、資産状況や、企業内容が悪いとか、前途が不安定であるとかいう問題が相当に大きな比重を占めていることがわかります。中小企業の金融難の原因は、金融機関側の問題と並んで、中小企業の側に内在した問題にもあることが知られるのであります。

（二）商工組合中央金庫

昭和十一年十二月「商工組合中央金庫法」に基いて設立された中小企業等協同組合の系統的金融機関であります。したがつて協同組合のみを取引の対象としているのであります。商工中金の本質とするところは、中小企業金融にありますから、政府においても商工中金に対しては直接間接いろいろな援助を与えておりますが、反面、政府の資金を多額に運用している公共的な金融機関であるため、政府の制限も多く実際金融については十分な活動ができないという面もありました。こういう矛盾を調整し、実際に中小企業に則する金融を促進する見地から昨年十二月「商工組合中央金庫法の一部を改正する法律」が公布施行され、従来に比して貸付における条件が緩和されたのであります。

改正のもつとも重要な狙いは、商工中金の取引対象に関する問題で、協同組合は勿論、個々の組合員にまで直接貸出の道を開いたこと、また直接組合員に貸出の道を開くことによつて組合員よりの予金受入ができるようになつたことであります。然しながら商工中金が依然として協同組合のための金融機関であることは変りなく、中小企業者が商工中金から融資を受けるためには、必ず何等かの組合に而かも商工中金の出資組合に属していなければなりません。

商工中金の協同組合に対する金融は設備資金、運転資金、並びに組合員の必要とする設備資金運転資金の転貸資金等組合の事業遂要上必要な事業資金の融資に限られ、いわゆる消費金融は行われません。商工中金の業務は

（一）　五ケ年以内の定期償還貸付
（二）　二十ケ年以内の割賦償還貸付
（三）　手形割引又は当座貸越
（四）　債務保証業務
（五）　内国為替業務
（六）　預金受入
（七）　有価証券の保護預り又は委託売買
（八）　商工債券の発行
（九）　中小企業信用保険業務

等でありますが、更に今回の改正により主務大臣の認可を受けて、国家公共団体又は銀行等の業務の代理をすることができることとなりました。

貸出の期間は概ね二年乃至三年で現在は短期資金が多いが、戦前は設備資金だけで三四%を占めたこともあり、今後は商工債券の発行増とともに漸次長期資金が増加するものと思われます。金利は期間の長短、及び信用の程度に応じ二銭六厘乃至三銭五厘位までで平均して三銭位が多いようです。担保については、組合役員の個人連帯保証の外、不動産抵当権の設定を求めることが多く、長期資金については信用保険に付しています。

さて、今回改正をみた組合員個人に対する直接貸しの問題でありますが、これについては商工中金ではつぎの方針を建て、あくまで組合組織の健全なる育成と云うことを前提とし慎重な方針をもつて臨むことになつています。即ち、直接取引の基本方針は「直接取引に依つて、その組合員の所属している組合の運営を阻害することなく、逆に組合の運営、結束力を強める意味に於て組合の力を強化するに役立つ」ことを目的として行われます。従つて中金が組合員から直接申込を受けた場合、その組合員の事業調査の外、その組合員の属している親組合の同意も必要であります。この直接貸の場合金額は一応五百万円を限度とし、これを超える場合監督官庁の許可を得ることとしているようです。なお、この場合確実な担保物件又は保証を必要としますが、組合役員の連帯保証は必要としません。本県には、商工中金大阪支所奈良出張所（奈良市菩提町、商工事業協同組合連合会内）が置かれ、県においても組合金融の伸長を図るため、商工中金に対しては特に予託金を置き融資斡旋につとめておられます。

（三）國民金融公庫

昭和二十四年六月「国民金融公庫法」に基き、庶民金庫及び恩給金庫の業務を継承して発足しました。国民金融公庫の特色は、一般市中銀行等から金融を受け難い零細業者のために事業資金の円滑な融通を行うことを目的とする金融機関であつて、予金業務は取扱わず、全額政府出資にかかる資本金及び政府よりの貸出金を資金源として貸出を行つていることであります。このような特色をもつ国民金融公庫の資金源および貸付限度の拡大は強く嘱望されていましたが、第十二国会において政府出資の増額分十億（政府出資金合計七〇億）、資金運用部資金による借入金の増加二十億（計三十億）の資金源拡充が実現され、また貸付限度も国民金融公庫業務方法書の一部改正により、著しく拡大されました。この改正は昨年十二月三日から実施されていますが、その内容は大体つぎの通りであります。

（イ）　甲種　だいたい現行通りで一人につき二十万円以内（連帯貸付の場合は五十万円以内）で、貸付期間は三年以内であります。利率は年一割二分以内（日歩三銭三厘）償還方法は月賦、半年賦、年賦または一時払のいづれでもよく、原則として担保は不用であるが、一人以上の保証人を立てることを建前としています。

（ロ）　乙種　甲種と違つて借受人の資格は、その事業が公庫の定めるものに限定されています。（別表参照）

一人につき二十万円をこえ、五十万円以内を貸付限度としていますが、連帯貸付の場合は二百万円以内と著しく大幅に引き上げられ、貸付期間も五年以内に緩和されました。利率、償還方法および保証人については甲種貸付の場合と同じでありますが、貸付金額が百万円をこえる場合は、不動産その他適当な担保を徴することを原則としています。

（別　表）

乙種普通貸付の対象となる事業

一、製造業
1食料品製造業、2繊維品製造業、3木材および木製品製造業、4家具および建具製造業、5紙および類似品製造業、6印刷、出版および類似業、7化学工業、8石油および石炭製品製造業、9ゴム製品製造業、10皮革および皮革品並びに類似品製造業、11ガラスおよび土石製品製造業、12第一次金属製造業、13機械器具製造業、14輸送用設備製造業、15金属製品製造業
二、農業　三、林業　四、漁業および水産養殖業　省略　五、鉱業　六、建設業　七、卸売業（代理商および仲立業を除く）　八、運輸業　九、サービス業

なお、国民金融公庫では厚生資金貸付をも行つておりますが、これは引揚者、戦災者に対する一口最高一万五千円以下の貸付であつて、金利は年九分以内、期間五年以内、担保は徴せず、一名以上の保証人を要することとなつています。

本県内には、国民金融公庫の支所は設置されてなく、これが誘致につき県においても種々対策を講じているところでありますが、現在のところ、奈良市信用金

庫（奈良市光明院町）および近畿相互銀行高田支店（大和高田市高田）が代理店として貸付業務に当っています。

（四）信用（協同）組合及び信用金庫

信用協同組合は「中小企業等協同組合法」に基き設立される金融事業を営む協同組合で、中小企業の相互金融機関としての性格を有しております。従来信用協同組合は「協同組合による金融事業に関する法律」により、大蔵大臣の設立免許監督を受けていましたが、昨年六月十五日「信用金庫法」及び「同施行法」が設定され、信用組合のうちでも、出資金が大きく、金融機関としての性格の濃いものは、信用金庫となり従来通り大蔵大臣の指導監督を受けることとなり、反対に信用組合としての性格の濃いものは「信用協同組合」として止まり、その設立認可、監督については都道府県知事の所管となりました。

信用協同組合の事業は「中小企業等協同組合法」第七十六条につぎの通り規定しております。

一、組合員に対する資金の貸付
二、組合員のためにする手形の割引
三、組合員の預金又は定期積金の受入
四、前各号の事業に附帯する事業

この外、左の事業をも併せ行うことができます。

一、金融機関の業務の代理
二、前号の規定により貸付の事業の代理をする場合において、その貸付によつて生じる債務の保証
三、組合員に対する有価証券の貸付
四、国、地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金の受入
五、組合員と生計を一にする配偶者その他の親族の預金又は定期積立の受入
六、前号に掲げる者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付

結局、信用協同組合は組合としての自律的性格が濃く、預金、貸金も組合員及び組合員と生計を一にする配偶者その他の親族を対象とし員外預金貸金を行わないことがその特色となつております。信用金庫は、

信用協同組合に比し金融機関としての業務範囲が拡充されており、したがつてその設立についても大蔵大臣の免許を要し且つ出資の額も信用組合より限度が高められています。借用金庫の出資者である会員は全般的に金庫業務の対象となり得ますが、然し乍ら預金は員外と雖もこれを受け入れ、またその預金、定期積金を担保として資金の貸付をも受けることができます。信用金庫の業務はつぎの通りでこれに附随する業務をも行うことができます。

一、預金又は定期積金の受入
二、資金の貸付
三、会員のためにする手形の割引
四、会員のためにする内国為替取引
五、会員のためにする有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
六、国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理

庶民金融機関として信用組合並に信用金庫は今後大いに進展する可能性があり、その在り方が注目されるでしょう。

（五）無盡會社及び相互銀行

無盡会社は、無尽業法に基き、営業として無尽を行う株式会社であります。

無尽とは、一定の口数と給付金額を定め、定期に掛金を払込ましめ一口毎に抽籤その他類似の方法により、掛金者に対し金銭の給付を行うものであつて、本来が自給自足、相互融通の方式をとる金融であります。従つて融通を受ける時期は不明であるが、加入者は、早晩給付が受けられ、その返済は分割払であるとともに受給付の前後に拘らず、一定の掛金を継続しなければなりません。

無尽会社は、無尽形式による資金の融通の他に余裕金の運用として一般貸付が認められています。無尽会社の貸付の種類はつぎの通りであります。

（イ）有価証券担保貸付
（ロ）不動産担保貸付
（ハ）給付金限度貸付
　（払込金限度貸付
　（払込超給付金限度貸付

（ニ）預金担保貸付

右のうち（ハ）は無尽加入者に限り（ニ）は預金者に限りますが（イ）（ロ）は必ずしも無尽加入者に限りません。

最近無尽会社の貸付業務が増加し、又二十年十月より預金業務の兼営も認められて、金融機関としての機能が強化されてきました。

昨年六月五日公布施行された「相互銀行法」は、無尽会社としての機能を一層徹底するもので、相互銀行は、従来の団組織による無尽方式を廃し、一定の期間、掛金を受入れて、その期間の中途又は満了の時において一定の金額を給付する所謂「みなす無尽」を中心とし、その他預金の受入貸付又は手形の割引等、殆ど銀行と異らない業務を営むことができます。法施行後、殆んどの無尽会社は相互銀行に移行しており、その取扱う資金量は甚だぼう大であるので中小企業金融機関として、今後が注目されます。

中小企業金融促進のための対策

中小企業金融を促進せしめるためには、勿論、企業自体の受入態勢をととのえることが一番肝心なことで、このため企業の合理化、組織化とか所謂「金融以前の諸問題」の解決が必要でありますが、同時に直接に金融受入態勢強化を図る行政的な措置を講ずることも必要であります。政府においても、又直接業者の方々に接する県においても種々対策を講じていますが、その大要は大体つぎの通りであります。

（一）信用保証協會

金融ベースに乗り得ない中小企業に対し、その信用を調査しこれを保証して、その受信能力を増加して間接に金融機関の中小企業に対する貸出を促進することを目的として、地方公共団体、金融機関及び中小企業の寄附金又は共同出資によつて各地に設けられている財団法人、又は社団法人であります。

奈良県信用保証協会は昭和二十四年十二月設立され、現在基金は一、六〇〇万円であるが近く増額されることとなつており、従つて業務の範囲も拡大されて中小企業金融に一層の貢献をもたらすものと期待されます。

本年一月末保証状況並びに債務保証条件はつぎの通りであります。

（保証状況）

保証申込	二一四六件		五二〇、五五二千円
保証承諾	一八八九件		三六八、三九九千円
代位弁済	二〇件		三、三五〇千円
保証残高	四九二件		一〇〇、一九一千円

（債務保証条件）

一、県内において一年以上に亘り同一企業を営むもの
二、保証人又は担保を要する
三、個人においては、最高限度一〇〇万円、事業等協同組合においては二〇〇万円以内（但し理事会の議決を経たときはこの限りではない）
四、期間は六ケ月以内
五、保証料は日歩九厘

近く保証協会の法制化も国会でとりあげられ、その地位は益々確立されることとなりました。県信用保証協会は、奈良市東向中町商工会議所南隣りに置かれています。

（二）中小企業信用保険

政府と金融機関（保証協会も指定法人として含む）が保険契約を結ぶことによつて、金融機関が中小企業に対する貸付につき政府が保険をする制度であります。

即ち、金融機関が政府との保険契約の枠内で一〇〇万円を中小企業に融資したとしますと、その七五％（保証協会は五〇％）に相当する七五万円が保険金額で政府の金融機関に対する補償額、残余の二五％（保証協会は五〇％）は金融機関の負担となり、万一、事故が発生した場合この割合で求償権が追求されます。

同法の内容は大略次の通りであります。

1、中小企業の範囲

資本金五百万円以下の会社、従業員二百人以下の会社若しくは個人、中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会又は水産業協同組合で政令に定める業務に属する事業を行うもの。

2、金融機関の範囲

銀行、無尽会社、農林中金、商工中金、信用金庫及び信用協同組合、ほかに指定法人として信用保証協会

3、保険の対象となる貸付金

一中小企業について五百万円（中小企業等協同組合にあつては二千万円）以下、期間六月以上五年迄、設備資金又は運転資金

4、信用保険契約

政府は、会計年度の半期毎に金融機関を相手方として保険の対象となる貸付金の総額を定めて、信用信険契約を締結する。

5、保険料

保険料は、貸付金の年二・二五％（日歩六厘七糸）となつているが、そのうち半額は取扱金融機関が、半額は借入人たる中小企業が負担する。

現在この制度は、本県においては他府県に比し相当活潑に利用され中小企業金融、就中長期融資に貢献しているところが大きいと云えます。

（三）中小企業信用保険制度の利用促進要領

これは本県独特の方法で中小企業信用保険制度を活用せしめ、金融の円滑を図るため設けられた制度で、前述の信用保険契約に基く融資の、銀行損失負担二五％を県において補償し、金融機関の貸出を盛んにならしめると云うのが趣旨であります。このため県においては六百万円を基金として同制度の運用に当り本年三月末一六件、二、九八〇万円にのぼり、県内における同法に基く金融機関の融資総額（下半期）の約半額を補償したこととなり、金融面に寄与するところ大きいと云うべきであります。なお、この制度は、県においては県信用信証協会に、この業務を委託せしめております。

（五四頁より）

隨想　迷夢から醒めるべきとき

◉ 角を矯めて牛を殺すとゆうことがある。少くともこの七年間我々は角を矯めて牛を殺すの愚を敢てしていた。アメリカのものと言えば何でもかんでも良いものと思いこみ、猿真似をやつたこと、日本の美点を軽蔑して省みなかつたこと、等今からでも遅くはない。大いに悔い改めねばならない。

◉ あの悲惨な敗戦は、日本の凡てのものが悪かつた為に招いたのでないことは誰でも知つている筈である。それなのに過去のあらゆるものをけなしたり、改めたりしなければならないと思い込んでしまうところに日本人の弱点がある。「あつものに懲りてなますを吹く」たぐいになつてはいけない。

（六二頁へ）

（解）（説）

外國人旅行者の土産品等に輸出免税

——その免税手續の詳解——

物品税法施行規則の一部を改正する政令

（六・一〇公布、政令第一八一号）

一、はしがき

物品税は、元来国内で消費される物品に対して、その消費の性質を国民の消費生活の状況に照らし、かつ、国の財政需要等を考慮して決定された税率により課税されるものであるので、輸出される物品については、これを免税にするための措置を講じて、輸出振興および外貨獲得の一助としている。この外貨獲得のためには、各国でも海外に対する商品取引上輸出される物品に対して免税措置を講じているのみならず、いろいろの方法で免税を図つている。

たとえば、イギリスでは、外人旅行者に販売した場合に、その販売物品をその場所または国内で購入者に引き渡さずに、購入者が出港する空港または海港まで届けて飛行機または船舶内で受け取れるようにした物品については免税することとし、フランスでは、骨とう品、蒐集品その他物品の性質上観光客の荷物に加えることのできないものおよび購入者がフランス国内で消費することのできるもの（食料品、糖菓、酒類等のようなものであるが、若干量の香水については除かれている。」以外の物品であつて、米ドルで外国銀行あてに振り出された小切手または旅行小切手を対価として販売されたものに限つて免税することとしている。それぞれ、国内で免税物品が消費されることを防止する策を講じつつ、他方外国人旅行者等の便宜を図つて外貨獲得に努めているのである。

今回の標記の改正政令は、これらの外国における場合と同様に、外人旅行者の購入する土産品に対する免税方法を規定するとともに、P・Xとか海軍販売所（以下「P・X等」と略称する。）で販売される物品に対する輸出免税についても規定されている。

すなわち、従来C・P・O（連合軍の中央調達機関）に納入される物品（C・P・Oに納入された物品は、原則としてP X等で販売される。）については、輸入物品、国内産物品とともに連合軍司令部の覚書によつて免税されていたのであるが、平和条約発効後は、輸入物品の方は日米行政協定を実施するために、さきに制定された「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」（四・二八公布、法律第一一二号。第六条および第七条の規定によつて関税、物品税ともに免税されることとなる一方、国内産物品の方は、日本側の課税権を尊重して免税されないこととなつたために、同一のP・X等で販売される物品であつても、輸入物品は免税品を、国内産物品は課税品を販売するという不合理を生ずることとなつた。

このようなことでは、日本側の課税の統一ということは満足されたが、国内産物品の需要減退という別の悪い結果をきたすことも予想される。そこで、C・P・Oに納入する物品の大部分は、沖縄、朝鮮等の国外のP・X等で販売されるために輸出されるものであり、また、国内のP・X等で販売される物品であつても、大部分はこれらの場所で購入した軍人等が帰国する際に携帯し、または本国に郵送する等の方法により輸出される物品である点に着目して、これらのC・P・Oに納入される物品等について、国内で使用されたり、消費されたりすることを防止する方策を講じつつ、簡易な手続で輸出免税をすることができるようにしたのが、この政令の骨子である。

この措置によつて、国内産物品の需要の増加が相当期待されている。以下この手続の概略を説明しよう。

二、輸出物品販売場から移出する物品で販売場で購入者に引き渡さないものに対する輸出免税

（1）輸出物品販売場（外人観光客等のための土産品売場）の指定

従来の規定によれば、販売場の店頭に陳列するために製造場から移出する物品については未納税で移出することができなかつたのであるが、輸出免税手続の簡素化を図るという今回の改正趣旨に即応して、まずもつて輸出物品販売場（輸出物品の販売場（土産品売場）として所轄税務署の承認を受けた販売場）は、これを物品税法の上での蔵置場とすることとして、ここに移入する目的で製造場から移出する物品については、未納税で移出することができることとされた。

この輸出物品販売場は、未納税物品を移入することができるのみならず、後述するようにいろいろの特典が与えられることとなつているから、所轄税務署は、その承認を与えるにあたつては担保の提供その他物品税保全上必要な条件（たとえば、脱税のおそれがないこと、顧客の大部分が外人でありこれに対する人的および物的設備を有すること、資力および信用が充分であること等）を附することができることとなつている（第二八条）。

なお、この輸出物品販売場には、一般市中の販売店舗のみならず、合衆国軍隊の使用する施設および区域内にある営業権者の店舗（通称コンセッショニアという。）も含まれるが、P・X等は含まれない。

（2）輸出物品販売場から移出する物品に対する免税手続

次に、この輸出物品販売場に未納税で移入した物品を輸出する場合には、その物品を輸出物品販売場から移出した後に、事後に所轄税務署に物品税輸出免税承認の申請をすることができることになつた。

従来は、製造場から物品を移出する前に所轄税務署の事前の承認を受けなければならなかつたのであるが、これによつて、早急に免税措置をとることができることとなつたために、滞在日数の限らはた外人旅行者等に販売した物品またはコンセシェニアで急に帰国する軍人等に販売した物品に対する輸出免税手続が便宜化されたわけである（第二八条ノ二）。

（3）輸出物品が課税済である場合の税額控除等

輸出物品販売場から移出した物品が輸出された場合に、その物品が右のような未納税で移入したものでなく、すでに課税済（輸出物品販売場から移出する時に判定して、すでに課税原因の発生しているものを含む。」のものであるときは、その課税された物品税に相当する金額が、輸出物品販売場の営業者がその物品を輸出物品販売場から移出した時以降に納付すべき税額から控除される。この場合において、営業の廃止その他の事由によつて、営業者が納付する税額がない場合または控除を受けることが困難なときは、物品税に相当する金額が営業者に還付または交付される（第二八条ノ四）。

三、輸出物品販売場から移出する物品で販売場で購入者に引き渡した物品に対する輸出免税

以上述べた輸出免税は、輸出物品販売場から移出した物品であつても、販売場で購入者にその品物を引き渡した場合には認められない。すなわち、その販売者が、購入者の依頼によつて郵便で送り、もしくは貨物輸送をし、または購入者の

エチケットのいろ〳〵

談話室

◎電話のエチケット

一、一般的に

1、言葉は丁寧、簡単明瞭、正しい態度で、中庸の声で、（これで先づ相手の人に不快の念を与へないでせう）

2、先方には「敬称」、当方は「呼び捨」であることを忘れないよう。（例えば先方に対しては「失礼ですが〇〇さんでございますか」（当方のことは自分より上の人であつても、「只今社長は」「主人は」「常務は」「だれそれは」「出張中でございますが」の如く敬称をつけない、但し其の人の家族、親戚、友人などの場合は「さん」をつけるべきである。

3、話がすんで受話器をおくとき、目上の人と通話のときには、先方が受話器をかける音を聞いてからきることです。

4、通話中にきれたときは、かけた方からかけ直すべきでせう、かけられた方は直に出られる様にして待機すべきです。

5、通話が終つたら左の様な挨拶をしてから、切るのもエチケットの一つでせう。

（例え「有難うございました」「失礼致しました」「承知致しました」「お邪魔致しました」「どうぞよろしく」「ごめん下さい」等）

二、かけるとき

1、電話は出来る限り自分でかけるものです、人に呼び出させて相手を待たせるのは非礼も甚だしい。

2、こちらから呼び出しておきながら話の途中で「チョットお待ち下さい」と云つて長く待たせておくのは、先方に迷惑なばかりでなく、失礼千万なことです。

3、間違へて他所へかけたときは「間違へましてすみません」と、あやまることです、黙つてガチャンと切られるのは不愉快なものです。

4、目上の人にやむを得ず電話で話をするときは「お電話で失礼致します」又は「お呼び立て致しまして失礼でございますが」と先づ断つて話を進めることです。

三、かかつて来たとき

1、ベルが鳴つたら、なにをおいても直に出ること、そして先方から尋ねられる迄に当方の名前を弾丸のやうに送りませう。

（例へば「〇〇会社でございます」「〇〇商店でございます」など）

2、先方様の名指す人が不在の場合は、用件の緩急を聞き、先方の名前、用件など「其の要領を」メモにして、自分の名前を先方へ告げお

出港地まで届けて購入者が帰国に際して受け取れるようにして、所轄税関から輸出証明書の交付を受け、これを輸出物品販売場の所轄税務署に一定期間内（通常三箇月）に提出した場合に限つて、この輸出免税が認められるのであつて、免税手続の簡易化を図つたとはいえ、これだけでは輸出の促進を期するにはなお不充分である。

そこで、若干の物品については、販売者がこのような輸出免税措置を講じなくても、もつと簡単に、次の（1）および（2）で示すような手続をとれば、販売場の店頭で販売物品を購入者に引き渡しても免税できるようになつている。なお、この場合は、かような一定の手続を必要とするために、日本人が購入する場合等には認められず、外人旅行者が購入する場合または軍人、軍属等がコンセショニアで購入する場合に限つて認められる結果となる。

また、販売者は、一定の手続により購入者に引き渡したものであることを証明する書類を所轄税務署に提出することによつて、販売物品に対する納税責任は免責され、その後は、購入者が納税責任を負うこととなる。すなわち、購入者がその物品を輸出しなかつたような場合は出港地の所轄税関または税務署で購入者から物品税を徴収するのである（第二八条ノ七）。

（1）一般市中の輸出物品販売場で販売した物品を引き渡した場合の免税手続

非居住者が対外支持手段を売却して合法的に取得した内国支払手段を対価として販売した写真機その他大蔵大臣が指定する物品（大蔵省告示でもつて（イ）写真機およびこの部分品および附属品、（ロ）双眼鏡、隻眼鏡およびこれらケースが指定されている。）であつて、その販売の事業を購入者が所持する外国為替記録手帳の輸出免税物品購入票の正副両票に記載し、その副票を切り取つて所轄税務署に提出した場合は、販売者の納税責任は免責される（第二八条ノ六）。

したがつて、この場合には、購入者が帰国の際に出港地の所轄税関で、購入票に記載された物品を所持しているかどうかを検査し、所持していなかつたとき（すでに郵送等の方法で輸出したときは除かれる。）は、購入者は、物品税を納付しなければならない（第二八条ノ七）。

しかしながら、所持していない理由が天災その他やむを得ない災害によつて滅失した場合であつて、出港地の所轄税関または所轄税務署の承認を受けたときは免税される。

なお、右に述べた「非居住者」、「対外支払手段」および「内国支払手段」という言葉は外国為替及び外国貿易管理法の規定に、また「外国為替記録手帳」という言葉は外国為替管理令の規定によるものであるが、これらの法令の上では、次のようなものをいうことになつている。

「非居住者」とは、「居住者」でない者であつて、わが国に住所、居所または事務所等を有していない旅行者などを指す。駐留軍の軍人、軍属等は非居住者とされている。

「対外支払手段」とは、外国通貨その他通貨の単位のいかんにかかわらず、外国通貨で表示され、または外国で支払手段として使用することのできる支払手段（銀行券、硬貨、小切手、郵便為替、信用状等のことである。）のことである。

「内国支払手段」とは、対外支払手段以外の支払手段のことである。

「外国為替記録手帳」は、非居住者が本邦にある間その持つている対外支払手段のことその他為替管理上必要な事項を登録するための手帳であつて、本邦から出国の際には税関に返還しなければならない。

（2）コンセショニアで引き渡す場合の免税手続

購入した物品が購入後には輸出されるものである旨を証明した購入者の所属部隊の責任者が発した証明書（購入者が所属部隊から発給された輸出免税物品購入票に所属部隊の人事係将校または部隊長がサインすることとなつている。）の提出を求めて販売した大蔵大臣の定める一定の表示（大蔵省告示により、製造者の氏名または名称およびE・P（二八条ノ六第一項第二号に規定する表示）の形式を（イ）貴金属製品、象牙製品（チェス用具を除く。）、七宝製品、写真機（写真機の附属品で金属製のものを含む。）、写真引伸機、映写機、現像焼付用器具、双眼鏡、隻眼鏡および室内装飾用品にあつては、彫刻により、（ロ）写真機および映写機の附属品で皮製のもの、双眼鏡および隻眼鏡のケースならびにかばんおよびトランクの類にあつては、押圧により、（ハ）これら以外の物品にあつては、紙片に印刷してその包装にはりつけることにより、それぞれ表示することとなつている。）をした写真機、その他大蔵大臣が指定する物品（大蔵省告示により、（イ）貴金属製の室内装飾用品、食卓用品およびカクテルシェーカー、（ロ）象牙製および七宝製の室内装飾用品およびチェス用具、（ハ）写真機、写真引伸機、映写機およびこれらの部分品ならびに現像焼付用器具、（ニ）双眼鏡、隻眼鏡およびこれらのケース、（ホ）室内装飾用品で金属漆器のもの、（ヘ）かばんおよびトランクの類が指定されている。）であつて、その販売の事実を購入者が所持する輸出免税物品購入票の正副両票に記載し、その副票を切り取つて所轄税務署に提出した場合は販売者の納税責任は免責される（第二八条ノ六）。

なお、この場合も（1）と同様に、購入者が帰国する以前に輸出しなかつたとき、または帰国する時に携帯しないときは、購入者は出港地の所轄税関または所轄税務署で物品税を徴収されるし、ただ、滅失したときで承認を受けた場合だけはそれが免除される。

四、輸出物品製造場から移出する物品に対する輸出免税

輸出物品販売場から移出する物品について以上述べたような手続により輸出免税を行うこととすれば、大体外人旅行者に販売する物品については免税目的の実効を期待することができるのであるが、なお、一部の物品については、販売場で購入することができない事情がある等のために、製造場から直接に購入する場合もあると考えられる。それで、輸出物品製造場（輸出物品の製造場として所轄税務署の承認を受けた製造場から移出する）から移出する物品（小売した物品に限られている。）に対する物品税についても、輸出物品販売場から移出した物品に対する手続と同様の手続により輸出免税が行われることとなつている。この輸出物品製造場の承認については、輸出物品販売場の承認に関する規定が準用される（第二八条ノ五）。

五、C・P・Oに納入される物品に対する輸出免税

通常C・P・Oに納入される物品は、P・X等で販売されることとなるが、このP・X等は、本邦内のみならず、沖縄、朝鮮等にも設けられている。したがつて、納入品の仕向地の異なるごとに物品税の免税手続も異なることとなつており、その方法については次のように区分した取扱いが行われることになつている。

（1）C・P・Oに納入する際に輸出されることの明らかな場合の免税手続

C・P・Oに納入される物品が、その納入のために製造場から移出する時に、すでに沖縄、朝鮮等の本邦外のP・X等に送付されることが明らかな場合は、従来からの輸出免税手続によることとなる。

すなわち、製造者が、製造場から物品を移出する前に物品税輸出免税承認の申請書を所轄税務署に提出し、その承認を受けた後で製造場から移出し、所轄税務署の指定した期間内（通常三箇月）にその物品が輸出されたことを証明する税関の輸出証明書を所轄税務署に提出して免税が完結する。この場合において、軍用船等により輸送するために税関の通関手続をとらないときは、税関から輸出証明書の交付を受けることができないから、輸送にあたつた部隊の責任者が発する海外に輸送したことの証明書またはC・P・Oの責任者が輸出されたことを証明する書類で輸出証明書に代えることができる取扱いになつている。

（2）國内のP・X等で販売される物品に対する免税手続

C・P・Oは、原則として販売機関であるP・X等からの依頼により購入するものであるから、製造者がC・P・Oに納入する時において、大体その物品が本部内のP・X等で販売されるか、または本邦外のP・X等で販売されるかが判るわけである。したがつて、本邦外のP・X等で販売されるものであることが判つたときは、その物品については、販売者は、物品税を納付しなければならない。

◎乘物のエチケット

○目上の人と同行して、汽車や電車又は自動車に乘る場合、自分は後から乘るのは勿論であるが、降りる場合は先に降りて、出口で待つのがやはりエチケットである。

○降りる人が済んでから、乘るのはエチケットと云ふよりむしろ常識であるが、未だに守られてゐない場合がよく見受ける、これでは文化人として恥かしい。

○電車の中で、居ねむりは、御随意ですが隣りの人に、もたれかかる無作法は止めませう。

○子供を連れたお母さん、どろ靴のまゝ子供を窓際に上げることだけは、ご勘べん願ひたい、なけなしのズボンやスカートが汚れます。

○満員電車で新聞を拡げたり、甚だしいのは平気で、タバコを吹つてゐる人、吹がらが、座つてゐる人の上に落ちないかとハラ〳〵する。

◎汽車旅行のエチケット

○所きらはず「タンツバ」を吐くことはやめませう。已むを得ん人はタン壺御持参あれ。

○窓から荷物をほうり込んで席を取る人がある。

○二人分の席を取つて狸寝入りは見にくいものです。

○美しい顔して、果物其他で食べ汚す、淑女をよく見受ける、教養の程がうたがはれる。

○団体旅行者は、衆をたのんで傍若無人のふるまひになりやすい、静に楽しい旅行をしたいものである。

○窓に足をかけて寝てゐる人があると思ふと、猿の親類のような毛ずねを出したりむねをはだけてゐる人がある、いづれも、つつしみたいものです。

○寝巻のまゝスリッパつつかけて食堂車に入つたり、ホームを得意になつて歩いてゐる恥さらしがある、寝巻やスリッパは寝台車内だけのものと心得てほしい。

○車内で大きな声で話したり、笑つたり、騒いだりしないこと。

○車内で化粧をしないこと。

○車内で爪を切つたり、耳掃除をしないこと。

○車内で新聞、雑誌を読むときは、隣りの人に見えないように。

3、名指されて取次ぐために待たすときは「少々お待ち下さいませ」と必ず申し置くこと。

4、名指されて電話口へ出たときは、先づ「お待たせ致しました」と必ず告げるべきでせう。

5、名指人が席をはづしてゐたり、他の電話で話中のため、待つてもらはねばならないときは

「〇〇は只今席をはづしてをります、又は他の電話で話中でございます」「少々お待ち下さいませ」と断つておいて相当時間が、かかると思へば「恐れ入りますがもう少々お待ち下さいませ」と再び断ることを忘れない様、一寸した注意が相手にとつて誠に嬉しいものである。

ている物品については、(1)の方法により免税されるのであるが、本邦内のP・X等で販売される物品の免税手続の取扱については、次によることとなつている。

(イ) 大蔵大臣の定める一定の表示をした写真機その他大蔵大臣の指定する物品（いずれも大蔵省告示で規定されているが、前にコンセショニアのところで述べたところと同様である。）については、その場所で購入者に引き渡しても免税される（第二八条ノ六）。この場合の免税手続については、コンセショニアにおける免税手続と同様であるが、これとちがうところは、P・X等は、販売した事実を記載した輸出免税物品購入票の副票を切り取つて、これをその物品の製造者に送付し、製造者は、これを所轄税務署の指定した期間内にその税務署に提出して免税が完結するという点である。

なお、右の手続は、国内に駐留する部隊の軍人等に販売した場合の免税手続であるが、本邦外たとえば沖縄に駐留する部隊の軍人等が公用で来訪し、これに販売した場合の免税手続は、P・X等が、その販売の事実を記載した書類に購入者の公用証の写を添付し、製造者はこれを所轄税務署の指定した期間内にその税務署に提出して免税を完結することとなる（コンセショニアにおける場合も同様である）。

(ロ) 右の(イ)以外の物品、すなわち、P・X等で購入者に直接引き渡しては免税されない物品については、P・X等は、物品税の課せられる物品の販売については販売場に陳列した見本でもつて売買契約をして、その契約をした物品についてその旨を製造者に通報し、かつ、輸出免税の手続および郵送または貨物輸送により輸出することを依頼することとなつている。

したがつて、この場合には、P・X等は、国内産物品の販売あつせん所と同様の役割を果すこととなる。

(ハ) 国内のP・X等で販売される物品については、以上のような取扱によつて免税手続が行われることにC・P・O当局にも了解されているのであるが、もしも、これら以外の場合があるとさ、すなわち、P・X等が輸出するかどうかが判明しない物品をP・X等の販売場に陳列しようとするときは、製造者は所轄税務署に通常の物品税輸出免税承認の申請書を提出し、その承認を受けてC・P・Oに納入することとなる。

その後P・X等が販売した場合において、購入者の依頼により輸出したときは、税関の輸出証明書（この場合も軍用船等で輸送したときは輸送部隊の証明書またはC・P・Oの証明書をもつて代用することができる。）を製造者に送付し、製造者は、これを所轄税務署が指定した期間内にその税務署に提出して輸出免税を完結し、また、国内で使用し、または消費するために販売したときは、P・X等は、その物品について課せらるべき物品税に相当する金額を含めた価格でもつて販売して、その旨を製造者に通報するとともに、その物品税に相当する金額を製造者に送付し、製造者は、これを所轄税務署に納付することとなつているのである。

なお、このような方法の適用を受ける物品については、その販売区分により課税または免税となるものであるがために、C・P・Oに納入された時の品物の数量が細分されることが通例であろうし、その結果、P・X等から製造者に送付された輸出証明書に記載された数量とC・P・Oに納入される時に製造者が所轄税務署に提出した物品税輸出免税承認の申請書に記載された物品の数量とが合わない場合が多くなろうし、また、どの物品に該当するかが判らない場合も多いものと思われる。このような場合には、どの物品について輸出免税が完結し、どの物品について輸出証明がないものとして物品税を徴収されるかが判定上困難となる。

よつて、実際の帳簿整理上は、最初に所轄税務署に提出された物品税輸出免税承認の申請書に記載された物品に最初にP・X等から送付された輸出証明書または物品税込で販売した旨の通報書に記載された物品が該当するものとみなした、いわゆる先入（納入）先出（販売）の方法によつて税務署および製造者の帳簿を処理することになつている。（大蔵省主税局税制課・大蔵事務官　堀　敏夫）

（大蔵省印刷局発行「時の法令解説」第六六号一四頁より転載）

□銭はお足。其の行先を娯楽や趣味

映画演劇	500億円	7.7%	酒類	2,500億円	37.5%
パチンコ	900〃	13.7%	たばこ	1,200〃	18.5%
競輪	450〃	7.0%	書籍雑誌	300〃	4.5%
競馬	280〃	4.2%	宝くじ	35〃	0.6%
競輸	400〃	6.0%	共同募金	12〃	0.3%

の方面に就て調べて見ると



觀光みやげ品一考察

京極信太郎

旅の想い出＝それは、まことに懐しいものである。小学生の頃、中学生の頃、いくつ何十になつても、旅は楽しいものである。此の楽しい旅、なつかしい想い出を、更に深めるものは、その土地にふさはしい、特色のある土産物である。

旅するものにとつて、其の土地の一木一石は実に興趣と感触そのものであり、何かしらその土地の香り高い、特色のあるものを得たいと思ふのは、人情の常である、此の心持をうまく「キヤッチ」して旅人に満足を与へる良い土産物を提供することは又観光事業の重要な「ポイント」に外ならない。

由来みやげ物と云へば、其の時のほんの座興に終るやうなものが実に多い、故人のだれやらが「みやげ物にうまいものなし」と云はれてゐるが、実によくうがつた言葉である。

現在各地の土産品屋の店頭には、羊かん、栗おこし、生が糖、せんべい等の菓子類や、タオル、ハンカチ又はクロのくり盆、寄せ木細工、コケシ人形など、国内到る所の観光地共通のみやげ物が出てゐる。只模様や意匠で其の土地の風物をあらはしているに過ないわけで、これらのものはその土地で作られるものでなく、従つてその土地の香りなど、みじんも見出せない。

殊に面白いのは、これらは一定の都市で製作せられ、夫々の観光地へ送られるものであつて、さうして作つてゐる都会の人が、観光地から買つて帰るなど、実に「オカシ」なものである。

かう云ふ、みやげ物の、はんらんに依つて、其の土地の真の名産品である、所謂郷土色豊かなみやげ物はだんだん影が薄くなつて来る傾向があるやうに思はれる。

世界の宝庫を以て自他共にゆるし、東洋の「ローマ」とさへ称せられてゐる観光都市、我奈良でさへも其の軌を一にしてゐる。

しかし古への奈良の都には又奈良らしい、いかにもゆかしい、特性をあらはしてゐるみやげ物がないでもない、奈良市観光課発行の案内記の一節を見ても「その昔、春日の社人によつて作られた奈良うちわ、奈良扇、仏教の伝来と軌を同じふするといはれる筆と墨、春日若宮の田楽帽子の飾物に始まる一刀彫奈良人形、慶長年間漢方医が猿沢池に降る霰に暗示を得て造つたと云ふあられ酒、寧楽の枕詞にちなむ銘菓青丹よし、宮廷や古社寺の什物に端を発した螺鈿美しい奈良漆器、遠州七窯の一とされる陶器赤膚焼、高山の茶筌、さては奈良蚊帳、奈良晒、あるひは公園漫歩の疲れをいやす大仏餅、わらび餅、春日の火打焼などなつかしく、さらに正倉院御物を模しやした天平古材細工など、他では求められぬ品々がある」と記されてゐて、何れも結構なものではある、がこれ等のものが、年々何百万人と訪れる旅人の内、果して何%の人が購つて帰るだろうか。由緒ある名産、古くから伝はる土産品と自負してゐても、それは名ばかりで、実際に興趣をそゝらない物や、時代のセンスにマッチしない物などは苔の生へた骨董的存在でしかない。

斯様にあれこれと考へると、土産品の再吟味と云ふわけでもあるまいが、正に関係者の一考を要する所である。

更に最近全国的に採り上げられてゐる、上げ底（ゲス板とも云ふ）廃止運動が展開されてゐるのは、誠に結構なことで、筆者も先日知人から九州土産として別府の「ざぼん漬」を頂いた、夕食後お茶うけに頂かうと、蓋を開けて見ると、箱の厚みは約三糎あつたが、中味は一糎もない位で、三分の二は、所謂上げ底で、見てくれればかりは立派でも中味は、うすつぺらいもので、何となく、浅間しい様な気分がした。

又最近の日本商工会議所の機関誌に同所の業務部長さんの書かれた記事を見て、我々も同じ経験を度々してゐることを思ひ浮べて、これを引用させて頂くと「知人からハイキングに行つたみやげだといつて羊かんの折をもらつた。どこにでもよくある包装であるが、折角の品だから家族全体でいただかうと集つて明けて見たら、さらに一本々々包装した羊かんが五本詰つてゐる。ところがそれは半ば以上の上げ底の上に並んでゐるので、見た目の半分の厚さもない。しかもその一本々々の中身がまたその容器の半分もないのである、つまり箱を明けて行くに従つて正身の分量はだん〳〵減つて、初めの見かけの四分の一以下になつてしま

ふ。みんなあきれたのはもとよりだが、もし贈り主が同席したらさぞ赤面もし、腹も立てたことであらう。

その後間もなく私の家の男の子が中学の遠足で松島方面へ行くことになつた。先日の例もあるので、つまらぬみやげなど買ふなと注意した。しかし「九重」のやうなものなら以前から同地の名産でもあり、かつてひとから贈られた経験もあるから、いいかも知れないと云ひ添へた。果して子供は「九重」を二箱買つて帰つた。ところが何とそれがまた上げ底で、大げさにいへば一粒並べとも言ふべきしろ物である。子供は心中不愉快に堪へないらしく「もつと買つてよそへ上げやうと思つたが買はなくてよかつた」と言つて、彼害をこの程度に食ひ止め得たといふことで、わづかに自ら慰めてゐた。

みやげ物を買ふ客は土地ふ案内な、そして時間の限られた人々である。あれこれとよい物を選ぶ能力もなく余裕もない。それをよいことにして、詐欺にひとしい商売をする人たちには義憤を感ぜざるを得ない。これが長く使ふものや、しばく買ふ品物なら、悪質のものはいつか信用を失つて相手にされなくなるだらうが、客の方はそれ〴〵異つた土地から入り代り立ち代り来る、新しい人たちではあるし、一時は腹を立ててもいつかは忘れてしまふことになる。

ところが問題は、このやうなみやげ品の向上を、だれが率先して実行するかにある。量を落し、質を悪くしても、よく売れて儲かりさへすれば、それでよい、自分だけ良心的な物を作り又は販売しても、土地に暗い客の目には見分けはつくまい、と云ふ様なわけで、体裁だけのまやかし物が、あとをたたない。

せつかく出かかつた良い芽は、はびこる雑草のために枯らされてしまふ、そこで、実に良心的な、その土地の香り豊かな、ほんたうの土産品は何か権威ある機関の手で証明し、天下に公表、宣伝して、維持、育成し、まやかし商品の駆逐を計ることが必要である。

最近東京で実行されてゐる、観光みやげ品推奨事業を紹介すると、

社団法人東京都観光協会では「観光みやげ品が観光事業の地位に占める重要性に鑑み、これが品質の向上、改善に資する為」と云ふ目的のもとに東京都及東京商工会議所の指導、協力のもとに優良観光みやげ品の推奨並に指導、助長を行ふこととし、協会内に「観光土産品推奨委員会」を設け、その審査、選衡によつて優良品を認定する、その条件として(イ)品質優良で、真にみやげ品として価値あるもの、(ロ)地方色豊かで、みやげ品にふさはしいもの、とし、われと思はん製造業者や考案者は、自ら申込ませることとし、その申込については、都内の観光団体又は市区町村等が斡旋する。

審査の結果優良みやげ品と、決定した品は、登録の上協会から推奨状を渡し、またその品物には「東京都観光協会推奨」の文字を用ひた一定の証票を付けさせる、その推奨の期間を二ケ年とし、満期になつたら再審査をする。推奨品は協会が紹介、あつせん、宣伝等を行い、更に成績の良い物は表彰も行ふ、その反面品質を落したり変へたりして信用を失墜するやうなことがあれば、登録を取消される。

委員には経済及衛生関係の官公庁員や国鉄、民間団体の役職員、有名評論家、画家、趣味人など斯界に関心を持たれる人士を網羅してゐる。今迄に審査選定せられたものは菓子類一三九点、其の他の食品二三点、おもちや類二三点、繊維品一一点、その他雑品三二点となつてゐる。

以上は東京都のみやげ品に対する施策の一端であるが、以て他山の石となすべきではなからうか。

殊にこれからは、外人観光客を迎へる用意が必要になつて来る、之等に対しても考へなければならない点が多分にある、要は今後のみやげ品のあり方について、新しい観点から考究せなければならない。

——奈良県商工会議所業務課長——

各種印刷製本
天理時報社
奈良県丹波市町
電丹波市 七一

紀行



對馬の旅

永島福太郎

一

対馬へ旅してからもう一年になる。昨日今日と思つて瞬時に過ぎ去る一年ではあるけれども、今の一年は目まぐるしい変局の集積であつて見れば、ちやうど一年前というても、感慨はかなり薄らいでゐるし、時局のズレが感じられる。

去夏の七月は台風が多かつた。便船の欠航で、暫くの間、九州大学の研究室で同島事情の準備調査をしてゐる時、先づ頭上の飛行機の爆音で驚かされた。その時には、南北朝鮮停戦協定の締結一歩手前まで行つた頃で、往復機数もかなり減つたといふことだつたが、奈良から出かけた人間には、時局の酷しさを感ぜさせるものが多かつた。また李韓国大統領の対島編入声明もあつた頃だし、密入国問題で対島が大きく浮び上つてゐた時期でもあつた。当時の対島は、かなり世人の注視を浴びてゐた。冷静に科学調査を目的として渡島する調査団の一員であつた私としても、多少は胸のときめきもあつた。

二

九州博多港と対島厳原港と毎朝対面出発の便船が、内地と同島とを結ぶ唯一のきづなである。日によれば、八時間の航程を、満水コップの滴もたれぬ程に航行するといふが、名にし負ふ玄海灘の一斑であるから、海路の日和とばかりはいかない。しかし客船は一千トン級のものもあるし、大切にされて欠航も多くなるから、事故の起きる懸念はない。

航程のちやうど中点に、緑の壱岐島が浮んでゐる。こゝへ寄港するのであるが野菜物や玉子などを荷つた女達が沢山乗込んで来る。対島の生活が想像される。

対島の山々が眼界に入り、無線のアンテナ塔が見えて来ると、いよ〳〵厳原へ入港となる。厳原の町は長崎県対馬支庁同島政治経済の中心地である。人口一万こゝへ上下（南北）対馬周廻船によつて島民が集まり、最低一晩は宿泊して、陸地即ち内地へ渡る者は翌朝の便船を待つのである。従つて上下の旅館の必要度が高い。



対馬は周知の如く、南北の長さ十八里東西の幅が最大四里に過ぎない。中央地点で西から湾入があり、百米ほどの陸地続きで、こゝが日露の役に爆破されて海路となつたから、二つの島から成つてゐるやうなものだ。この上に今は架橋されてゐる。この湾が帝国海軍の要港だつたところで岸壁にその跡形を留めてゐる。湾名は浅茅湾であつて、対馬の松島と称してゐるが、かなり風光明媚で波静かな湾である。しばし以前までは、私どもの入ることは出来なかつた地帯である。

厳原から海上保安艇に便乗を許されて浅茅湾を横断し、西岸を遡上して島の北端に上陸した。こゝから半島まではボン〳〵船で四時間位。或日、釜山周辺と思しき山影を指示された。

私共は北端まで行き、漁港勝原に出て厳原に帰つた。南端の豆酘が民俗上興味深いところであるが、そこへは行けなかつた。小説「てんやわんや」所載の檜扇部落的習俗もかつてあつたとされ、また新調の膳物には、はぎれをつぎはぎしてそれが美しいとされるといふ、いはゆる

平家落人部落の色彩のところである。

三

対馬は吉野川奥地を海上に浮べたやうなものであらう。山岳多くそれが直ちに海中に突入してゐる。従つて川には殆んどならないから、水田も殆んどない。電気も二ケ所、厳原と北部二三町村連合の火力発電があるのみで、それも夜十一時には停止である。バスもその辺に二三路線があるが、これとても道路崩壊に災ひされるし、島内を通ずるといふ様なものではない。交通は船による他はなく、海岸の山懐に点在する小さな町、五六戸の部落を小さな船で結ぶのみである。学童が舟で学校へ通ふといふ風景もある。

島の経済は漁業で成り立つ。小さい話は、いか、あわびが旅客の食膳に連続供される。大きい話となれば、餘の漁獲もあるのである。連いところでは、飛魚が海面翔飛と来る。陸地からの漁船・取引船の往復が賑やかしい。次は林業、これは明治以後、朝鮮移出で盛んになつたものであらう。竹材もかなり移出される。

朝鮮といへば、対馬との結びつきは米にあつたらう。木庭作といふ山腹焼畑作りの雑穀作りや、孝行芋と称する甘藷に頼るほかなかつた同島では、島主宋氏は内地の対岸筑前田代三千石の米作地を給せられてゐた程であり、資産者は明治以後南鮮の田地に投資したであらう。また島民の渡鮮者も少くなかつた。

私達の滞島中、お盆となつた。行商人が舟をやとつて部落を廻る。一つの町を拠点として適量の荷物を携へて赴くのである。この商人達は品物が不足すれば拠点に引返して再入来する。その時には、専門以外の品物を町から買つて来ることも依頼される。便利屋さん代用にもなるといふほゝゑましい風景である。漆器行商人が瞬く間に品切れとなつたといふことなど、身近に漆器業不振を感じてゐる際とて感慨深かつた。

四

辺境の離島ともなれば、風俗も言語もかなり違ふだらうと想像されやう。しかし近代文化は却つてかゝる地への普及は早い。言葉遣ひなども却つて内地よりはきれいであるし、服装なども近代風である。想像といふものは一見で破られる。そこに旅の興趣もあるのだ。

とある文房具店で奈良の紅花墨を寓目してしまつた。それは旅心にひづみの入つた時で、そゞろ帰心をかき立てられたのであつた。

（立命館大学講師、奈良高校教諭）

〔附記〕写真は対馬名物石の屋根である

随想

迷夢から醒めるべきとき

◉ 現在日本国民の殆どは「我々は如何に生くべきか」とゆうことについてのはつきりした目標を失つている。これは人口過剰の問題よりも、深刻な不況の問題よりも、第三次世界大戦の問題よりも、もつと〳〵重大である。

◉ 嘗ての日本はあやまつた軍国主義のもとに無二無三に猪突猛進してあの敗戦を招来した。これは三省四省しなければならないことは勿論である。だが、嘗ての日本のやり方や在り方は凡て悪るかつたのではない。

◉ 少くとも嘗ての日本国民には皆、かくして生くべきだ、とゆう確固たる目標があつた。そして皆日本人であることに誇りを持つていた。

これは何といつても美点であつた。今我々はそうしたものをすつかり無くしてしまつた。

◉ 教育勅語、論語、神皇正統記、記紀皆一貫した国民の教科書であり、金科玉条であつた。個人の幸福を求めるより先に、国家に奉仕することを教えられ、そこに生きる喜こびを感じていた。

◉ 現在はそうではない。例えば本にしても、出版される数は戦前より多い位だが、それが皆てんでんばら〳〵である。まとまりがない。一貫した思想がない。教訓がない。信条がない。

◉ 学校で先生は子弟に、如何なるものになれといつてよいかとまどつていることであろう。

今の若い者の大部分は、金をもうけることや自分自身が幸福になること以外に大した目的をもつていないだろう。国家社会に奉仕するなどとゆうことは唐人の寝言位にしか思つていないだろう。

◉ 戦後七年今や日本も独立国となつたもう愚想の混沌時代から浮び上つてもよさそうだ。もう過去の迷夢から醒めて正しい歩みを踏み出さなければならない。

◉ 敗戦によつて米英を盲信したが故に彼等から学びとつたもの〳〵中には得がたいよいものも沢山ある。だが日本がもつ色々のよさを忘れ去つたことは大きな落し物をしたことには間違いない。

早くこれを探し求め拾い出さねばならない。

（四五頁へ続く）

一枚〳〵はがれる頁岩が瓦に先行して用ひられた。今は小屋とか雑舎に用ひられてゐる。

治安問題と労働運動

―主として破防法について―

三段崎俊吾

喝破する木村総裁

昭和二十七年四月十日開かれた日経連第五回定時総会の席上木村法務総裁は次の如く語られた。

「報道されているように今日相当の破壊活動が現に行われている。皆さんのお手許にあることと思うが、球根栽培法とか、内外評論とか、パチンコ必勝法とかいう名の下に破壊活動を駆立てるような文書が相当流れている。かゝる戦術をとつて勝手に破壊活動が行われているのが現実であるが、新聞紙上現われていないまだ幾多の事実もわれわれは知つている。こういう事象を考えてみると、何んとしても日本の治安を維持するにはかような破壊活動を防止しなければならぬ。治安なくして何の国家であるか、経済基礎もこの治安が維持されているので保つてゆけるのである。ひとたび治安が乱れゝばこの社会というものはどうなるであろうか。こういうことを考えてみると、何よりも急務なることは日本治安維持ということである」と。

総裁は語を継いで、

「私は甚だ不肖であるが、身をもつて日本の治安を護りたいと考えている。諸君も、どうか、日本の復興に御努力になるのならば、まず日本の治安を確立しようじやないかという気持を持つて貰いたい。われわれはわれわれの手で日本を守り抜くんだ、この志を持つてゆけば日本を安泰ならしめ得る」と喝破されている。

老来いよいよ壮。衷心より国を憂うる言々句々は寔にわれわれの襟を正さしむるものがあつたのである。

基本的人権は絶対的のものか

破壊活動防止法案第一条は「この法律は、暴力主義的破壊活動を行つた団体に対する必要な規制措置を定めるとともにかゝる破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄与することを目的とする。」と規定して、この法律の目的を明確にしている。即ちその目的は、団体組織によつて暴力を行使し、国家社会の基本秩序を破壊し去るような危険を防止することにあるのである。法務府の説明するところによると、「現在行われているわが国内の一部分子の団体組織による危険な暴力主義的破壊活動のため」やむを得ずこのような法律を作らなければならないというのである

民主主義国家として更生し、再出発した日本を暴力主義的破壊活動から護ることはわれわれ国民の責務である。ところが、この法案が世に出るや、労働組合の猛然たる一斉の反撃に遇つた。この法律は憲法に保障された言論、集会、結社等の基本的人権を大巾に制限し、労働組合活動の自由を危殆におとし入れるものであるとするのがその理由である。

憲法第二十八条は経済的地位の向上と労働条件の維持改善のために団結権と団体交渉権とその他の団体行動権を保障しているが、この故を以つて労働組合の行動がオールマイテイであるということにはならない。労働組合はこれを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うのである。労働組合運動なるが故に、いかなる行動をしてもよいという訳ではないのであつて、暴力主義的破壊活動は断じて労働組合運動そのものではない。この破壊活動を別個の観点から取締る必要があることについては如何に左翼的な労働組合といえども認めるところであろう。

基本的人権には言論、集会、結社の自由等があり、これらは労働組合のみならず日本国民の等しく享受する自由権であるが、この権利といえども絶対のものではない。言論、出版等であつても公共の安全に明白に危険をもたらすものである

ならばその危険を防止するため、これに対して所要の制限または禁止をなすことは公共の安全を確保する上から、誠にやむを得ないことであり、国家正義の上からも当然の要請といわなければならない。独り労働組合のみが労働運動の名のもとにこれらの自由権を絶対的に確保し、安全の地に眠を貪ることは許されないのである。

観念的な労組の考え方

たゞこの法律の運用の面において労働組合の活動を制限する為に悪用される危険があるといえるかも知れない。かつての治安維持法その他一連の治安関係立法の行き過ぎた運用の苦い経験を持つ労働組合がこの点について危惧の念を持つことは理解される。政府当局では破壊活動防止法案は団規法とは異り組合活動を抑圧するものではないと説明し、治安維持法とは根本的に異ることを言明している

当局は濫用防止についての法案の構成につき特に工夫を重ねたことを力説し、第一には、第二条にこの法案の運用は、常に必要の限度に止むべきで国民の自由と権利を不当に制限してはならないと定め、第二には、暴力主義的破壊活動の概念を極めて極限して明確に定め（その意味が曖昧であると拡張され濫用される危険があるから）第三には、団体規制の条件を厳格に規定し、第四には、調査機関と決定機関とを分ち公正な決定が行われることを保障し、第五には、公安庁職員の調査権を極度に制限し、第六には、一般の手続に従い裁判所に提訴し得ることとする等、この法案の構成上の制約によって公正に実施されるよう工夫したと説明している。しかもなお四月十五日の閣議で「正当な労働組合の活動を抑圧しない」「行政処分の違法なものに対する救済措置を講ずる」等の主旨を取り入れて原文を修正している。しかるに労働組合は何ら法案濫用防止についての対案を考究しようとせず、終始、破壊活動防止法案反対の立場をとり続けたのである。

一体、戦前と戦後、言いかえれば軍閥封建時代と民主主義時代と客観的条件の変化を無視し、この時代においてなお治安維持法的認識のもとに物事を断ずることは、世論を軽視し、国民全般をはずかしめるものといって過言でない。しからざれば、暴力主義的破壊活動を肯定するか、ないしは単に法濫用の虞があるという口実のみで暴力を野放しにして自己の活動の便宜をはかり一国の消長も国民全般の福祉も顧みないものと断ぜざるを得ないのである。

破壊防止の眞意

昭和二十七年七月一日の日本経済新聞の社説によると、

「岩手県松尾鉱山、長野県米子鉱山の生埋め事件、福岡炭鉱の火災事件など最近相ついでの産業災害が世間の注目をひいているが、（中略）戦後の産業災害は急速な生産復興と歩調を合せて年々増加の傾向をたどり、これをアメリカあたりに比べると各産業の平均率は十倍余に達するという憂うべき状態を示していること、さらに最近では自然発生的あるいは不注意による事故ばかりでなく、外部から計画された職場の攪乱、破壊行為と目される災害がかなり多く発生しているのであつて、重要鉱山、金属機械、化学工場などにおける平炉の爆発あるいは原因不明の事故は直接または間接に破壊分子の活動によるものと当局は推定しており、それらが特殊な災害事情であるとするならば今後の産業安全運動は同時に職場防衛の面からも積極的に取組む必要がある」

と報じている。

果して然りとすれば、労働組合は職場の保全ひいては労働者の安全のために、産業の発展ひいては労働者の繁栄のために、相共に暴力主義的破壊活動の防止に努力すべきではなかろうか。かくするときは問題は如何にして濫用絶無を工夫するかにかかるのである。

破壊活動防止法案は大方の世論の支持を得ているに拘らず難航に難航をきわめ、総評、労闘の五次のストライキを経て、参議院における審議もようやく終極に近づきつつあるかに見える。このストライキが政治的ストライキであり、労組法上の保護をうけることのできない不当なるストライキであり、社会に与える損害の大から見て全くバランスを失したストライキであり、議会主義を否定したストライキである等々のことは既に論じつくされているからここで再び繰返す必要もあるまい。たゞそのため労働組合運動が世論の支持を失い、労働組合内における分裂をさえ助長しつつあることを残念に思うのである。

—日経連嘱託—



ソ連は日共の武装闘争に何を期待しているか

髙谷覚藏

一

スターリンがポーランド記者をクレムリン宮に引見して、独波国境問題は、世界革命が実現し、世界が統一されたならば地方的意味しか持たなくなる。国境問題は世界革命進行中の現在では重要でない。と云う意味のことを述べたのはつい最近のことである。スターリンはデリケートな独波国境問題から逃れるためにこんなことを云つたのか、それとも真剣に現在を世界革命時代と考えているのか、それはともかくとして、クレムリン指導者が世界征服の夢を捨てていないことだけは確かである。

ソ連が世界征服の野望を遂げるために一か八かの冒険的な戦争に訴えるか、「必然」的な資本主義世界の「崩壊」に拍車をかける安全な途を選ぶか。こんな分り切つた問題に意味のない論議を繰り返しているよりも、クレムリン指導者は世界のどこに重点を置いているかを見究めた方が、ソ連の世界政策の方向を知る早道であろう。この点についても多くの見解があるが、第一に中共、次に日本と独乙と見るのが最も妥当ではなかろうか。中共を軍事的に強化し、この中共を安心の行くまでソ連の支配下に置かなければ、折角の中共はソ連にとつてマイナスとなるだろうし、中共はソ連の企図している段階にはまだまだ達していない。日本と独乙の重要性については論ずるまでもない。この三国を完全にソ連の掌中に獲得しない限り、戦争に訴えるにせよ、資本主義世界の「崩壊」に拍車をかけるにせよ世界征服計画は夢に終るであろう。

朝鮮休戦会談もこの観点から見なければ正確な判断はできない。米国大統領選挙まで休戦をやるだろう。自由主義陣営の分裂を促進し軍拡を阻止するために必ず休戦をやるだろう。十万に近い米軍を朝鮮に釘付けにしておくため休戦はやらないだろう。捕虜問題は双方の心理戦に深刻な影響を及ぼす重大問題であるから休戦は容易に実現しないだろう。等々の見方が行われている。どれも一応の理屈はあるが、朝鮮休戦が中共、日本、独乙にどんな影響を与えるかにまで突込んで考えなければソ連の真意を知ることができない。休戦が自由主義陣営の結果、米国大統領選挙、米国の作戦に大きな影響を与えることは事実である。しかしそれは第二義的であつて、もし休戦が中共の軍事力を弱め、中ソの結合を弱めるか、日独を益々自由主義陣営に追い込んでしまうようだつたら休戦はやらないだろうし、場合によつては攻勢に出るだろう。反対に休戦が中共と日独に肯定的影響を与えると判断した場合は休戦をやるだろう。休戦会談に於ける双方代表の顔色や言葉だけで会談の成行きを憶測するのは下の下である。捕虜問題は双方にとつて重大問題であるがソ連にとつては決定的な問題ではない。朝鮮の情勢を中共と日独掌握のために如何に利用するかが休戦会談に対するソ連の態度であろう。

二

日共の武装闘争が余りにも、激烈なため、革命が近づいたように見る向きもある。日共党員の中には、真面目にそれを信じている者もいる。しかしクレムリン指導者は日共が革命に近づいているなどとは爪の垢ほども考えていない。武装闘争であろうと政治闘争であろうと日共が独力で革命に成功する可能性は全く存在しない。日本だけではない。世界のどの国の共産党も同様である。西欧の二、三の国では戦争直後の混乱に乗じて革命の一歩手前まで行つたような観を呈したが、今日では革命のチヤンスから全く離れてしまつた。共産党が火炎ビンや竹槍を以て暴れると、それ革命だと早合点するのは、共産党の暴動に経験の無い日本だけであろう。フランスやイタリーの共産党は日本

よりも遙かに強大である。にもかゝわらず此等の国の共産党がどんなに激しい武装闘争をやつても国民は動じない。筆者は一九三五年パリーのコンコード広場で機関銃まで持出し、軍隊と相対峙して数日間に亘つて激戦を交え双方多数の死傷者を出したフランス共産党の暴動を目撃したが、この時のパリー市民は驚くほど冷静であつた。日本人はもつと革命の歴史を勉強する心要がある。如何に共産党が暴動を起しても共産党が独自の力で革命に成功する可能性は、クレムリン指導者が見ている通りどこにも存在しない。日本の場合はとくにそうである。国民の生活問題は革命によらなければ解決し得ない状態から益々離れている。革命の客観的条件が存在しないのに共産党が強いクーデターをやれば共産党はただ潰されてしまうだけである。このことは世界の革命の歴史が教えているし、共産党の指導者には分り切つたことである。

このような状態にある日本を掌握しなければならないとしたら、ソ連にとつては日本に軍事行動を起すか、軍事的圧力を加えてソ連の要求を容れしめるか、いづれかの途以外にない。そしてこのためにはパルチザン闘争が絶対必要な前提となる。日共が云うように、日本が「植民地」国となつたから、マレー、仏印のように植民地戦術としてのパルチザン戦術を採用したのではない。クレムリン指導者は世界のどの国の共産党もパルチザン戦術に転換することを望んでいる。西独は云うに及ばず仏伊共産党も日共と同じようにパルチザン戦術に転換している。要するに、パルチザン戦術に転換したのは、この方が革命に成功する可能性が大きいからでなく、ソ連の軍事的要請から、その国が先進国であろうと植民地国であろうと、外国軍隊が駐屯していると否とに拘らず、中立国であるなしに拘らず、どの政府が政権を取つていようと、そんなことには関係なくパルチザン戦術がソ連にとつて絶対必要となつて来たからである。

三

ソ連は世界のどの国の共産党にもパルチザン戦術を採用せしめたいのであるが、どの国にも可能性があるという訳ではない。日本にパルチザン戦術の採用を決意したのはそれ相応の可能性を見出したからであろう。第一にパルチザン戦の人的資源としての数十万の朝鮮人の存在である。朝鮮人の存在は日本のパルチザン戦にとつて決定的条件である。もし日本に朝鮮人が存在していなかつたらソ連は日本にパルチザン戦術を採用することを断念したであろう（最近パリーやマルセイユで起つた共産党の反米武装暴動に参加した大多数はフランス人でなく外国人であつたという報告が来ている）。第二に、共産党の暴力主義に対する国民の傍観的態度。第三に、治安勢力の立遅れである。その他にも副次的条件があるが、これだけの条件が備わつておればパルチザン戦術を展開するには充分である。

だがこの三条件は恒久的なものではない。朝鮮人が火炎ビンや竹槍斗争の先頭に立つようになつたのは朝鮮動乱勃発以後のことである。若し共産軍が北鮮から一掃され全朝鮮が統一されていたら、少くとも南鮮に平和が到来していたら日本にいる朝鮮人は武装斗争の先頭に立たなかつたであろう。朝鮮に対するソ連の政策が、日本のパルチザン戦術に、従つてソ連の日本掌握計画に直接的な関係を持つていると先に述べたのはこのことを指しているのである。第二の日本国民の傍観的態度は、なにも国民が共産党に味方しているためではない。敗戦の結果国民が凡ての暴力主義に対する抵抗の気力を失つたことに原因している一時的現象であつて国民が抵抗の気力を取戻すのも遠い将来ではない。アメリカ人は日共は絶対に暴動なんか起さないという甘い考へ方をしていた。日共がパルチザン戦術に転換したことは一九四九年一月のコミンホルム機関紙にハツキリ書かれているのに、国務次官補アリソン氏は、やつと昨年十二月のモスクワ大学新聞紙上で知つたことを五・一事件よりも二ケ月も経つてから言明している程度である。（七月二日U・P）こういうアメリカ人の支配下にあつた日本の治安勢力が日共武装斗争に立遅れたのは当然であるが、占領状態から解放された治安勢力が日共に対する立遅れを克服するのも時間の問題であろう。

もし日本国民が暴力主義に対する傍観的態度を放棄し、治安勢力が立遅れを克服したならば、朝鮮人に小数の日本人がいかに「決死」の覚悟を以て突進しても、パルチザン戦術は強大な壁にぶつかつて惨敗を余儀なくされるであろう。しかし日本国民が抵抗の気力を取戻し、治安勢力が立遅れを克服するまでには一定の時間を要するであろう。現在の瞬間は日共にとつては乗すべき絶好の空白状態である。パルチザン勢力は正規の軍隊と異つて、一たん軌道に乗ればその粉砕は容易でない。パルチザン勢力に対して大砲や戦車を持ち出さねばならぬようになればその粉砕は益々困難となる特質を持つている。日共にとつては是が非でもこの瞬間にパルチザン勢力と不敗の態勢に固めたいところであろう。日共の武装斗争が日本人の常識を超えた激しさを呈しているのは武装斗争個有の性格からだけでなく、右の理由から時間的に焦つているためだと見るべきであろう。

四

では日共がいま当面しているパルチザン戦術を不敗の態勢に固めるとは具体的に何を意味するのだろうか。日本の地理的社会的条件からして日共がマレー、仏印のそれを模倣しないことは共産党の説明を俟つまでもなく明白である。日本の場合は大衆の政治勢力を革命の母体とする過去三十年間の戦術からの急激な転換であり、これを全く無視し得ないこと、パルチザン斗争の拠点を農村よりも都市に設置しなければならないこと、米軍の日本からの撤退を余儀なくせしめることを当面の目標にしていることなどの特種条件のために、マレー、仏印と異つた戦術を取るだろうし、マレー、仏印よりも激しくなるだろうことは当然予想される。しかしパルチザン戦術そのものゝ特徴として、武器の獲得と治安勢力の破壊はどの国のパルチザン戦術にも共通した基本方則である。ただ日本の特種な条件下ではこれを早急にやらねばならない時間的制約を加えられている点が異つているだけである。

日共の現段階の任務は「治安勢力に致命的打撃を与えて長期に亘つて空白情態を持続する。この間に都市の重要工場に拠点を設置する」ことであろう。このためナシ崩し的な治安勢力の破壊でなく、いまのうちに一挙に破壊してしまわねばならぬ。火炎ビンや竹槍は有力な武器であるが、一挙に治安勢力に大打撃を与えるには役立たない。

「治安勢力の基幹部隊を集中せしめ、当局の意表に出でて一瞬にして致命的打撃を与える。このため機関銃が必要である」まさか機関銃は持ち出さないだろうと考えてはならない。まさかといういままでの甘い考え方が日共をしてパルチザン戦術を計画通りスタートせしめたことは現在見る通りである。どの国でもパルチザン戦の基本的武器は機関銃であり、部隊作戦にまで発展すれば大砲まで使用している。早かれ遅かれ持出さねばならぬとすれば最も効果的に使用するのは戦術として常識である。武力に訴えてでも日本を奪取しようというソ連が、なぜ機関銃くらいを遠慮するであろうか。

北鮮や中共には旧日本軍や米軍から鹵獲した多数の機関銃がある筈である。「これを日本に密送し秘匿して置く。五・一事件よりも大規模に治安勢力を集中せしめる事件を誘発する。当局の虚を衝いて、準備しておいた機関銃隊を出動せしめ、密集した治安勢力に数分間にバリバリ一斉射撃を浴せる。機関銃は其の場に捨てゝ大衆の中に消えてしまう。かくして僅か数分間のバリバリで、治安勢力に対して恢復に少くとも二―三年を要する損害を与える」。こんなことくらいは日共の最高首脳部は平気でやるし、いまそれを計画しているのではなかろうか。

五

日共の武装斗争は日本国民が武装斗争に訴えなければならない原因があつて、そこから必然に起きたものではない。ソ連の絶対的な戦略的要請から日共に命じたものである。日共にパルチザン戦術を命じた一九四九年一月のコミンフォルム批判に対して日共首脳部は「かゝる批判は我が党ならびに全人民に重大な損害を与える」として不満の意を表明した。彼等の予言通り日共自身が、やがて国民の抵抗に逢つて重大な損害を蒙り、パルチザン斗争に突進するか党の消滅を期してパルチザン斗争に対するモスクワの重大難関にぶつつかるだろう。すでにその前兆が現れている。だがモスクワにとつては、パルチザン戦術は日本を奪取するための最後の切札として選んだ途であり、日共のパルチザン斗争に対するモスクワの期待は想像以上に大きい。「われわれは始めて命を捨てゝ斗う目標を持つことができた」（本年二月コミンフォルム機関紙に掲載された徳田の論文）と云い「一切の斗争をすべて軍事的な立場から指導せよ」（軍事方針書）と云わしめているのは、モスクワの決意の容易ならざることを端的に表現している。

このことはコミンフォルムと日共が公開した文献からでも考えられるが、モスクワの日本に対する全努力が日共のパルチザン斗争に集中されている現実の動きからも察知できる。日共に対する資金武器の援助は論ずるまでもない。治安当局が火炎ビンや竹槍の押収に奔命している間に、日本国民が日共の火炎ビンの爆発に悼然としている間に、日共は海を越えて手留弾や機関銃を運び込んでいるだろう。そして日共に対する国外からの援助と、日共の武装斗争を直接間接に援助するためモスクワと北京からの「平和」攻勢は益々強化されている。モスクワの国際経済会議が日共の武装斗争とどんな関係があるかと問うだけ無駄である。

この会議に出席した高良、帆足、宮腰の三氏は自由自在にモスクワに操従され、捕虜問題や其他ソ連の対日政策に関する三人の通信や談話は、ことごとくソ連弁護に指向されている。此の三氏が馬脚を現しソ連にとつて利用価値を無くするのは時間の問題であるが一時的にせよ三氏の行動が、ソ連弁護の宣伝の域を越えて、日共の火炎ビン斗争に大いに利用されていることは国民周知の事実である。ソ連代弁者たらしめるために三氏に対しモスクワがどんな手を打つたかは想像に難くないが、今後日共のパルチザン戦を掩護するために買収其他あらゆる手段を尽して政治家、宗教家、学者等の利用を一層積極化するであろうことも予想される。

――ソ連研究家――

商店經營

お客様に用ゆる言葉のお手本

遠藤繁儀

お客様に応待する皆さんの態度並に言葉の如何は、店の営業に重大なる関係があるのみならず、家庭の人としても大切な事でありますから、常に注意して下記の各項を実行せられん事を希望致します。

一、お客様に応待する時には、お客様が心から御満足遊ばされ、引続き御贔屓の願える様専心努力して下さい。

一、お客様には始終笑顔で向い、視線をその眼元に注ぎ、懇勤な態度で、応待することを忘れてはなりません。

一、応待は気持と気持との関係ですから、自分の心身を健かにして、誰にも一様に朗かに接することが肝要です。お客様に上下の別をせず、服装の粗末な人程丁寧に扱う位に心掛けられたいものです。

一、お客様に対する用語は次のような標準語を必ず使用して下さい。懇意なお客様には兎角用語が粗略になり易いものですから、特に注意して下さい。

（接客標準語一斑）

1、送　迎　語

ハイ
いらつしやいまし。　いらつしやいませ。
よくお出下さいました。
いらつしやいまし。　毎度有難う存じます。
「ヱヽ」「ハイ」「ハツ」「チヨイト」　を禁じます。
有難う存じます。　毎度有難う存じます。

有難うございます。　毎度有難うございます。
「そうです」「これです」……など「です」は禁じます。
「さようでございます」「これでございます」　と申上げて下さい。
「あつち」「こつち」　は「あちら」「こちら」　と申上げて下さい。

2、販売に関する用語

何にいたしましょう。
何がおよろしゆうございますか。
御主人様のでございますか。
お年頃は、おいくつ位でございますか。
おいくつ位の方でございましようか。
いゝえ、決して御派手（お地味）ではございません。
こちらの方が、お地味（お派手）でございます。
少々お地味（お派手）かと存じます。
おためによろしゆうございます。お徳用でございます。
（お代金を頂いた時と、お買物の終つた際、必ず申上ぐべきこと）
毎度有難うございます。　何円お預り致します。
有難う存じます。　どうもお待たせ致しました。
少々お待ち下さいまし。　毎度有難う存じます。

御年寄り向（御老人向）でございますか。
御子供衆（お子様用）でございますか。
お子さん用でございますか。
男物でございますか。　旦那様のでございますか。
特価品は特にお恰好にお願いいたしております。
「お安い」と云う言葉よりも「お恰好」と云う言葉を用いて下さい。

3、品　切　の　場　合

似寄りの品物では如何でございましょう。
これでは如何でございましょうか。
これでは御辛抱願われませんでしょうか。
（……願われませんでございましようか）
これでお間に合いませんでしょうか（……合いませんでございましようか）
これでは御意に召しませんでしょうか（……召しませんでございましようか）
これではお間に合わせ願えませんでしょうか。
代りの品をご覧に入れましようか、他の品では如何どうぞお改め下さいまし、毎度有難う存じます。

でございましようか。
他に何か御用はございませんでしょうか。
他に何か御入用のお品はございませんでしょうか。
誠に相済みません、只今一寸切らして居りますが、只今、生憎売切れになりましたが、
只今、生憎持合せがございませんが。
折角お越し下さいましたのに、誠にお気の毒様でございました。
又どうぞお願い致します。
相済みません、其御品は取扱つて居りません、折角お越し下さいましたのに誠に申訳ございませんでした。
（御入用の品が其場に無く、離れた所へ探しに行く時）
少々お待ち下さいまし、一寸彼方を見て参りますから。
少々お待ち下さいまし、仕入方に問合せて参りますから。
この場合、決して黙つて見に行つてはなりません。
必ず少々お待ち下さる様、お願いしてから行つて下さい。「ありません」「お生憎様」「そんなもの」「そんなこと」「絶対」等と云う言葉は禁じます。

4、御買上御決定後に用うる語

他に御用はございませんでしょうか。
他に御用のお品はございませんでしょうか。
又どうぞお願い致します。

5、御客様に対する尊称

あなた様。　どなた様でいらつしやいますか。
お使いの方。　御主人様、旦那様、若旦那様。
奥様、若奥様。　御嬢様。
おぼつちやま
「おかみさん」「女中さん」　と云う言葉を禁じます。
同業者を呼ぶ場合は○○屋さんと呼んで下さい。

（例　大丸さん、松坂屋さん）

地方のお方
「田舎の人」　と云う事はいけません。

6、店員としての自称

わたくし、わたくし共、手前、手前共。
「おれ」「僕」「わし」　等と云う言葉を禁じます。
○○の……係（……売場）の某でございます。
○○でございます。
○○従業員の名前をお客様に申上げる場合は「サン」附をしてはなりません。
（例）　吉田は○階の呉服売場におります、中田は只今外出中でございます。

7、御届物に関する用語

お届先をどうぞお書入れを願います。
恐れ入りますが、こちらに御書入れを願います。
御名前様は
御住居（お屋敷、御宅）　はどちらでいらつしやいますか。
此合札を一階東側お出口の御届係へ御出し下さいまして御届先を御申聞け願います。
此札を一階東側御出口の御届係へ、お持ち下さいましてお申付け下さいまし。
此札を一階東側御出口のお届係へ、お持ち下さいますと承りますから。
（御届物未着の督促を受けた場合）
それは誠に申訳ございません、早速取調べますから、少々お待ち下さいまし。
もしお電話などの場合には、第一に次の如くお詫びの上、お客様の御姓名、御住所、お電話等を承ること。

8、お買上品御取替の場合

承知いたしました、お取替申上げます。
かしこまりました、只今品物を取つて参りますから、少々お待ち下さいまし。
三月人形（五月人形、羽子板、生肉、果物、煙草、花、図書）　のお取替は、お気毒様でございますがどなた様にもお断りいたして居りますから、どうぞ御容赦を願います。
一寸尋ねて参りますから、少々（暫く）　お待ち下さいまし。
（斑、しみのある商品御取替えの場合）
誠に相済みません早速御取替えいたしますから、どうぞ代りの品をお見分け下さいまし。
御取次用語
ハイ、居ります、只今不在でございます。
只今外出を致しております。
ハイ、かしこまりました。ハイ承知いたしました。
少々御待ち下さいまし、どうぞこちらへお掛け下さいまし。
暫くお待ちを願います。お待たせ致しました。
お待ち遠さまで御座います。もう少々（暫く）　お待ち下さいまし。
○○は只今居りませんから、代りにお伺い致します。
○○今日休んで居りますから、手前が代りに承りましては如何でございましようか。
御　案　内
何々で御座いますか、恐れ入りますが、あちらの（目標前店左右）　にございます。
何々でございますと、何階の（目標）　何々売場にございます。
お客様より場所のお尋ねある場合は、お客様のお出になる場所を基準として「前」「後」「左」「右」等を以て申上げて下さい。

雑

（御進物を承る場合）
かしこまりました、どう云うお使い向でございまし

ようか。

（他店より高価であると、お客様より御注意ありたる場合の答）

御親切様に有難うございます、お値段には特に注意いたして居りますが早速係の方で調べさせることにいたします、どうも有難うございます。

（小切手などのお買物をお断りする場合）

一係員は必ず部長又は主任に申出で其指図を受けるが

誠に申兼ねますが、手前共ではどなた様からも小切手はいたさいて居りませんので、ご都合で後程御届いたしましては、如何でございましょうか。

（釣銭の間違を尋ねられた場合）

誠に恐れ入りますが、只今お調べいたしますから、少々お待ち下さいまし。

（不向のため現金と引替の御請求を受けた場合）

誠に恐れ入りますが、なるべくお品物とお取替願いとう存じますが如何でございましょう。

（額を値切られた場合）

決して笑ったりしてはいけません。

で御座いますが、店は定価でお願い致して居りますからお引きいたしかねます、丁寧に答えて下さい。

（お忘れ物のお尋ねを受けたる場合）

それは誠にお気毒様でございました、店員が気付きますれば、一階お出口の接待係へお廻しいたすことになっておりますから、恐れ入りますが、一応そちらの方にお尋ね下さいまし。

（お買上品紙包数点を一纏めに包装の御依頼を受けた場合）

かしこまりました、こわれ物はございませんでしょうか、幾包でございます。少々お待ち下さいまし。

（陳列場内を喫煙しつゝ歩行せらるゝお客様に注意する時）

誠に申兼ねますが、お煙草はあちらの喫煙所でお願い致しとうございます。

一船接客用語の注意しなければならぬ言葉の一例

正　悪

1、ハイ、かしこまりました。　ハイ、よろしうございます。

2、いらつしやいませ。　お越しやす。

3、あちらにございます。　あっちにあります。

4、お坊ちやま、お嬢さま。　ボンボン、ヂョーチャン。

5、ハイ。　ヘイ。

6、……でございます。　……です。

7、……いたします。　……します。

8、お待たせ致しました。　お待遠様でした。

9、参ります。　行きます。

10、お先様、御先方様。　先さん、先方さん。

11、どうも相済みません。　スンマ（すみません）

12、あなたさま。　アンタ、アナタ。

13、わたくしどもの店（てまえどもの店）　ワタクシの店。

14、お徳用品、サービス品、お利口品。　安い品。

15、恐れ入りますが。　すみませんが。

16、洵に申兼ねますが（相済みませんが）　すみませんが。

17、あなた様が御用（使）でございますか。　あなたが使われますか。

18、どちらを差上げましょうか。　どちらにしましょうか。

19、好評を頂いて居ります。　うけが良ろしゆうございます。

20、これでございましょうか。あちらでしょうか。　これですかあれですか。

21、当店では○○なら御座います。　品切れです。

22、こちらの方が御奨め出来ると存じます。　こちらが良ろしうございます。

23、お体格が宜しいから　肥えておられますから。

24、こちらの方がお似合と存じます。　これなら似合います。

25、如何程差上げましょうか。　いくら程に致しましょうか。

（筆者は、大阪府立産業能率研究所　商店管理部長）

（四五頁より続く）

隨想　迷夢から醒めるべきとき

◉ 今や第三次大戦が起りかねない緊迫した情に勢ある。為政者は今こそ国民のすべてが守るべき道、目ざすべき道標を明瞭に指示し、国民道義の大本を樹立すべきである。

かくして百年、否千万年の大計をうちたてなければまた再び七年前の苦杯を嘗めなければならなくなるだろう。

◉ 由来西洋では物質文明が発達し、東洋には精神文明が生長したとゆう。現在のように、その東洋の日本人が精神的なよさを失っては何処にとり得があろう。

（文　淵）

* * * * *

偶話　青春と老年

笠原治郎譯

蒙古民族物語り——金の水差の話

昔或る国に一人の狡猾で残酷な王様がありました。其の王様は人に憫みを垂れず犬でさえも可愛いがらなかつた。其の国の大人も子供も一様に此の王様を怖りました。王様は又唯一つの事「年をとること」を怖れていました。

王様は一日中鏡と睨目こをして若い白髪を見付けたら染めよう、又若し小さな皺一つ見付けたら指で延はしてやろうとして居ました。自分は年寄りになり度くない、朕は其れが何より怖い、若し弱くなり憊疲したら人民共は逆に服徒しなくなるだろうと考へた。そして此の国の領土から年寄りをなくするために

「年寄りは斬殺すべし」と命令しましたですから人の頭髪が白くなつたら其の人の生涯はお仕舞でした。国中の到る処から婦人子供若い男や娘達が貢物を携え来て王様の御慈悲を願出ました。

王様は人民の訴言や泣言の数々を聞いてとう〳〵ウンザリしました。遂に家来に言付けて其の人達を他の街や村へ追払いました。又家来に命じて王様の宣言を国内に布告せしめました。

そこで伝令官は馬に乗つて八方に駈出し十字路の街角市場の前で喇叭を吹き鳴らし大きな声で叫んで。

「者共よく聞け、王様の布告を伝へる、誰でも湖の底から金の水差を取上げて王様に献上した者には其者の父の首を救けて賞与として其の水差を遣すであろう。然し湖の底から水差を取上げようとして失敗したものは父の首も其者の首も同様に斬殺するものである」と、伝令官が領土の半分も廻らぬ先に勇敢な若者達は早や湖の畔に集り始めました。湖の岸は鯨しく其の高い処から美しい水の中に金の水差の姿が現はれて見えました水差は細い首で何か模様が彫刻してあり曲つた柄が付いていました。九十九人の勇敢な若者が湖の岸で幸福を攫もうとして残酷な王様のために皆首斬られて一人も湖から水差を取上ることが出来ませんでした。

さて其の時オズミンと呼ぶ一人の若者が住んで居ました。彼は父を大切にしていました。彼の父も段々年をとり顔に皺が出来て頭髪も白くなつたのでオズミンは父を山の中へつれて行きました。

毎日日が沈むと其の若者は谷間を辷りながら父の元へ食物を運びました。或日オズミンが父の側によつたとき父は訝しげに息子に尋ねました。

「何かお前は苦にしていることがあるのかい。毎日玆へ来るので疲れたのではないか」と。

「いやお父様私はあなたの達者で無事なお顔を見に一日三度来ても平気ですよ私はほかに苦になることがあるのです。私には王様の水差の事が寝てもさめて頭からはなれません。私はそれを色々と考へて居るのです湖の岸から水の中を見ると水差は何時でも取れそうで之れはお前のものだよと、云はぬ計りはつきり見えているのですが誰か湖水に飛込むと、水は忽ち濁つて水差は湖底へ沈んでしまうのです。其の訳がどうしても分らんので困つて居るのです」と息子が話しました。

老父は考え深く息子に尋ねました。

「話してお呉れ湖の堤の上で水差が見えてゐる場所に木が生えて居らぬかな」

「そうだお父さん其の堤の上に大きな枝の繁つた木がありますよ」と息子が答えました。又、老人が尋ねました。

「よく思出して御覧水差は木の蔭に見えるのではないかな」

若い息子の曰く。

「そうだお父さん其の木の大きな影が水の上に拡つていて水差は其の影の中に輝いて居るのです」

そこで老人の曰く。

「よく、よくお聞きよ、其の木へ登りなさい王様の水差は其木の枝の中に屹度ある筈だ、水の中の水差は、唯だ水差の影だよ」と、若者は矢のやうに早く走つて王様の前に出て。

「私は此の首を賭けて申上ます。私はあなたの水差を献上致します。慈悲深い王様……王様は笑ひました「沢山の丸い頭の中でお前の頭だけが私の役に立つたのだ。朕は九十九の首を斬つたお前の首は百番目だ。」

若者は答へました「其れはそうでせうねえ然しあなたは此の首を百番目にしないでせうねえ。」

玉様曰く「よしそれではお前の幸運を試めそうよ」と又家来に斧の刃を研くやうに命令しました。

オズミンは湖へ急いで行つて堤の上に生えている木に登りました。人々は彼の囲りに集つて狼狽えて呻きました。「神様何卒あの若者をお助け下さい。実際彼は恐怖で常識をなくしているのです。木の上から湖水へ飛込むのではないかな。」

然し若者は木の頂上まで登つて行きました、そうして枝の中央で細い首模様の彫刻した曲つた柄の水差を見付出しました。それから其れを取つて其の水差が水中で立つて居る様に見える様に釣り下げました。こんな具合で水差を見付け出し彼の首に掛けて木から下り直ちに王様に献上しました。王様は若者の手をとつて「よし、よし朕はお前にそんな智慧があるとは思はなんだお前は自分で水差を獲る工夫を考へ出したのか」、オズミンは答へました。

「イヽエ私自身で其の工夫がつきませんでした。私には慈悲深いあなたのお目から隠している年とつた父があります。其の父が水差が何処に隠してあるのか予言して呉れました」、王様は暫く考えて。

「確に老人は賢い百人の若者がようせなかつたのに一人の老人が見付出した」。

其時以来智慧のあるもの白髪の人は皆から尊敬されるやうになりました。それから若者達が大道で老寄りに出逢つた時は叮嚀にお辞儀をして道を譲りました。目出度〳〵

——近膏のアメリカ、ロータリヤン誌より——

○經濟統計（中小企業信用保險の現況

中小企業廳調

（金額單位千円）

金融機関別・使途別・金額別貸付金一覧表

金融機関別	使途別	五〇万円迄 件数	五〇万円迄 金額	一〇〇万円迄 件数	一〇〇万円迄 金額	二〇〇万円迄 件数	二〇〇万円迄 金額	三〇〇万円迄 件数	三〇〇万円迄 金額	五〇〇万円迄 件数	五〇〇万円迄 金額	一〇〇〇万円迄 件数	一〇〇〇万円迄 金額	計 件数	計 金額
商工中金	設備	一六	五、九四〇	一六	一二、七三〇	一一	一八、三一〇	五	一四、四七〇	一	五、〇〇〇	三	三三、〇〇〇	五三	九八、七五〇
〃	運転	四八	一五、〇五〇	二四	一〇、五〇	二四	二四、七四〇	九	二四、八七〇	一	一、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一〇五	七一、五六〇
小計		六四	二〇、九九〇	四〇	二三、〇四〇	三五	四三、〇一〇	一四	三九、三四〇	一	六、〇〇〇	四	四三、〇〇〇	一五八	一七〇、三一〇
旧特別銀行	設備														
〃	運転														
小計															
十一大銀行	設備														
〃	運転	五	二、〇〇〇	四	三、五〇〇	六	一二、三〇〇	二	七、三五〇	一	五、〇〇〇	一	九五〇	一九	三二、七三〇
小計		五	二、〇〇〇	四	三、五〇〇	六	一二、三〇〇	二	七、三五〇	一	五、〇〇〇	一	九五〇	一九	三二、七三〇
地方銀行	設備	一〇	三、〇〇〇	九	六、八〇〇	一一	一八、三一〇	五	一四、四七〇	一	五、〇〇〇	三	三三、〇〇〇	五三	九八、七五〇
〃	運転	九〇	二七、〇〇〇	五三	三六、〇〇〇	八五	二四、七四〇	一九	五四、〇一〇	三	一五、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	一五八	一七〇、三一〇
小計		一〇〇	三〇、〇〇〇	六二	四二、八〇〇	九六	四三、〇五〇	二四	六九、一五〇	四	二〇、〇〇〇	四	四三、〇〇〇	二一三	二六八、四六〇
信託銀行	設備														
〃	運転														
小計															
相互銀行及び無尽会社	設備														
〃	運転	三	一、六五〇	二	一、四〇〇	三	五、〇〇〇	一	三、五〇〇	一	五、〇〇〇			一〇	一七、五五〇
小計		三	一、六五〇	二	一、四〇〇	三	五、〇〇〇	一	三、五〇〇	一	五、〇〇〇			一〇	一七、五五〇
信用金庫及び信用組合	設備														
〃	運転	六六	二七、七三〇	四一	二九、八五〇	一九	三三、六五〇	一〇	三四、五〇〇	八	四〇、〇〇〇	二	一八、〇〇〇	一五二	一八四、七三〇
小計		六六	二七、七三〇	四一	二九、八五〇	一九	三三、六五〇	一〇	三四、五〇〇	八	四〇、〇〇〇	二	一八、〇〇〇	一五二	一八四、七三〇
農林中金	設備														
〃	運転	二〇五	一四、八四〇	一四	一〇、〇〇〇	一二	二〇、四九〇	四	一四、〇〇〇	一	五、〇〇〇			三六	六四、三三〇
小計		二〇五	一四、八四〇	一四	一〇、〇〇〇	一二	二〇、四九〇	四	一四、〇〇〇	一	五、〇〇〇			三六	六四、三三〇
合計	設備	二四	五、五三〇	一	七、〇〇〇	一	一、八〇〇							二六	一四、三三〇
〃	運転	三六八	一〇一、五一〇	二三	一五、九五〇	一四	二三、七三〇	六	一九、八五〇	二	一〇、〇〇〇	一	九五〇	四一	一五二、〇一〇
大計		四二	一〇七、〇四〇	二四	一六、九五〇	一五	二五、五三〇	六	一九、八五〇	二	一〇、〇〇〇	一	九五〇	四七	一六六、三四〇

金融機関別・使途別・期間別貸付金一覧表

金融機関別	使途別	六カ月 件数	六カ月 金額	一年 件数	一年 金額	二年 件数	二年 金額	三年 件数	三年 金額	四年 件数	四年 金額	五年 件数	五年 金額	計 件数	計 金額
商工中金	設備	一	五、〇〇〇	二	一、八〇〇	一一	三、〇〇〇	二	二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一八	一四、八〇〇
〃	運転	九	六、八〇〇	三一	二一、四九〇	三四	二三、〇二〇	一一	七、五九〇	三	二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	九三	六二、一一〇
小計		一〇	一一、八〇〇	三三	二三、二九〇	三五	二六、〇二〇	一三	九、五九〇	四	三、〇〇〇	二	二、〇〇〇	一一一	七七、〇一〇
旧特別銀行	設備														
〃	運転														
小計															
十一大銀行	設備														
〃	運転	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇					四	四、〇〇〇
小計		一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇					四	四、〇〇〇
地方銀行	設備	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇					四	四、〇〇〇
〃	運転	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇					四	四、〇〇〇
小計		二	二、〇〇〇	二	二、〇〇〇	二	二、〇〇〇	二	二、〇〇〇					八	八、〇〇〇
信託銀行	設備														
〃	運転														
小計															
相互銀行及び無尽会社	設備														
〃	運転	一	五〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇					四	三、五〇〇
小計		一	五〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇					四	三、五〇〇
信用金庫及び信用組合	設備														
〃	運転	一	五〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇					四	三、五〇〇
小計		一	五〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇					四	三、五〇〇
農林中金	設備														
〃	運転	一	五〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇					四	三、五〇〇
小計		一	五〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇					四	三、五〇〇
合計	設備														
〃	運転	一四	八、四〇〇	三九	二七、四九〇	三九	二七、〇二〇	一四	一〇、五九〇	三	二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一一一	七七、〇一〇
大計		一四	八、四〇〇	三九	二七、四九〇	三九	二七、〇二〇	一四	一〇、五九〇	三	二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一一一	七七、〇一〇

信用保険利用状況

（昭和二十七年五月三十一日現在）

（単位千円）

	設備	運転	小計	大計
旧特別銀行				
十一大銀行				
地方銀行	二	一一	一三	
信託銀行				
相互銀行及び無尽会社	一七	四	二一	
信用金庫及び信用組合	二四	一六	四〇	
農林中金	六		六	
合計	四九	三一	八〇	
大計	一九四	二三五、九八二	二三五、一七六	三三九、七二二

金融機関を相手方とする保険

金融機関名	利用件数	利用金額
商工中金	一九九	五九〇、七二〇
旧特別銀行	三	七、二五〇
十一大銀行	一四	一四、一〇〇
地方銀行	二〇三	二〇九、六四三
信託銀行	六	九、九七〇
相互銀行及び無尽会社	一一一	二〇、五七九
信用金庫及び信用組合	二三五	七四、四四三
農林中金	三	八、五〇〇
合計	七七四	九三五、二〇五

指定法人を相手方とする保険

指定法人名	利用件数	利用金額
北海道信用保証協会	四六	四、二三〇
青森県	六	一、五〇〇
岩手県	一一	五、〇〇〇
宮城県	八	八、三〇〇
茨城県	一三	一四、一〇〇
埼玉県	一〇	九、九七〇
富山県	四	一、三〇〇
石川県	五	一、三〇〇
山梨県	四	一、〇〇〇
長野県	一一	九、〇〇〇
静岡県	一三	一、三〇〇
愛知県	三	一、〇〇〇
三重県	二	一、〇〇〇
滋賀県	二	一、〇〇〇
大阪府中小企業信用保証協会	一七	二、三三〇
奈良県信用信証協会	六	一、五〇〇
島根県	五	五、〇〇〇
岡山県	二	八、三〇〇
広島県	一	九、〇〇〇
山口県	一	九、〇〇〇
徳島県	一	三、〇〇〇
愛媛県	一	三、〇〇〇
福岡県	一	九、〇〇〇
熊本県	六	六、〇〇〇
鹿児島県	三	三、〇〇〇
其の他非利用協会	八	八、〇〇〇
合計	二五五	七五四

指定法人を相手方とする保険

指定法人名	利用件数	利用金額
北海道信用保証協会	八五	八四、五二四
青森県	一	七〇〇
岩手県	二	二、〇〇〇
宮城県	四	四、六〇〇
茨城県	二五	二〇、二〇五
埼玉県	七八	二四、二〇〇
富山県	四八	一七、一〇〇
石川県	一一	二五、〇〇〇
山梨県	一六	六、〇〇〇
長野県	七	八、九〇〇
静岡県	八	二、〇〇〇
愛知県		（二二三）
三重県		
滋賀県		
合計	二五五	二五五、五三九

奈良市 小賣物價調査表

昭和27年9月10日調査

品名	銘柄	単位	当月価格	前月比	指数
1主食品					
白米	国旭内産	一升	一五十一〇	二九六	一〇〇
〃	押麦白	〃	一三十一〇	一四	一〇一
大麦粉	〃白一等	一貫	一〇〇	二五	一〇〇
小麦粉	上	一斤	八〇＋一〇	一〇〇	一〇〇
食パン	中等品	一玉	五		一〇〇
生うどん					
2鮮魚肉類					
鰯	生、並	百匁	一三五		一〇〇
鯖	生丸、並	〃	一三五＋五	七、八	一〇〇
スルメ	中羽	〃	三五＋一〇	八〇	一〇〇
煮干	中羽新シイ	〃	七〇		一〇〇
牛肉	一等	一合	一〇〇	一〇〇	
牛乳	壜詰		一五＋二		
鶏卵	地玉一ケ五匁一〇〇匁七ケ	一個	一四	三七、二	
3蔬菜類					
キャベツ	中玉	百匁	一五＋五	三五	
葱	日本産、青ネギ	〃	三一一三〇		
大根	地廻品、葉付	〃	一〇＋一一〇〇		
午蒡	〃	〃	三一一八〇		
甘藷	農林一号一ケ五匁以上	一貫	九〇＋一〇	一〇〇	
馬鈴薯	ダンシャク	〃	九〇＋一〇	九〇	
4加工食糧品					
乾海苔	東京ノリ黒一等	十枚	八〇		一〇〇
豆腐	木綿濾	一丁	八〇匁	一三	一〇〇
こんにやく	白色板	一丁	百匁	一〇	一〇〇
バター	雪印カルトン付	半封度	三一〇	九五、六	
5調味料					
食塩	国産白	一キ三、一〇	ロ		一〇〇
味噌	赤上	百匁	八一二	九三、三	
醤油	マルキン壜	立壜	一三五	一〇〇	
砂糖	三益白	一斤	金＋五	一〇五、三	
食用油	大豆、白絞	一升	三五〇		一〇〇
6嗜好品					
キャラメル	森永一四ケ入	一箱	一三〇	一二五	一〇〇
りんご	国光、中	百匁	一三五	六三、五	
〃	川柳、中	〃	一〇〇＋一〇	一三五	
番茶		一升	八五		一〇〇
清酒	一級、壜共	一本	一四五		一〇〇
ビール	アサヒ、壜共	一箱	三〇		一〇〇
煙草	光				
7繊維品					
綿糸	白三子	一綛	八		九〇
綿縫糸	綿三重底四番	七匁	九〇	＋一〇	二三、五
靴下	綿三匁強	一足	九〇	五五	九〇、九
タオル	スキー印	一枚	五〇		
毛糸	中細純毛	一封、九〇〇＋一〇〇		一〇五、六	
人絹織物	無地平織三号	一ヤール	七〇＋五	一〇五、六	
スフ織物	モスリン一号	〃	八〇＋一〇	一四、三	
〃	ブロード四〇番単糸	一枚	六五〇		九二、八
8日用品					
和紙	未晒	百枚	三〇		一〇〇
ちり紙	三号白	一個	三〇		一〇〇
洗濯石鹸	ニッサン上一〇〇瓦	一足	一五〇		一〇〇
下駄	男物、桐台、最底	一包	一五		八三、三
マッチ	十個入	〃	三〇		一〇〇
ハミガキ粉	ライオン一〇〇瓦	〃	二六〇		一〇〇
鍋	ツルマル印、アルマイト一〇〇C	一個	二六〇		一〇〇
電球	ナショナル六〇W	〃	六五		一〇〇
9燃料					
電気代	一般家庭月平均	三〇KWH			
木炭	黒雑五キロ瓦	一俵	三五〇＋一〇	九三、六	
薪	雑	一束	四三		一〇〇
総指数					一〇三、二弱

註、八月小売物価指数一〇〇、八に比し一〇三、二と若干微騰した。

あとがき

上等の三益白みたいな「サラリ」とした気持の良い感触、而もあつさりした甘みのある銘物！　興味があつて有益な内容！　斯う慾張る仲々六ケ敷いものです。それでも、各方面から玉稿を頂いたので、どうにか発行の運となりました。

編集の拙いのは、何分不馴れのためで、誠にお恥しい次第です、次号はウンと勉強して、面白く読んで頂けるものにしたいと念願して居ります。

本誌の在り方について、どうか皆様の忌憚のない御意見や御鞭撻をお願ひして已みません。

（K生）

昭和二十七年九月二十日印刷
昭和二十七年九月二十五日発行

奈良市東向中町六
編集兼発行人　中村貞三

奈良縣山邊郡丹波市町
印刷人　岡島善次

奈良縣山邊郡丹波市町
印刷所　天理時報社

奈良市東向中町六
発行所　奈良県商工会議所
電話代表奈良三三四番

定価一部　一〇〇円（送料共）

ニッサン
ダットサン

奈良日産自動車株式會社
取締役社長　竹村政太郎
奈良市油阪町一番地
電話奈良自四六九一番（代表）至四六九三番

ニッサン・ダットサン新車販売
外国自動車登録販売店
各種部品、テスター機器類
自動車二級重整備工場

辨天印蚊帳製造
植田蚊帳株式会社
営業所
奈良市肘塚町一一一
電話奈良三一七三番

◇商工會議所とは!!!
◎商工会議所は商工業者の「スポークスマン」であります。
◎商工会議所は国際的な団体として全世界の商工業者に通じてゐます。
◎商工會議所は經營、稅務、金融、經理、取引などの斡旋や相談を受けてゐます。
◎商工会議所では原産地其他の証明や、いろ〳〵な鑑定を行つてゐます。
◎そして商工会議所はいつも商工業者の御利用をお待ちしてゐます。

メリヤス・布帛製品
タオル製造販賣
戸口繊維工業株式會社
取締役社長　戸口健次郎
奈良県生駒郡郡山町高田一一一番
電話郡山（二）一九六〇〇番
奈良県生駒郡郡山町南郡山八一番
電話郡山九四番
奈良県生駒郡郡山町南郡山
電話郡山九四番

純フランス風

喫　茶（一品料理）

食　事（定食・御宴會）

是非御利用願います

商工会議所食堂

電話奈良三五三八番

外観・機構の一新した
新トヨダトラック・トヨペット
（純正部品と附属品・ヨコハマタイヤー）
各種自動車の修理と更生

奈良トヨタ自動車株式會社

本社・奈良市杉ヶ町三〇（国道筋）
電話奈良自四九〇一番至四九〇三番

高田出張所・大和高田市大道二丁目
電話高田七九七番

株式・公社債・貯蓄債券

江口証券奈良投資相談所

友愛證券

奈良市東向南町二十九番地
（但南都銀行本店北隣）
電話二二五〇・三二二五・四七八二番

蚊帳、繃帯、ガーゼ
其他薄織物一般　製造輸出

吉川産業株式會社

本社　大阪市東区北久太郎町一ノ一八
電話船場一六〇三―四
工場　奈良市肘塚町一三八番地
電話奈良二四一四・三四五八番

MANUFACTURERS & EXPORTERS
OF ALL KINDS OF
IMITATION PEARL,
SEED BEAD & OTHER
GLASS BEAD NOVELTIES.

KOYO PEARL MFG. CO., LTD.

277 TAIMA, TAIMA-MURA
KITAKATSURAKI-GUN
NARA-PRE, JAPAN

TELEPHONE: NAGAO 29

味が自慢・春日ホテルの洋食



◎火災保険の御用命は

大和經濟倶樂部員

大阪住友海上火災保険株式會社
奈良出張所
奈良四二三八番

同和火災海上保険株式會社
奈良出張所
奈良二四九八番

東京海上火災保険株式會社
奈良営業所
奈良四一八九番
（五十音順）

東亞製綱株式会社

本社及麻綱部工場
奈良県五条町
電話五条一三八・一三九番

マニラロープ
捕鯨網其他

紡績部工場
奈良県御所町
電話御所二七〇・五二三番

綿糸・撚糸

大阪営業所　大阪市東区京橋三
北海道連絡所　函館市仲浜町二五

奈良交通株式會社

取締役社長　鈴木角一郎

奈良市油阪町壱番地
電話奈良（代表）四五三一番

